明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三四）　一〇

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（三三五）　一〇

○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三六）　一〇

○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三七）　一〇

○都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三九）　一一

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令（三四〇）　一一

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（三四一）　一一

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三四二）　一一

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令（三四三）　一一

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九六）　一一

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（同九七）　一一

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通五）　一一

○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通八）　一一

〔省　令〕

○電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令（総務九五）　一一

○国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令（財務六一）　一一

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　一一

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五六）　一一

○都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通九七）　一一

○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境二八）　一一

〔規　則〕

○道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委一六）　一一

○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（同一七）　一一

〔告　示〕

○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委四七）　一一

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三二五）　一一

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二六）　一一

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三二七）　一一

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三二八）　一一

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二九）　一一

○政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同三三〇）　一一

○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件（厚生労働三二六）　一一

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づく飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産一九五五）　一一

○飼料の公定規格の一部を改正する件（同一九五六）　一一

○都市再生特別措置法施行規則第二十三条の三第一項第四号及び第六号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準（国土交通一二五二）　一一

〔官庁報告〕

国家試験

令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された法令のあらまし

**◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三三四号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二四日とすることとした。

**◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第三三五号）（警察庁）

一　道路交通法施行令の一部改正関係

1　特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備

㈠　特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、都道府県公安委員会が一定の法人に委託することができないものを定めることとした。（第四〇条の三関係）

㈡　特定免許情報記録手数料及び免許証等更新手数料等の標準を定めることとした。（第四三条関係）

㈢　国家公安委員会の権限に属する特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、警察庁長官に権限が委任されるものを定めることとした。（第四三条の二関係）

㈣　その他所要の規定を整備することとした。

2　運転免許等に関する手数料の標準（1㈡に掲げるものを除く。）を改めることとした。（第四三条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

防衛出動命令等を受けた隊員が受けている運転免許に係る免許情報記録の有効期間及び当該免許情報記録の有効期間の更新に関する特例を定めることとした。（第一六〇条関係）

三　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものを定めることとした。（別表関係）

四　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

個人識別符号に免許情報記録の番号を加えることとした。（第一条関係）

五　経過措置

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。

六　施行期日

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二四日）から施行することとした。

**◇自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三三六号）（警察庁）

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三五号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

**◇自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三三七号）（警察庁）

一　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正関係

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三七年政令第三二九号）について、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三五号。以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成一五年政令第二七号）について、改正法の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

**◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三三八号）（国土交通省）

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四〇号）の施行期日は、令和六年一一月八日とすることとした。

**◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三三九号）（国土交通省）

一　都市緑地法施行令の一部改正関係

1　都市緑化支援機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れた場合の国の都道府県等に対する補助金の額は、都道府県等の負担に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とすることとした。（第七条関係）

2　登録調査機関の登録の有効期間を三年とすることとした。（第一六条関係）

3　優良緑地確保計画の認定を受けようとする者が納めなければならない手数料の額を定めることとした。（第一七条関係）

4　登録調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可の方法を定めることとした。（第一八条関係）

二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　歴史的風土保存計画において定められた機能維持増進事業の実施の方針に従って行う行為については、歴史的風土特別保存地区における行為の制限の対象外とすることとした。（第五条第九号ホ関係）

2　都市緑化支援機構が歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れた場合の国が負担する金額は、府県の負担に要する費用の額に一〇分の七を乗じて得た額とすることとした。（第九条関係）

三　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

民間都市開発推進機構がその整備に要する費用について支援等することができる緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の内容を定めることとした。（第二九条関係）

四　首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正関係

都市緑化支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買い入れた場合の国の都県及び市に対する補助金の額は、都県及び市の負担に要する費用の額に一〇分の五・五を乗じて得た額とすることとした。（第四条関係）

五　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

都市緑化支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買い入れた場合の国の府県及び市に対する補助金の額は、府県及び市の負担に要する費用の額に一〇分の五・五を乗じて得た額とすることとした。（第七条関係）

六　景観法施行令の一部改正関係

景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に都市緑地法第三条の三第一項の広域計画を追加することとした。（第六条第一五号関係）

七　国土交通省組織令の一部改正関係

都市環境課の所掌事務を変更することとした。（第八三条関係）

八　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一一月八日）から施行することとした。

**◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三四〇号）（経済産業省）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一一月一八日とすることとした。

**◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令**（政令第三四一号）（経済産業省）

1　総則

㈠　この政令は、貯留権等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号。以下「法」という。）第二五条第一項に規定する貯留権等をいう。）の登録（試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

㈡　この政令における用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

㈢　㈠の登録は、経済産業大臣が行うこととした。（第三条関係）

2　試掘権登録簿

㈠　試掘権に関する貯留権等登録簿は、試掘権登録簿とし、これを経済産業省に備えることとした。（第六条関係）

㈡　登録記録は、表題部及び権利部に区分して作成することとした。（第九条関係）

3　登録手続

㈠　登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないこととした。（第一二条第一項関係）

㈡　登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、試掘権を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第一三条関係）

㈢　経済産業大臣は、その登録をすることによって申請人自らが登録名義人となる場合において、当該登録を完了したときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に対し、当該登録に係る登録済証を交付しなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

㈣　登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をする場合その他登録名義人が経済産業省令で定める登録の申請をする場合には、申請人は、その申請書と併せて登録義務者（当該経済産業省令で定める登録の申請にあっては、登録名義人）の登録済証を提出しなければならないこととした。ただし、申請人が登録済証を提出することができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでないこととした。（第一七条関係）

㈤　経済産業大臣は、申請書に記載した試掘権が登録記録と合致しないとき等には、理由を付した決定で、登録の申請を却下しなければならないこととした。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでないこととした。（第二〇条関係）

㈥　表題部の登録事項は、許可試掘区域（法第一四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。）等とした。（第二二条第一項関係）

㈦　権利部の登録事項は、試掘権の権利者の氏名等とすることとした。（第二二条第二項関係）

㈧　登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が共同してしなければならないこととした。（第二三条関係）

4　試掘権に関する登録

㈠　試掘権の設定の登録は、試掘権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により試掘権を取得した者等以外の者は、申請することができないこととした。（第三五条関係）

㈡　経済産業大臣は、法第一九条第一項から第三項までの規定により試掘の許可を取り消したとき等に該当するときは、職権で、試掘権の登録の抹消又は変更の登録をしなければならないこととした。（第三八条関係）

5　信託等に関する登録

㈠　信託の登録の登録事項は、3の㈦のほか、委託者、受託者及び受益者の氏名等とすることとした。（第三九条第一項関係）

㈡　仮登録は、試掘権の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき等にすることができることとした。（第四八条関係）

㈢　試掘権について民事保全法（平成元年法律第九一号）第五四条において準用する同法第五三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする試掘権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合においては、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請することができることとした。（第五四条第一項関係）

6　登録事項の証明等

何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができること等とした。（第五五条関係）

7　附則

㈠　資産の流動化に関する法律施行令（平成一二年政令第四七九号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月一八日）から施行することとした。

---

**◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三四二号）（経済産業省）

一　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令の一部改正関係

1　題名

題名を「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可に係る鉱物

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号。以下「法」という。）第一二条第一項の政令で定める鉱物は、石油及び可燃性天然ガスとすることとした。（第二条関係）

3　収用委員会の裁決の申請手続

法第一一七条第三項の規定により土地収用法（昭和二六年法律第二一九号）第九四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならないこととした。（第三条関係）

4　手数料の額

法第一三一条第一号（第四条第一項、第一二条第一項、第一四条第一項及び第一二〇条第一項に係る部分に限る。）に掲げる者が国に納付しなければならない手数料の額について定めることとした。（第四条関係）

二　所得税法施行令の一部改正関係

減価償却資産の範囲に、無形固定資産として法第二条第八項に規定する試掘権を追加することとした。（第六条、第二二五条の一六及び第二九一条の二関係）

三　法人税法施行令の一部改正関係

減価償却資産の範囲に、無形固定資産として法第二条第八項に規定する試掘権を追加することとした。（第一三条、第一四五条の一五及び第一八三条関係）

四　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

労働安全衛生法（昭和四七年法律第五七号）第三七条第一項の政令で定める機械等のうち労働安全衛生法施行令（昭和四七年政令第三一八号）第一二条第一項第二号に規定する第一種圧力容器等について、法の適用を受けるものを除くこととした。（第一二条～第一四条関係）

五　自然環境保全法施行令の一部改正関係

自然環境保全法（昭和四七年法律第八五号）第三五条の四第三項第四号の政令で定める行為として、法第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うことを追加することとした。（第六条関係）

六　消費税法施行令の一部改正関係
　調整対象固定資産及び内外判定の対象となる資産でその所在場所が明らかでないものの範囲に、法第二条第八項に規定する試掘権を追加することとした。（第五条及び第六条関係）
七　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係
　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律に法を追加することとした。（本則関係）
八　経済産業省組織令の一部改正関係
　経済産業省組織令（平成一二年政令第二五四号）第一九条の五に、法第五九条第一項第三号に規定する試掘場における保安に関することを追加することとした。（第一九条の五関係）
九　附則関係
１　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二八年政令第四三号）について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二項関係）
２　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三三二号）について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第三項関係）
一〇　この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月一八日）から施行することとした。

**◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四三号）（厚生労働省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係
　一般職の職員の給与に関する法律別表第八ロ医療職俸給表㈡の適用対象者に、防衛大学校等に勤務する管理栄養士を追加することとした。（第三条第八項第二号関係）
二　食品衛生法施行令の一部改正関係
　食品衛生監視員の要件に、管理栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するものを追加することとした。（第九条第一項第四号関係）
三　施行期日
　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

# 政令

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百三十四号**

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

---

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百三十五号**

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の六第一項及び第三項、第九十七条の二第一項第三号、第百一条の三第一項ただし書、第百一条の四第三項、第百五条の二第一項、第二項及び第四項、第百八条第一項、第百十二条第一項並びに第百十三条の四、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の十六第三項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十条第一号、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

**第一章**　関係政令の整備等

（道路交通法施行令の一部改正）

**第一条**　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六の二の見出し中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条中「第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のイ⑷」に改める。

第三十三条の七第一項中「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、「又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）を「にあつては同号に定める日前五年間及び同日から同号に規定する次の免許」に、「が第四号に定める日以後である者に限る。）」を「までの間とし、第四号に掲げる者のうち同号に規定する次の免許に係る適性試験を受けた日の前日が同号に規定する特定誕生日の四十日前の日以後であるもの」に、「、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証」を「同日前五年間及び同日から当該次の免許」に、「の間」を「の間とする」に改め、同項第一号中「免許証の更新（免許証の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）」を「免許証等（同条第一項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）」に、「の免許証」を「の免許証等」に改め、同項第二号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ⑷に規定する特別失効者に該当する者として当該効力を失つた免許の次の免許を受けた者　当該効力を失つた免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四　法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ⑷に規定する特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者　当該次の免許に係る適性試験を受けた日（当該日が当該取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

第三十三条の七第一項第五号中「より免許証の交付」を「よる運転免許証（以下「免許証」という。）の交付又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同項の規定による免許情報記録（法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の書換え」に、「免許証に」を「免許証又は当該書換え後の免許情報記録に」に、「を更新前の免許証」を「又は当該書換え前の免許情報記録を更新前の免許証等」に改め、同条第二項中「第九十二条の二第一項の表の備考一の4」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のニ」に改める。

第三十三条の八の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「第九十二条の二第四項」を「第九十五条の六第三項」に改める。

第三十四条の二第一号ハ中「試験」の下に「（以下「技能試験」という。）」を加え、同号ニ中「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ホ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改め、同条第二号イ及びハ中「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ニ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改める。

第三十四条の三第二項第一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項第二号中「第百五条第一項」を「第百五条」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項第八号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「受けなかつたもの」を「受けなかつた者」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　法第百五条の規定により免許が失効した者で、法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書（同条第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十九条の二の六第一項において同じ。）の交付又は法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報（同条第三項に規定する運転経歴情報をいう。第三十九条の二の六第二項において同じ。）の記録を受けたもの

第三十四条の三第四項第一号中「第百五条第一項」を「第百五条」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同項第二号中「免許証」を「免許証等」に改める。

第三十四条の四第二項中「法第九十七条第一項第二号及び第三号」を「技能試験及び法第九十七条第一項第三号」に改め、「試験」の下に「（次条において「学科試験」という。）」を加える。

第三十四条の五第一号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第二号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ニ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第四号及び第五号中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同条第六号中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験又は学科試験」に改める。

第三十五条第三項第三号中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改める。

第三十七条の五の見出しを「（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）」に改める。

第三十七条の六の前の見出し、同条及び第三十七条の六の三中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第三十九条の二の四第四号及び第五号中「第三十九条の二の六第一項第三号」を「次条第三号」に改める。

第三十九条の二の五の前の見出し及び同条を削る。

第三十九条の二の六第一項中「第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」を「第百五条の二第一項」に、「第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日」を「第百五条の規定により免許が失効した日の前日」に改め、同項第三号中「第百五条第一項」を「第百五条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条の二の五とし、同条の前に見出しとして「（運転経歴証明書の交付等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

**第三十九条の二の六**　法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第一項の規定による申請をした日前五年以内に法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消され、又は法第百五条の規定により免許が失効した者であつて、現に受けている免許がないものに対して行うものとする。

2　前項の規定は、法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録について準用する。この場合において、前項中「同条第一項」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

第四十条の三第十三号中「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「同項」を「同条第七項」に改め、同条第十四号及び第十五号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第四十一条の四を削る。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項第三欄中「五百円」を「五百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「四百円」を「三百五十円」に、「六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「七百円（技能試験」に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「、千九百五十円」を「、二千三百円」に、「三千三百円」を「三千四百五十円」に改め、同項第四欄中「千五十円」を「千百円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

| | |
|---|---|
| 三千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円） | 千二百五十円 |

を

| | |
|---|---|
| 三千二百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百円） | 千三百五十円 |

に、

| | |
|---|---|
| 千九百円（法第七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千百円） | 千二百五十円 |

を

| | |
|---|---|
| 千八百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千円） | 千三百円 |

に、「千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「三千八百円（技能試験」に、「二千百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「三千百円（技能試験」に、「千二百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「三千百円（技能試験」に、「四千百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「四千三百五十円（技能試験」に、「二千二百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「二千百円（技能試験」に改め、同表検査手数料の項中「以下」を「以下この表において」に、「三百円」を「三百五十円」に、「二千六百円」を「三千百五十円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「三千四百五十円」を「三千五百円」に、「三千六百五十円」を「三千七百円」に改め、同表再試験手数料の項第三欄中「六百円」を「六百五十円」に、「二千九百円」を「三千四百五十円」に、「千二百五十円」を「千二百五十円」に、「、千九百円」を「、二千二百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改め、同項第四欄中「千三百円」を「千四百円」に、「千五百円」を「千六百円」に、「千五百十円」を「千三百五十円」に、「千五百円」を「千六百五十円」に、「千百五十円」を「千二百五十円」に、「千二百円」を「千三百円」に、「五百五十円」を「六百円」に改め、同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 免許証交付手数料 | |
| 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 | |
| 法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合 | |
| 千五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許証情報記録の書換えを受けようとするものの適用を受けるもの（以下この表において「特定免許証情報記録の書換え」という。）に対する交付にあつては、千二百五十円） | 八百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、六百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） |
| 仮運転免許に係る免許証 | |
| 法第九十五条の二第一項の規定による交付を受ける場合 | 千七百円 |
| 法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合 | 六百円（特定試験免許取得者に係る記録にあつては、四百円） |
| 法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合 | 三百円 |
| 法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出をもしない場合 | 五百円 |
| 特定免許情報記録手数料 | |
| 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録 | 九百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、七百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） |
| 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換え | 九百五十円（免許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えにあつては、百円） |

第四十三条第一項の表免許証再交付手数料の項中「千百五十円」を「千七百円」に、「千百円」を「千百円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「七百五十円」を「七百円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 仮運転免許に係る免許証 | |
| 法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合 | 千七百円 |
| 法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合 | 六百円（特定試験免許取得者に係る記録にあつては、四百円） |
| 法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合 | 三百円 |
| 法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出をもしない場合 | 五百円 |
| 特定免許情報記録手数料 | |
| 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録 | 九百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、七百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） |
| 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換え | 九百五十円（免許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えにあつては、百円） |

| | |
|---|---|
| 交付にあつては、六百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） | 八百五十円 |
| 交付にあつては、千二百五十円） | 七百五十円 |

第四十三条第一項の表免許証更新手数料の項及び経由手数料の項を次のように改める。

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 免許証等更新手数料 | | | | | | | | |
| | | | 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） | | | 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） | | | 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 | | |
| | | | 法第百一条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合 | 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） | 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 | 経由申請をする場合であつて、法第百一条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をするとき | 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき | 経由申請をしない場合 | 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき | 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき | 経由申請をしない場合 |
| 者（以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、零円） | 千六百円 | 七百円 | 千八百五十円 | 二百円 | 七百五十円 | 千円 | 千六百円 | 千六百円 | 千八百五十円 | | |
| 報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては七百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） | 千百五十円 | 六百円 | 千円 | 八百円 | 千二百円 | 千百円 | 九百円 | 千二百五十円 | 千百円 | | |

| 経由手数料 | | | |
|---|---|---|---|
| 経由地書換申出をする場合 | | 九百五十円 | 七百五十円 |
| 経由地書換申出をしない場合 | | 四百円 | 三百五十円 |

第四十三条第一項の表運転技能検査手数料の項中「千五十円」を「千百五十円」に改め、同表審査手数料の項第三欄中「七百円」を「六百五十円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「二千九百五十円」を「三千五百五十円」に、「二万四百五十円」を「二万二百円」に、「一万八千四百円」を「一万八千七百円」に、「千二百円」を「千六百円」に、「一万三千五百円」を「一万二千八百五十円」に、「三千百五十円」を「三千三百五十円」に、「一万八千八百五十円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「二千七百円」を「三千三百円」に、「一万千八百五十円」を「一万千八百円」に、「一万八百五十円」を「一万千円」に、「千二百円」を「千六百円」に、「八千四百五十円」を「八千三百五十円」に、「三千二百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に、「千四百五十円」を「千三百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

| 講習手数料 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習 | 講習一時間について五百五十円 | 講習一時間について三百円 | | | | |
| 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習 | 講習一時間について千百円 | 講習一時間について千三百円 | | | | |
| 法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習 | 講習一時間について七百円 | 講習一時間について千二百五十円 | 講習一時間について二千円 | | | |
| 法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） | 講習一時間について二千六百五十円 | 講習一時間について二千百円 | 講習一時間について千七百円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 |
| | 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） | 講習一時間について二千百円 | 講習一時間について千七百円 | 講習一時間について千三百円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 |
| | 普通自動車免許に係る講習 | 講習一時間について千七百円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 |
| 法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習 | 大型自動二輪車免許に係る講習 | 講習一時間について二千九百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 |
| | 普通自動二輪車免許に係る講習 | 講習一時間について二千八百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習 | 講習一時間について七百五十円 | 講習一時間について千円 | | | | | | | |
| 法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習 | 講習一時間について千六百五十円 | 講習一時間について千五百五十円 | | | | | | | |
| 法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習 | 講習一時間について千四百五十円 | 講習一時間について四百円 | | | | | | | |
| 法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習 | 講習一時間について六百円 | 講習一時間について三百円 | | | | | | | |
| 法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 | 準中型自動車免許に係る講習 | 講習一時間について七百円 | 講習一時間について千六百円 | 三百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電気通信回線で接続した電子計算機であつて、講習を受ける方法に組織を使用する情報処理の高度化等に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、零円） | 五百円（オンライン講習にあつては、零円） | 法第九十五条の六第一項の表の備考第一号の口に規定する優良運転者に対する講習 | 二百円 | 三百円（オンライン講習にあつては、二百円） | 法第九十五条の六第一項の表の備考第一号の八に規定する一般運転者に対する講習 |
| | 普通自動車免許に係る講習 | 講習一時間について五百五十円 | 講習一時間について千六百円 | | | | | | |
| | 大型自動二輪車免許に係る講習 | 講習一時間について千二百五十円 | 講習一時間について千六百円 | | | | | | |
| | 普通自動二輪車免許に係る講習 | 講習一時間について千百円 | 講習一時間について千六百円 | | | | | | |
| | 原動機付自転車免許に係る講習 | 講習一時間について九百五十円 | 講習一時間について千六百円 | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）で同じ。）に対する講習 | | | | | | | | | |
| 法第九十五条の六第一項の表の備考第一号のニに規定する違反運転者等のうち特定運転者に該当する者で特定運転者に該当しないものに対する講習 | 三百円（オンライン講習にあつては、二百円） | 五百円（オンライン講習にあつては、零円） | 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十条第一項第三号イに掲げる者を除く。）に対する講習 | 二千二百円 | 四千四百円 | 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習 | 普通自動車対応免許を受けている者（法第九十条第一項第三号イに掲げる者を除く。）に対する講習 | 七百円 | 二千二百円 |
| 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する講習（以下「実車等指導」という。）を含む講習 | 五千百五十円 | 七千七百五十円 | | | | 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習 | 普通自動車対応免許を受けている者（法第九十条第一項第三号イに掲げる者を除く。）に対する講習であつて、第一種運転免許又は第二種運転免許を受けた者に対する講習 | 五千百五十円 | 七千七百五十円 |
| 実車等指導を含まない講習 | 三千八百円 | 五千五百五十円 | | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 若年運転者講習 | 講習一時間について千二百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | |
| 法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習 | 講習一時間について六百円 | 講習一時間について千五百円 | |
| 法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習 | 講習一時間について五百五十円 | 講習一時間について千五百円 | |

第四十三条第一項の表通知手数料の項中「八百五十円」を「九百五十円」に改め、同条第二項の表一の項中「三千七百円」を「三千五百円」に、「三千四百五十円」を「三千五百五十円」に、

| | | |
|---|---|---|
| 五十円 | 二千五十円 | |
| 百五十円 | 七千二百円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 百円 | 千二百円 | |
| 二百円 | 四千百円 | |

に改め、同表二の項中「六千四百円」を「六千五十円」に、「六千円」を「六千百五十円」に、

| | | |
|---|---|---|
| 百円 | 千八百円 | |
| 二百円 | 七千五百五十円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 百円 | 千二百円 | |
| 二百円 | 四千百円 | |

に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百五十円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一中「二千百五十円」を「二千七百五十円」に、「七百円を、」を「六百五十円を、」に、「九百円」を「千二百円」に、「二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円」を「二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については百五十円」に改め、同表の備考二中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同条第三項の表一の項中「三千七百円」を「三千五百円」に、「三千四百五十円」を「三千五百五十円」に、

| | | |
|---|---|---|
| 五十円 | 二千五十円 | |
| 百五十円 | 七千二百円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 千二百円 | 千百円 | |
| 四千百円 | 四千二百五十円 | |

に改め、同表二の項中「二千六百円」を「二千五百五十円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一中「二千二百円」を「二千七百五十円」に、「九百円」を「千二百円」に、「二千六百五十円」を「二千七百五十円」に、「二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円」を「二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円」に、「二百円を、大型自動車第二種免許等」を「百五十円を、大型自動車第二種免許等」に改め、同表の備考二中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第百十二条第一項第四号の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて法第九十五条の二第一項の規定による申請をしたもの（次に掲げる者を除く。）

イ　当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

ロ　法第九十二条第一項又は第百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に当該申請をした者

二　法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者（法第百四条の四第三項の規定により免許が与えられる者を除く。）

第四十三条の二中「並びに法」を「、法」に、「、第百六条」を「の規定による報告の受理及び通報、法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置及び同項第二号に規定する措置に係る処理、同条第四項の規定による通報並びに法第百六条」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

**第二条**　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十条の見出し中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条第一項中「運転免許証」の下に「又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、「免許証」を「免許証等」に、「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）」を「同法」に改め、同条第二項中「免許証」を「免許証等」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百一条第六項、第百一条の二第四項、第百七条第二項」を「第九十五条の二第十一項、第百一条の四の二第一項、第百六条の三第二項」に改める。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

**第四条**　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加える。

**第二章**　経過措置

**第五条**　道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の道路交通法第百一条第三項に規定する書面の送付を受けた改正法第四条の規定による改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に該当する者に対する新法第百一条の二の二第一項の規定の適用については、当該者は、新法第百一条第三項の規定により新法第百一条の二の二第一項に規定する書面の送付を受けた者とみなす。

**附　則**

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
防衛大臣　中谷　元

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百三十六号**

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

---

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百三十七号**

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

附則第二項の見出し中「、保管場所標章等の規定」を「の規定等」に改める。

附則第四項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の項を削る。

**附　則**

この政令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

---

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百三十八号**

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月八日とする。

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
農林水産大臣　小里　泰弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

---

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百三十九号**

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）の施行に伴い、並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十一条第一項、第九十九条第一項及び第百十二条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第九条第一項ただし書及び第十七条第一項、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第七十一条第一項第一号、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第十七条第二項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第十八条第二項、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第九項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市緑地法施行令の一部改正）

**第一条**　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第九項第六号」を「第十四条第九項第七号」に改め、同条第五号及び第六号ロ(5)中「堆積（たい）」を「堆積」に改める。

第七条中「土地の買入れ」の下に「若しくは負担」を加える。

本則に次の三条を加える。

（登録調査機関の登録の有効期間）

**第十六条**　法第九十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（計画の認定の申請に係る手数料の額）

**第十七条**　法第百十二条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　国土交通大臣が調査（法第九十五条第一項に規定する調査をいう。以下同じ。）の全部を自ら行う場合　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　法第八十八条第一項の認定を受けようとする者　一件につき百二十万円

ロ　法第八十九条第一項の変更の認定を受けようとする者　一件につき四十万円

二　国土交通大臣が登録調査機関に調査の一部を行わせる場合　別に政令で定める額

（登録調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可）

**第十八条**　法第百十二条第二項の認可を受けようとする登録調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び調査の業務の実施に要する費用の額に関し国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

２　国土交通大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正）

**第二条**　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第八条第一項第七号」を「第九条第一項第七号」に改め、同条第二号中「堆積（たい）」を「堆積」に改める。

第四条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第八条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改め、同条第八号及び第九号ロ⑻中「堆積（たい）」を「堆積」に改め、同号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　歴史的風土保存計画において定められた当該歴史的風土特別保存地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為

第六条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第一号ホ⑸、第二号ロ及び第三号ホ⑷中「瓦（かわら）」を「瓦」に改め、同条第四号及び第六号の二中「前条第九号ホ⑷」を「前条第九号ヘ⑷」に改め、同条第七号及び第十二号中「地貌（ぼう）」を「地貌」に改め、同条第十三号中「堆積（たい）」を「堆積」に改める。

第八条中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

第九条を削る。

第十条中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第九条」を「第十条」に、「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、「買入れ」の下に「若しくは法第十三条第五項の規定による負担」を加え、同条を第九条とする。

第十一条中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を第十条とする。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

**第三条**　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第九条に規定する設備」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九条に規定する設備

二　緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うために必要な計測機器、通信機器、電子計算機、かん水設備その他国土交通大臣が定める設備

三　太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通省令で定める設備

四　エネルギーの効率的利用に資するものとして国土交通省令で定める設備

（都市公園法施行令の一部改正）

**第四条**　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

**第五条**　次に掲げる政令の規定中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

一　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の五第三号及び第三条第一項第三号

二　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第七条第三号

（首都圏近郊緑地保全法施行令及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

**第六条**　次に掲げる政令の規定中「土地の買入れ」の下に「若しくは負担」を加える。

一　首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）第四条

二　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第七条

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令等の一部改正）

**第七条**　次に掲げる政令の規定中「第八条第八項」を「第九条第八項」に改める。

一　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第七号

二　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第二十二号

三　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第八号

（景観法施行令の一部改正）

**第八条**　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、同条第十五号中「第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する」を「第三条の三第一項の広域計画又は同法第四条第一項の」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

**第九条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十三条に次の一号を加える。

三　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

イ　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）に規定する基本方針及び広域計画並びに緑地確保指針及び優良緑地確保計画

ロ　都市緑化支援機構の行う都市緑地法第七十条第五号に掲げる業務

第八十六条第十二号中「第九項」を「第十項」に改める。

第八十八条第十四号中「まちづくり推進課及び公園緑地・景観課」を「他課」に改める。

第九十条第二号中「こと（」の下に「第八十三条第三号に掲げるもの及び」を加える。

**附　則**

この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月八日）から施行する。ただし、第八条中景観法施行令第六条第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

文部科学大臣臨時代理

国務大臣　中根　順子

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百四十号**

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月十八日とする。

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

---

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百四十一号**

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第三十六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　試掘権登録簿（第六条―第十一条）
第三章　登録手続
第一節　通則（第十二条―第三十四条）
第二節　試掘権に関する登録（第三十五条―第三十八条）
第三節　信託に関する登録（第三十九条―第四十七条）
第四節　仮登録（第四十八条―第五十三条）
第五節　仮処分に関する登録（第五十四条）
第四章　登録事項の証明等（第五十五条・第五十六条）
第五章　雑則（第五十七条・第五十八条）
附則

## 第一章　総則

（趣旨）

**第一条**　この政令は、貯留権等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する貯留権等をいう。）の登録（試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第二条**　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　登録記録　試掘権の登録について、一の試掘権ごとに第九条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

二　登録事項　この政令の規定により登録記録として登録すべき事項をいう。

三　登録名義人　登録記録に試掘権について権利者として記録されている者をいう。

四　登録権利者　登録をすることにより、登録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。

五　登録義務者　登録をすることにより、登録上、直接に不利益を受ける登録名義人をいい、間接に不利益を受ける登録名義人を除く。

六　変更の登録　登録事項に変更があった場合に当該登録事項を変更する登録をいう。

七　更正の登録　登録事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該登録事項を訂正する登録をいう。

（管轄）

**第三条**　第一条の登録は、経済産業大臣が行う。

（権利の順位）

**第四条**　同一の試掘権について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録の前後による。

2　付記登録（既にされた登録についてする登録であって、当該既にされた登録を変更し、又は更正するもので当該既にされた登録と一体のものとして公示する必要があるものをいう。以下この項及び第二十八条において同じ。）の順位は主登録（付記登録の対象となる既にされた登録をいう。以下この項において同じ。）の順位により、同一の主登録に係る付記登録の順位はその前後による。

（登録がないことを主張することができない第三者）

**第五条**　詐欺又は強迫によって登録の申請を妨げた第三者は、その登録がないことを主張することができない。

2　他人のために登録を申請する義務を負う第三者は、その登録がないことを主張することができない。ただし、その登録の登録原因（登録の原因となる事実又は法律行為をいう。以下同じ。）が自己の登録の登録原因の後に生じたときは、この限りでない。

## 第二章　試掘権登録簿

（試掘権登録簿）

**第六条**　試掘権に関する貯留権等登録簿は、試掘権登録簿とし、これを経済産業省に備える。

（試掘権登録簿の調製）

**第七条**　試掘権登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する。

（登録）

**第八条**　登録は、試掘権登録簿に登録事項を記録することによって行う。

（登録記録の作成）

**第九条**　登録記録は、表題部及び権利部に区分して作成する。

（登録記録の滅失と回復）

**第十条**　経済産業大臣は、登録記録の全部又は一部が滅失したときは、当該登録記録の回復に必要な処分をすることができる。

（経済産業省令への委任）

**第十一条**　この章に定めるもののほか、試掘権登録簿及び登録記録の記録方法その他の登録の事務に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

## 第三章　登録手続

### 第一節　通則

（当事者の申請又は嘱託による登録）

**第十二条**　登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

2　第五条及びこの章（この条、第十六条、第二十二条第一項、第二項第一号、第三号から第五号まで及び第七号並びに第三項、第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十三条、第四十四条、第四十九条並びに第五十一条を除く。）の規定は、官庁又は公署の嘱託による登録の手続について準用する。

（申請の手続）

**第十三条**　登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、試掘権を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（受付）

**第十四条**　経済産業大臣は、前条の規定により申請書を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該申請書に係る登録の申請の受付をしなければならない。

2　同一の試掘権に関し二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。

3　経済産業大臣は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の試掘権に関し同時に二以上の申請がされたとき（前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を付するものとする。

（登録の順序）

**第十五条**　経済産業大臣は、同一の試掘権に関し登録の申請が二以上あったときは、これらの登録を受付番号の順序に従ってしなければならない。

（登録済証の交付）

**第十六条**　経済産業大臣は、その登録をすることによって申請人自らが登録名義人となる場合において、当該登録を完了したときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に対し、当該登録に係る登録済証を交付しなければならない。

2　経済産業大臣は、職権又は嘱託による登録を完了したときは、当該登録に係る登録済証を登録権利者（当該登録をすることによって登録名義人となる者に限る。）に交付しなければならない。

（登録済証の提出）

**第十七条**　登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をする場合その他登録名義人が経済産業省令で定める登録の申請をする場合には、申請人は、その申請書と併せて登録義務者（当該経済産業省令で定める登録の申請にあっては、登録名義人）の登録済証を提出しなければならない。ただし、申請人が登録済証を提出することができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

（事前通知等）

**第十八条**　経済産業大臣は、申請人が前条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登録済証を提出することができないときは、経済産業省令で定める方法により、同条に規定する登録義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該期間内にあっては、当該申出がない限り、当該申請に係る登録をすることができない。

2　経済産業大臣は、前項の登録義務者の住所について変更の登録がされているときは、経済産業省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登録をする前に、経済産業省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登録義務者の登録記録上の前の住所に宛てて、当該申請があった旨を通知しなければならない。

3　前二項の規定は、経済産業大臣が第二十条（第九号を除く。）の規定により申請を却下すべき場合には、適用しない。

（本人確認）

**第十九条**　経済産業大臣は、登録の申請があった場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

（申請の却下）

**第二十条**　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登録の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一　申請が登録事項（他の法令の規定により登録記録として登録すべき事項を含む。）以外の事項の登録を目的とするとき。

二　申請に係る登録が既に登録されているとき。

三　申請の権限を有しない者の申請によるとき。

四　申請書又はその提出の方法がこの政令若しくはこの政令に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

五　申請書に記載した試掘権が登録記録と合致しないとき。

六　申請書に記載した登録義務者（第三十七条又は第五十三条前段の場合にあっては、登録名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登録記録と合致しないとき。

七　申請書に記載した事項が第二十四条に規定する登録原因を証する書面の内容と合致しないとき。

八　第十七条本文若しくは第二十四条の規定又はこの政令に基づく命令の規定により申請書と併せて提出しなければならないものとされている書面が提出されないとき。

九　第十八条第一項に規定する期間内に同項の申出がないとき。

十　登録免許税を納付しないとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、登録すべきものでないときとして経済産業省令で定めるとき。

（経済産業省令への委任）

**第二十一条**　第十二条から前条までに定めるもののほか、申請書の提出の方法並びに申請書と併せて提出することが必要な書面及びその提出の方法その他の登録申請の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（登録事項）

**第二十二条**　表題部の登録事項は、次のとおりとする。

一　許可試掘区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。以下同じ。）

二　試掘の概要

三　試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。以下同じ。）の有効期間が満了する日

四　登録原因及びその日付

五　登録の年月日

六　前各号に掲げるもののほか、試掘権を識別するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの

２　権利部の登録事項は、次のとおりとする。
一　登録の目的
二　申請の受付の年月日及び受付番号
三　登録原因及びその日付
四　試掘権の権利者の氏名又は名称及び住所並びに試掘権の登録名義人が二人以上である場合にあっては、当該試掘権の登録名義人ごとの持分
五　登録の目的である試掘権の消滅に関する定めがあるときは、その定め
六　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請した者（以下この号及び第二十九条第三項において「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
七　第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として経済産業省令で定めるもの
３　買戻しの特約の登録の登録事項は、前項各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

（共同申請）
**第二十三条**　登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が共同してしなければならない。

（登録原因を証する書面の提出）
**第二十四条**　登録を申請する場合には、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請書と併せて登録原因を証する書面を提出しなければならない。

（一般承継人による申請）
**第二十五条**　登録権利者、登録義務者又は登録名義人が登録の申請人となることができる場合において、当該登録権利者、登録義務者又は登録名義人について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、当該登録を申請することができる。

（判決による登録等）
**第二十六条**　第二十三条の規定にかかわらず、同条の規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登録手続をすべきことを命ずる確定判決による登録は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。
２　相続又は法人の合併による権利の移転の登録は、登録権利者が単独で申請することができる。

（登録名義人だけでできる登録の申請）
**第二十七条**　次に掲げる登録の申請は、登録名義人だけでることができる。
一　試掘の許可の更新による当該試掘の許可の有効期間が満了する日についての変更の登録
二　表題部の登録事項についての更正の登録
三　登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

（権利部の変更の登録又は更正の登録）
**第二十八条**　権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録は、登録上の利害関係を有する第三者の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登録によってすることができる。

（登録の更正）
**第二十九条**　経済産業大臣は、登録を完了した後その登録について錯誤又は遺漏があることを発見した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、職権でその登録を更正し、かつ、その旨を第一号に掲げる場合にあっては登録名義人に、第二号に掲げる場合にあっては登録権利者及び登録義務者（登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人。次項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、登録権利者、登録義務者又は登録名義人がそれぞれ二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。
一　錯誤又は遺漏が表題部の登録事項に関するものであるとき。
二　前号に掲げる場合を除くほか、錯誤又は遺漏が経済産業大臣の過失に基づくものであるとき（登録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。）。
２　前項の規定により登録を更正すべき場合を除き、経済産業大臣は、登録を完了した後その登録について錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
３　前二項の規定による通知は、代位者にもしなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

（登録の抹消）
**第三十条**　登録の抹消は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

（買戻しの特約に関する登録の抹消）
**第三十一条**　買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

（除権決定による登録の抹消等）
**第三十二条**　登録権利者は、共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないためその者と共同して登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。
２　前項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして経済産業省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。
３　前二項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定があったときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で第一項の登録の抹消を申請することができる。

（職権による登録の抹消）
**第三十三条**　経済産業大臣は、登録を完了した後に当該登録が第二十条第一号、第二号又は第十一号に該当することを発見したときは、登録権利者及び登録義務者並びに登録上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登録の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないときは当該登録を抹消する旨を通知しなければならない。
２　経済産業大臣は、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定による通知に代えて、通知をすべき内容を公告しなければならない。
３　経済産業大臣は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるときは決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。
４　経済産業大臣は、第一項の異議を述べた者がないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登録を抹消しなければならない。

（抹消された登録の回復）
**第三十四条**　抹消された登録の回復は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

## 第二節　試掘権に関する登録

（試掘権の設定の登録）
**第三十五条**　試掘権の設定の登録は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。
一　試掘権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により試掘権を取得した者
二　試掘権を有することが確定判決によって確認された者

（設定の登録がされていない試掘権について処分の制限の登録の嘱託があった場合の措置）

**第三十六条**　経済産業大臣は、設定の登録がされていない試掘権について、嘱託により、試掘権の処分の制限の登録をするときは、職権で、試掘権の設定の登録をしなければならない。

（試掘権の放棄による登録の抹消）

**第三十七条**　試掘権の放棄による登録の抹消は、試掘権の登録名義人が単独で申請することができる。

（試掘の許可の取消し等による登録）

**第三十八条**　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権で、試掘権の登録の抹消又は変更の登録をしなければならない。

一　法第十九条第一項から第三項までの規定により試掘の許可を取り消したとき。

二　法第十九条第一項又は第二項の規定により許可試掘区域の減少の処分をしたとき。

三　法第二十八条の規定により試掘権が消滅したとき。

**第三節**　信託に関する登録

（信託の登録事項）

**第三十九条**　信託の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所

二　受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三　信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

四　受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

五　信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六　信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八　信託の目的

九　信託財産の管理方法

十　信託の終了の事由

十一　その他の信託の条項

2　前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを登録したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を登録した場合にあっては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所を登録することを要しない。

3　経済産業大臣は、第一項各号に掲げる事項を明らかにするため、経済産業省令で定めるところにより、信託目録を作成することができる。

（信託の登録の申請方法等）

**第四十条**　信託の登録の申請は、当該信託に係る試掘権の設定、移転又は変更の登録の申請と同時にしなければならない。

2　信託の登録は、受託者が単独で申請することができる。

3　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録は、受託者が単独で申請することができる。

（代位による信託の登録の申請）

**第四十一条**　受益者又は委託者は、受託者に代わって信託の登録を申請することができる。

（受託者の変更による登録等）

**第四十二条**　受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十四条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する試掘権についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2　受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する試掘権についてする当該受託者の任務の終了による変更の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、他の受託者が単独で申請することができる。

（職権による信託の変更の登録）

**第四十三条**　経済産業大臣は、信託財産に属する試掘権について次に掲げる登録をするときは、職権で、信託の変更の登録をしなければならない。

一　信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による試掘権の移転の登録

二　信託法第八十六条第四項本文の規定による試掘権の変更の登録

三　受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

（嘱託による信託の変更の登録）

**第四十四条**　裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があったとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があったとき、又は信託の変更を命ずる裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の変更の登録を経済産業大臣に嘱託しなければならない。

2　主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を経済産業大臣に嘱託しなければならない。

（信託の変更の登録の申請）

**第四十五条**　前二条に規定するもののほか、第三十九条第一項各号に掲げる登録事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

2　第四十一条の規定は、前項の信託の変更の登録の申請について準用する。

（信託の登録の抹消）

**第四十六条**　信託財産に属する試掘権が移転、変更又は消滅により信託財産に属しないこととなった場合における信託の登録の抹消の申請は、当該試掘権の移転の登録若しくは変更の登録又は当該試掘権の登録の抹消の申請と同時にしなければならない。

2　信託の登録の抹消は、受託者が単独で申請することができる。

（権利の変更の登録等の特則）

**第四十七条**　信託の併合又は分割により試掘権が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となった場合における当該試掘権に係る当該一の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による試掘権の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により試掘権が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となった場合も、同様とする。

2　信託財産に属する試掘権についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登録（第四十条第三項の登録を除く。）については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。この場合において、受益者（信託管理人がある場合にあっては、信託管理人。以下この項において同じ。）については、第十七条本文の規定は、適用しない。

| | | |
|---|---|---|
| 一　試掘権が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となった場合 | 受益者 | 受益者 |

| | | |
|---|---|---|
| 二　試掘権が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となった場合 | 受益者 | 受益者 |
| 三　試掘権が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となった場合 | 当該他の信託の受益者及び受託者 | 当該一の信託の受益者及び受託者 |

### 第四節　仮登録

（仮登録）

**第四十八条**　仮登録は、次に掲げる場合にすることができる。

一　試掘権について設定、移転、変更、消滅又は処分の制限（以下この号において「設定等」という。）があった場合において、当該設定等に係る登録の申請をするために経済産業大臣に対し提出しなければならない書面であって、第二十条第八号の申請書と併せて提出しなければならないものとされているもののうち経済産業省令で定めるものを提出することができないとき。

二　試掘権の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき。

（仮登録に基づく本登録の順位）

**第四十九条**　仮登録に基づいて本登録（仮登録がされた後、これと同一の試掘権についてされる同一の試掘権についての登録であって、当該試掘権に係る登録記録に当該仮登録に基づく登録であることが記録されているものをいう。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。）をした場合は、当該本登録の順位は、当該仮登録の順位による。

（仮登録の申請方法）

**第五十条**　仮登録は、仮登録の登録義務者の承諾があるとき及び次条に規定する仮登録を命ずる処分があるときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該仮登録の登録権利者が単独で申請することができる。

２　仮登録の登録権利者及び登録義務者が共同して仮登録を申請する場合については、第十七条本文の規定は、適用しない。

（仮登録を命ずる処分）

**第五十一条**　裁判所は、仮登録の登録権利者の申立てにより、仮登録を命ずる処分をすることができる。

２　前項の申立てをするときは、仮登録の原因となる事実を疎明しなければならない。

３　第一項の申立てに係る事件は、試掘権に係る許可試掘区域の直上の区域の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

４　第一項の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

５　非訟事件手続法第二条及び第二編（第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十九条、第六十六条第一項及び第二項並びに第七十二条を除く。）の規定は、前項の即時抗告について準用する。

（仮登録に基づく本登録）

**第五十二条**　試掘権に関する仮登録に基づく本登録は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定による申請に基づいて登録をするときは、職権で、同項の第三者の権利に関する登録を抹消しなければならない。

（仮登録の抹消）

**第五十三条**　仮登録の抹消は、第二十三条の規定にかかわらず、仮登録の登録名義人が単独で申請することができる。仮登録の登録名義人の承諾がある場合における当該仮登録の登録上の利害関係人も、同様とする。

### 第五節　仮処分に関する登録

**第五十四条**　試掘権について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする試掘権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合においては、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請することができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定による申請に基づいて当該処分禁止の登録に後れる登録を抹消するときは、職権で、当該処分禁止の登録も抹消しなければならない。

### 第四章　登録事項の証明等

（登録事項証明書等の交付等）

**第五十五条**　何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

２　何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、試掘権登録簿の附属書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）のうち経済産業省令で定める図面の全部又は一部の写し（これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付を請求することができる。

３　何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、試掘権登録簿の附属書類のうち前項の図面（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を経済産業省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の閲覧を請求することができる。

４　何人も、正当な理由があるときは、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、手数料を納付して、試掘権登録簿の附属書類（第二項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を経済産業省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

５　前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る試掘権登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

６　前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

| 請求の種類 | 金額 |
|---|---|
| 第一項の規定による登録事項証明書の交付の請求 | 一通につき千十円 |
| 第二項の規定による図面の写しの交付の請求 | 一試掘権に関する図面につき七百三十円 |
| 前三項の規定による試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求 | 一事件に関する書類につき七百三十円 |

７　国又は地方公共団体の職員が、職務上第一項から第五項までの規定による請求をするときは、手数料を納付することを要しない。

８　経済産業大臣は、第一項の規定にかかわらず、登録記録に記録されている者（自然人であるものに限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、登録事項証明書に当該住所に代わるものとして経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

（経済産業省令への委任）

**第五十六条**　前条に定めるもののほか、試掘権登録簿及び試掘権登録簿の附属書類の公開に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

**第五章**　雑則

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

**第五十七条**　試掘権登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（個人情報の保護に関する法律の適用除外）

**第五十八条**　試掘権登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条に次の一項を加える。

15　特定目的信託に係る二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）第三十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

---

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百四十二号**

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第十二条第一項、第百十七条第三項及び第百三十一条、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号、第九十五条第七項及び第百六十二条第二項、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号、第六十九条第七項及び第百三十九条第二項、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項、第四十二条、第四十四条第一項並びに別表第二第二号及び第四号、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号及び第四条第三項第一号、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令の一部改正）

**第一条**　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（令和六年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令

本則第一項中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（親会社等）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可に係る鉱物）

**第二条**　法第十二条第一項の政令で定める鉱物は、石油及び可燃性天然ガスとする。

（収用委員会の裁決の申請手続）

**第三条**　法第百十七条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（手数料の額）

**第四条**　法第百三十一条の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　試掘について法第四条第一項の許可を申請する者　許可一件につき二十一万四千七百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、二十一万三千八百円）

二　試掘について法第十二条第一項の許可を申請する者　許可一件につき二十一万九百円（電子申請等による場合にあっては、二十一万百円）

三　法第十四条第一項の許可（同条第二項第二号に規定する許可試掘区域の増減に係るものに限る。）を申請する者　許可一件につき十二万七千百円（電子申請等による場合にあっては、十二万六千二百円）

四　法第百二十条第一項の許可を申請する者（法第十三条第二項に規定する試掘者に限る。）　許可一件につき二十万七千五百円（電子申請等による場合にあっては、二十万五千八百円）

（所得税法施行令の一部改正）

**第二条**　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号イ中「権利」の下に「（ロに掲げる無形固定資産を除く。）」を加え、同号ツを同号ネとし、同号ロからソまでを同号ハからツまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ及び第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「第六条第八号イからツまで」を「第六条第八号」に、「同号カからツまで」を「同号ロ及びヨからネまで」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

**第三条**　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号イ中「権利」の下に「（ロに掲げる無形固定資産を除く。）」を加え、同号ネを同号ナとし、同号ロからツまでを同号ハからネまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権

第百四十五条の十五第三項第一号ハ及び第百八十三条第三項第一号ハ中「第十三条第八号イからネまで」を「第十三条第八号」に、「同号ヨからネまで」を「同号ロ及びタからナまで」に改める。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

**第四条**　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「（昭和二十九年法律第五十一号）又は」を「（昭和二十九年法律第五十一号）、」に、「）の適用」を「）又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の適用」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「又はガス事業法」を「、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に改め、同条第三項第二十六号中「ガス事業法又は」を「ガス事業法、」に、「の適用を受けるもの」を「又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるもの」に改め、同項第二十七号中「又はガス事業法」を「、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に改める。

第十四条第二号及び第四号中「又はガス事業法」を「、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に改める。

（自然環境保全法施行令の一部改正）

**第五条**　自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

二　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

（消費税法施行令の一部改正）

**第六条**　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号イ中「権利」の下に「（ロに掲げる無形固定資産を除く。）」を加え、同号ツを同号ネとし、同号ロからソまでを同号ハからツまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権

第六条第一項第四号中「権利（」の下に「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項（定義）に規定する試掘権（以下この号において「試掘権」という。）を除く。」を、「）」の下に「、試掘権」を「採石場」の下に「、試掘権に係る試掘区域」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

**第七条**　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百七十一　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）

（経済産業省組織令の一部改正）

**第八条**　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五に次の一号を加える。

三　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五十九条第一項第三号に規定する試掘場における保安に関すること。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

2　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「同条第八号タ」を「同条第八号レ」に改める。

附則第三条第二項中「同条第八号レ」を「同条第八号ソ」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令の一部改正）

3　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

本則に一号を加える改正規定中「四百七十一」を「四百七十二」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

---

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百四十三号**

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第八項第二号

二　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第四号

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

# 府令

**○内閣府令第九十六号**

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月一日　内閣総理大臣　石破　茂

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （公正取引課の所掌事務）<br>**第十八条**　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>［一～七　略］<br>八　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関すること。<br>九～十六　［略］ | （公正取引課の所掌事務）<br>**第十八条**　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>［一～七　同上］<br>［号を加える。］<br>八～十五　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この府令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

**○内閣府令第九十七号**

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月一日　内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>［第一章～第四章　略］<br>第五章　運転免許及び運転免許試験（第十五条の二―第三十一条の四の九）<br>［第六章～第九章　略］<br>附則 | 目次<br>［第一章～第四章　同上］<br>第五章　運転免許及び運転免許試験（第十五条の二―第三十一条の四の四）<br>［第六章～第九章　同上］<br>附則 |

（高齢運転者等標章の様式等）

**第六条の三の四**　［略］

２　前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同条第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一　運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード

［二・三　略］

３　［略］

（免許申請書）

**第十七条**　［略］

２　前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

［一～八　略］

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

十　［略］

３　免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

４　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

**第十八条**　免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。

一　令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由（以下この項において「やむを得ない理由」という。）により法第百一条第一項に規定する免許証又は免許情報記録（法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けることができなかつた者（免許証（仮免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）及び免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許情報記録の更新」という。）のいずれをも受けることができなかつた者）で、法第九十五条の六第一項の表の備考一の口に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は同表の備考一の八に規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）となるもの　やむを得ない理由を証するに足りる書類

（高齢運転者等標章の様式等）

**第六条の三の四**　［同上］

２　前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　運転免許証（以下「免許証」という。）

［二・三　同上］

３　［同上］

（免許申請書）

**第十七条**　［同上］

２　［同上］

［一～八　同上］

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

十　［同上］

３　免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

［項を加える。］

**第十八条**　［同上］

一　令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由（以下この項において「やむを得ない理由」という。）により法第百一条第一項に規定する免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けることができなかつた者で、法第九十二条の二第一項に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は同項に規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）となるもの　やむを得ない理由を証するに足りる書類

二　かつてやむを得ない理由により法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けることができなかつたこと（免許証（仮免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の更新及び免許情報記録の更新のいずれをも受けることができなかつたこと）がある者で、当該更新を受けることができなかつた結果法第百五条の規定により効力を失つた免許及びその次に受けた免許について法第九十五条の六第一項の表の備考四の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるもの（当該次の免許を受けた際の免許申請書に前号の規定により同号に定める書類を添付した者を除く。）　やむを得ない理由を証するに足りる書類

［三・四　略］

五　法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの　やむを得ない理由を証するに足りる書類

［六・七　略］

2　［略］

（限定解除審査の申請の手続）

**第十八条の五**　法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、その者の住所地を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、別記様式第十三の五の限定解除審査申請書を提出しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

**第十八条の六**　［略］

2　法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

（免許証の記載事項の変更の届出の手続）

**第二十条**　法第九十四条第一項（法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

2　［略］

3　第一項の届出をしようとする者が、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有し、かつ、住所又は氏名を変更したものであるときは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄

二　かつてやむを得ない理由により法第百一条第一項に規定する免許証の更新を受けることができなかつたことがある者で、当該免許及びその次に受けた免許について法第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるもの（当該次の免許を受けた際の免許申請書に前号の規定により同号に定める書類を添付した者を除く。）　やむを得ない理由を証するに足りる書類

［三・四　同上］

五　法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの　やむを得ない理由を証するに足りる書類

［六・七　同上］

2　［同上］

（限定解除審査の申請の手続）

**第十八条の五**　法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、その者の住所地を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第十三の五の限定解除審査申請書を提出しなければならない。

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

**第十八条の六**　［同上］

2　法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請は、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

（免許証の記載事項の変更の届出の手続）

**第二十条**　法第九十四条第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

2　［同上］

［項を加える。］

区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会をいう。第三十条の十第一項及び第四項並びに第三十条の十五第一項において同じ。）が必要と認める場合には、住民票の写し。第二十一条の十二第一号において同じ。）を提示しなければならない。

（免許証の再交付の申請）

**第二十一条**　［１・２　略］

３　法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。第五項において同じ。）を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、次条第一項の規定にかかわらず、前項の申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

４　前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第二項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

５　法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第二項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

６　第二項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

［一～三　略］

（特定免許情報の記録の申請）

**第二十一条の二**　法第九十五条の二第一項に規定する特定免許情報の記録の申請は、別記様式第十七の二の特定免許情報記録申請書を提出して行うものとする。

２　前項の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

一　個人番号カード

二　免許証を有する者にあつては、その者が現に受けている免許に係る免許証

３　第一項の申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

４　第一項の申請に基づき法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受ける際に同条第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

５　前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、第一項の申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

（特定免許情報）

**第二十一条の三**　法第九十五条の二第二項第五号の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項とする。

（特定免許情報の記録）

**第二十一条の四**　法第九十五条の二第三項の規定による記録は、同条第二項第一号から第四号まで及び前条に掲げる事項を個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする。

２　法第九十五条の二第三項第二号の内閣府令で定める事情は、同条第一項の規定による申請を行つた者の個人番号カードについての次に掲げる事情とする。

一　個人番号カードが番号利用法及びこれに基づく命令の規定により効力を失つていること。

（免許証の再交付の申請）

**第二十一条**　［１・２　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

３　前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

二　個人番号カードの区分部分（番号利用法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないこと。

三　個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に異常があること。

四　前三号に掲げるもののほか、個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができないと公安委員会が認める事情があること。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許証の返納）

**第二十一条の五**　法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとする者は、別記様式第十七の三の運転免許証返納届を提出しなければならない。この場合においては、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

［条を加える。］

（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）

**第二十一条の六**　免許を現に受けていない者が、法第九十五条の二第五項の規定により法第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該申請を行う旨を記載して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、第十七条第二項第九号の規定にかかわらず、個人番号カードを提示しなければならない。

2　前項の申請に併せて法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

［条を加える。］

（免許情報記録の効力）

**第二十一条の七**　法第九十五条の二第九項に規定するもののほか、番号利用法に基づく命令の規定による個人番号カードの失効は、当該失効後に交付された個人番号カードの区分部分に特定免許情報の記録を受けるまでの間、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

［条を加える。］

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許情報記録の抹消）

**第二十一条の八**　法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、別記様式第十七の四の免許情報記録抹消届を提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

［条を加える。］

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）

**第二十一条の九**　法第九十五条の二第十一項に規定する免許証の交付の申請は、別記様式第十七の五の運転免許証交付申請書を提出して行うものとする。

2　前項の申請をしようとする者は、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して、当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3　第一項の申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

4　法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受ける際に同条第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、前条の規定にかかわらず、第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

［条を加える。］

（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）

**第二十一条の十**　免許（仮免許を除く。以下この項及び第三項において同じ。）を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第九十二条第二項の規定により異なる種類の免許に係る免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

2　前項の申請に併せて法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

3　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、前条第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4　前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

5　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、免許申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

6　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第九十二条第二項の規定により異なる種類の免許に係る免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、免許申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許情報記録の書換え）

**第二十一条の十一**　法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定により免許情報記録の書換えを受けようとする者から免許情報記録個人番号カードの提示を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

［条を加える。］

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の手続）

**第二十一条の十二**　法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第二十条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める書類を提示（第二号に該当する者にあつては、同条第一項の届出書に同号に定める書類を添付）しなければならない。

一　住所又は氏名を変更した者　変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード

二　本籍（外国人にあつては、国籍等）を変更した者　住民票の写し

［条を加える。］

**第二十一条の十三**　法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報シ

［条を加える。］

ステム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書であつて、同法第十五条第一項の規定により効力を失つていないものに限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

二　前号の個人番号カード用署名用電子証明書又は同号に規定する者の移動端末設備用署名用電子証明書（公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書であつて、同法第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないものに限る。）を同号の措置を講じた者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）により電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

三　前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、変更した本籍を証明する戸籍電子証明書（同条第一項に規定する戸籍電子証明書をいう。）を識別できるように付されるものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

**第二十一条の十四**　法第九十五条の五第三項第二号の内閣府令で定める措置は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の公的個人認証法第十八条第三項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第三十五条の二第四項に規定する有効期間が満了しておらず、かつ、同条第五項の規定により取り消されていないものに限り、当該同意に関する情報（同条第一項に規定する情報をいう。以下この条において同じ。）が法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の規定により届け出なければならない事情があるときに送信されたものを除く。以下この条及び第三十条の十五第三項において「同意」という。）をしていることとする。ただし、第二号の方法による場合には、あらかじめ前条第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

二　個人番号カード用署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

［条を加える。］

２　前項の規定により送信された個人番号カード用署名用電子証明書が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該各号に定めるときから適用する。この場合において、同項の規定が適用されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十六の届出書を提出することを要しない。

一　公的個人認証法第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる規定により効力を失つた場合　同法第三条第六項の規定に基づく個人番号カード用署名電子証明書の発行を受けたとき。

二　公的個人認証法第十五条第一項第五号の規定により効力を失つた場合　公的個人認証法施行規則第三十五条の二第四項に規定する同意の有効期間の満了前に前項各号のいずれかに規定する方法により効力を失つていない個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則についての通報事項）

**第二十一条の十五**　法第九十五条の五第四項第一号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　提供を受けた戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報に係る者の生年月日及び性別

二　免許情報記録の番号

三　変更に係る本籍、住所、氏名又は生年月日

四　提供を受けた年月日

２　法第九十五条の五第四項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九十五条の五第三項第二号に規定する措置が開始され、又は終了した者の生年月日及び性別

二　免許情報記録の番号

三　第一号の措置が開始され、又は終了した旨及びその年月日

（免許情報記録に係る個人番号カードの取扱い）

**第二十一条の十六**　公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、特定免許情報を個人番号カードの区分部分に記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、若しくは抹消するときは、特定免許情報及び免許情報記録の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

（仮免許による運転練習）

**第二十一条の十七**　［略］

（大型免許等に係る受験資格の特例）

**第二十一条の十八**　［略］

（運転免許試験成績証明書）

**第二十八条**　公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の六の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

［一・二　略］

（再試験通知書）

**第二十八条の三**　法第百条の二第四項に規定する書面（以下「再試験通知書」という。）の様式は、別記様式第十七の六の二のとおりとする。

２　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

（仮免許による運転練習）

**第二十一条の二**　［同上］

（大型免許等に係る受験資格の特例）

**第二十一条の三**　［同上］

（運転免許試験成績証明書）

**第二十八条**　公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の二の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

［一・二　同上］

（再試験通知書）

**第二十八条の三**　法第百条の二第四項に規定する書面（以下「再試験通知書」という。）の様式は、別記様式第十七の二のとおりとする。

２　［同上］

（再試験受験申込書）

**第二十八条の四**　法第百条の二第五項の内閣府令で定める再試験受験申込書の様式は、別記様式第十七の七のとおりとする。

2　前項の様式の再試験受験申込書には、次の各号（再試験を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、第二号）に掲げる書類を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一　再試験を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）

二　［略］

3　［略］

（試験移送通知書の様式）

**第二十八条の五**　法第百条の三第一項の内閣府令で定める試験移送通知書の様式は、別記様式第十七の八のとおりとする。

（免許証等の更新の申請等）

**第二十九条**　法第百一条第一項の更新申請書（以下この条、第二十九条の二の二及び第二十九条の二の三の二において「更新申請書」という。）の様式は、別記様式第十八のとおりとする。

2　法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

3～8　略

9　法第百一条第六項後段の内閣府令で定める場合は、法第百一条の二の二第三項の申出をした者について、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合とする。

10　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する更新申請者が、法第百一条第七項の規定により免許証の更新若しくは免許情報記録の更新又はその双方を受けようとするときは、第二項本文の規定にかかわらず、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

**第二十九条の二**　［略］

2　法第百一条の二第一項に規定する更新期間前における免許証等の更新を受けようとする者（以下「特例更新申請者」という。）は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、特例更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

（再試験受験申込書）

**第二十八条の四**　法第百条の二第五項の内閣府令で定める再試験受験申込書の様式は、別記様式第十七の三のとおりとする。

2　前項の様式の再試験受験申込書には、次の各号（再試験を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、第二号）に掲げる書類を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

一　再試験を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証

二　［同上］

3　［同上］

（試験移送通知書の様式）

**第二十八条の五**　法第百条の三第一項の内閣府令で定める試験移送通知書の様式は、別記様式第十七の四のとおりとする。

（免許証の更新の申請等）

**第二十九条**　法第百一条第一項の更新申請書（以下この条及び第二十九条の二の二において「更新申請書」という。）の様式は、別記様式第十八のとおりとする。

2　法第百一条第一項に規定する免許証の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

3～8　同上

9　法第百一条第一項に規定する免許証の更新は、更新申請者が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行うものとする。

［項を加える。］

**第二十九条の二**　［同上］

2　法第百一条の二第一項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者（以下「特例更新申請者」という。）は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、特例更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

［３～６　略］

７　前条第十項の規定は、特例更新申請者について準用する。この場合において、同項中「更新申請者」とあるのは「特例更新申請者」と、「法第百一条第七項」とあるのは「法第百一条の二第五項」と読み替えるものとする。

**第二十九条の二の二**　法第百一条の二の二第一項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する経由地公安委員会を経由して行おうとする者は、第二十九条第三項から第五項までに規定するもののほか、別記様式第十八の三の経由申請書を当該経由地公安委員会に提出しなければならない。

２　前項に規定する者は、第二十九条第二項又は第十項に規定するもののほか、法第百一条第三項に規定する書面（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載したものに限る。）又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を前項の経由地公安委員会に提示しなければならない。

３　法第百一条の二の二第三項の申出は、更新申請書に法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受ける旨を記載して行うものとする。

４　第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二の二第七項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

**第二十九条の二の三**　法第百一条の四第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二　法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証等の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三　法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証等の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

（更新された免許証の交付等）

**第二十九条の二の三の二**　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百一条の四の二第一項の規定により更新された免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、更新申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

［３～６　同上］

７　前条第九項の規定は、第二項の免許証の更新について準用する。

**第二十九条の二の二**　法第百一条の二の二第一項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する経由地公安委員会を経由して行おうとする者は、第二十九条第三項から第五項までに規定するもののほか、別記様式第十八の三の経由申請書を当該経由地公安委員会に提出しなければならない。この場合において、同条第二項に規定するもののほか、法第百一条第三項に規定する書面（その者が更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載したものに限る。）又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を提示しなければならない。

２　法第百一条の二の二第三項に規定する書面の様式は、別記様式第十八の四のとおりとする。

［項を加える。］

３　第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二の二第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

**第二十九条の二の三**　［同上］

一　法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二　法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三　法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

［条を加える。］

２　前項の申請に併せて法第百一条の四の二第二項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

３　免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、更新申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

４　前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

５　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、更新申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

６　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第一項の規定により更新された免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、更新申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

７　免許情報記録の有効期間の更新の申請を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、法第百一条の四の二第三項の規定による当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

８　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第四項の規定により経由地公安委員会に免許証を返納するときは、更新申請書及び経由申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならない。

（報告徴収の方法）

**第二十九条の二の四**　法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

（臨時認知機能検査）

**第二十九条の二の五**　［略］

２　法第百一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の五のとおりとする。

［３・４　略］

（臨時高齢者講習）

**第二十九条の二の六**　法第百一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　［略］

二　次のいずれにも該当しないこと。

イ　［略］

ロ　現に受けている免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の一年前の日（ハにおいて「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

［ハ～ヘ　略］

（報告徴収の方法）

**第二十九条の二の四**　法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

（臨時認知機能検査）

**第二十九条の二の五**　［同上］

２　法第百一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

［３・４　同上］

（臨時高齢者講習）

**第二十九条の二の六**　［同上］

一　［同上］

二　次のいずれにも該当しないこと。

イ　［同上］

ロ　現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の一年前の日（ハにおいて「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

［ハ～ヘ　同上］

２　法第百一条の七第五項に規定する書面（次項において「臨時高齢者講習通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

［３・４　略］

（仮停止通知書の様式）

**第三十条の二**　法第百三条の二第五項の内閣府令で定める仮停止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（公安委員会への通知）

**第三十条の六**　法第百四条の三第三項の規定による通知は、別記様式第十九の三の六の通知書を送付して行うものとする。

（取消しの申請等）

**第三十条の七**　法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、別記様式第十九の三の七の申請書を提出して行うものとする。

２　前項の申請をしようとする者は、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

３　法第百四条の四第一項後段の申出は、第一項の申請書に受けたい他の免許の種類を記載して行うものとする。

４　［略］

５　公安委員会は、法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の三の八の通知書により通知するものとする。

（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）

**第三十条の八**　運転経歴証明書（法第百五条の二第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付若しくは運転経歴情報（同条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録又はその双方の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書を提出して行うものとする。

２　法第百一条の七第五項に規定する書面（次項において「臨時高齢者講習通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の七のとおりとする。

［３・４　同上］

（仮停止通知書の様式）

**第三十条の二**　法第百三条の二第四項の内閣府令で定める仮停止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

（免許証の提出）

**第三十条の六**　法第百四条の三第三項の規定により免許証の提出を求め、これを保管するときは、前条の命令に係る者に対し、同項の規定の趣旨を説明するものとする。

（保管証）

**第三十条の七**　法第百四条の三第三項の保管証（以下この条において「保管証」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　保管証の有効期限

二　免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びにその免許証を交付した公安委員会

三　免許の種類及びその免許に付されている条件

四　免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五　保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

２　保管証の様式は、別記様式第十九の三の六のとおりとする。

（公安委員会への通知）

**第三十条の八**　法第百四条の三第四項の規定による通知は、別記様式第十九の三の七の通知書を送付して行うものとする。

（取消しの申請等）

**第三十条の九**　法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、別記様式第十九の三の八の申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

［項を加える。］

２　法第百四条の四第一項後段の申出は、前項の申請書に受けたい他の免許の種類を記載して行うものとする。

３　［同上］

４　公安委員会は、法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の三の九の通知書により通知するものとする。

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

**第三十条の十**　法第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

２　前項の運転経歴証明書交付等申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

３　第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。

一　運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者　住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類

二　運転経歴情報記録個人番号カードを有する者であつて運転経歴証明書の交付の申請をする者　運転経歴情報記録個人番号カード

三　運転経歴情報の記録の申請をする者　個人番号カード

（運転経歴証明書の記載事項等）

**第三十条の九**　運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［略］

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

［三～五　略］

２　運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の九のとおりとする。

［３・４　略］

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

**第三十条の十**　運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

［２・３　略］

４　第一項の届出をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。）を提示しなければならない。

（運転経歴証明書の再交付の申請）

**第三十条の十一**　［略］

（運転経歴証明書の返納）

**第三十条の十二**　［略］

２　運転経歴証明書を有する者は、法第百五条の二第四項の規定により運転経歴情報の記録を受けようとするときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

３　運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に前項の運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

２　前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

３　第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。

［各号を加える。］

（運転経歴証明書の記載事項等）

**第三十条の十一**　［同上］

一　［同上］

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

［三～五　同上］

２　運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。

［３・４　同上］

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

**第三十条の十二**　運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

［２・３　同上］

［項を加える。］

（運転経歴証明書の再交付の申請）

**第三十条の十三**　［同上］

（運転経歴証明書の返納）

**第三十条の十四**　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（運転経歴情報記録個人番号カードの記録事項）

**第三十条の十三**　運転経歴情報記録個人番号カードには、次に掲げる事項を記録するものとする。

一　運転経歴情報記録（個人番号カードに記録された運転経歴情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号

二　運転経歴情報の記録を受けた者が法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

三　運転経歴情報の記録年月日

四　運転経歴情報の記録を受けた者が法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

五　運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項

（運転経歴情報の記録等）

**第三十条の十四**　法第百五条の二第三項の規定による申請を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、法第百五条の二第三項に規定する運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

2　法第百五条の二第四項の規定による記録は、前条各号に掲げる事項を個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする。

（運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出）

**第三十条の十五**　運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

2　前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。この場合において、当該届出をしようとする者は、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

3　第一項の者が、国家公安委員会に対し、公的個人認証法第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として第二十一条の十四第一項各号のいずれかに規定する方法により同意をしているときは、第一項の規定にかかわらず、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しない。

4　第二十一条の十四の規定（同条第一項ただし書に係る部分を除く。）は、第一項の者であつて前項の同意をしていないものが、第一項の規定にかかわらず、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しないこととされるために講ずる措置（以下この条において「同意措置」という。）について準用する。この場合において、第二十一条の十四第一項第一号中「法第九十五条の五第三項第二号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報記録個人番号カード」と、同項第二号中「法第九十五条の五第三項第二号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、同条第二項中「法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「第二十条第一項」とあるのは「同条第二項」と、「別記様式第十六の」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

5　前項の規定により読み替えて準用する第二十一条の十四第一項各号に規定する方法により同意措置を講じている者は、法第九十五の五第三項の規定の適用については、同項第二号の措置を講じている者とみなす。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

6　前二項の場合において、第四項の規定により読み替えて準用する第二十一条の十四第一項第二号に規定する方法により同意措置を講じようとするときは、あらかじめ第二十一条の十三第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、同条第一号中「法第九十五条の五第三項第一号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報記録個人番号カード」とする。

（運転経歴情報の抹消）

**第三十条の十六**　運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

2　運転経歴情報の記録を受けた者は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に運転経歴情報記録個人番号カードを提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができる。

（運転経歴情報に係る個人番号カードの取扱い）

**第三十条の十七**　公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

**第三十一条の三**　法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

| 報告する場合 | 事項 |
|---|---|
| 法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）。 | ［一・二　略］<br>三　免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交付年月日及び特定免許情報の記録年月日）及び免許証又は免許情報記録の番号（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証及び免許情報記録の番号。以下この表において「免許証等番号」という。）<br>［四～六　略］ |
| 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。 | ［一・二　略］<br>三　免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日若しくは免許情報記録の書換年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交 |

［条を加える。］

［条を加える。］

**第三十一条の三**　［同上］

| 報告する場合 | 事項 |
|---|---|
| 法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）。 | ［一・二　同上］<br>三　免許証の交付年月日及び免許証番号<br>［四～六　同上］ |
| 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。 | ［一・二　同上］<br>三　免許証の交付年月日及び免許証番号 |

| | | |
|---|---|---|
| 付年月日及び特定免許情報の記録年月日又は免許情報記録の書換年月日。以下この表において「免許証の交付年月日等」という。）及び免許証等番号 | ［一・二　略］<br>三　免許証の交付年月日等及び免許証等番号<br>四　［略］ | ［四～六　略］ |
| 法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたとき。 | ［一・二　略］<br>三　免許証の交付年月日等及び免許証等番号<br>四　［略］ | ［四～六　略］ |
| 法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。 | 一　［略］<br>二　免許証等番号<br>［三・四　略］ | |
| 法第九十四条第一項（法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　免許証等番号<br>［三・四　略］ | |
| 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付をしたとき。 | 一　免許証の再交付を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証の再交付年月日及び免許証番号 | |
| 法第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をしたとき（法第九十条第一項本文又は第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合及び法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をした場合において行つたときを除く。）。 | 一　特定免許情報の記録を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証等番号<br>三　特定免許情報の記録年月日 | |
| 法第九十五条の二第四項の規定により免許証の返納を受けたとき。 | 一　免許証を返納した者の生年月日及び性別<br>二　免許情報記録の番号<br>三　返納を受けた免許証に係る免許証番号<br>四　免許証の返納を受けた年月日 | |
| 法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消をしたとき。 | 一　免許情報記録の抹消を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証番号 | |

| | | |
|---|---|---|
| 法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたとき。 | ［一・二　同上］<br>三　免許証の交付年月日及び免許証番号<br>四　［同上］ | ［四～六　同上］ |
| 法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。 | 一　［同上］<br>二　免許証番号<br>［三・四　同上］ | |
| 法第九十四条第一項の規定による届出を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　免許証番号<br>［三・四　同上］ | |
| 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付をしたとき。 | 一　免許証の再交付を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証の再交付年月日及び免許証番号 | |

| | |
|---|---|
| 法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付をしたとき。 | 一　免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証等番号<br>三　免許証の交付年月日<br>四　免許情報記録の抹消年月日<br>三　抹消された免許情報記録に係る免許情報記録の番号 |
| 法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をしたとき。 | 一　免許証等の更新を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証の交付年月日等及び免許証等番号<br>三　法第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日<br>四　［略］ |
| 法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。 | 一　［略］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>四　［略］ |
| 法第百五条の二第二項の規定により運転経歴証明書を交付したとき。 | 一　運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別<br>二　運転経歴証明書の交付を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>三　運転経歴証明書の交付年月日 |
| 法第百五条の二第四項の規定により運転経歴情報の記録をしたとき。 | 一　運転経歴情報の記録を受けた者の生年月日及び性別<br>二　運転経歴情報の記録を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>三　運転経歴情報の記録年月日 |
| 法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第 | ［一・二　略］<br>三　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 |

| | |
|---|---|
| 法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付をしたとき。 | 一　免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証等番号<br>三　免許証の交付年月日 |
| 法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき。 | 一　免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別<br>二　免許証の交付年月日及び免許証番号<br>三　法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日<br>四　［同上］ |
| 法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。 | 一　［同上］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>四　［同上］ |
| 法第百四条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付したとき。 | 一　運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別<br>二　運転経歴証明書の交付を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>三　運転経歴証明書の交付年月日 |
| 法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第 | ［一・二　同上］<br>三　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 |

| | |
|---|---|
| 一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。 | 四　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>［五～七　略］ |
| 法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。 | 一　［略］<br>二　処分に係る免許の種類及び免許証等番号<br>三　［略］ |
| 法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定による命令をしたとき。 | 一　［略］<br>二　命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号<br>三　［略］ |
| 法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。 | 一　［略］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>四　［略］ |
| 認知機能検査を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>［四・五　略］ |
| 法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　再試験に係る免許の種類及び免許証等番号<br>三　［略］ |

| | |
|---|---|
| 一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。 | 四　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>［五～七　同上］ |
| 法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。 | 一　［同上］<br>二　処分に係る免許の種類及び免許証番号<br>三　［同上］ |
| 法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定による命令をしたとき。 | 一　［同上］<br>二　命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号<br>三　［同上］ |
| 法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。 | 一　［同上］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>四　［同上］ |
| 認知機能検査を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>［四・五　同上］ |
| 法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　再試験に係る免許の種類及び免許証番号<br>三　［同上］ |

| | |
|---|---|
| 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>三　法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証等番号<br>四　［略］ |
| 法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証等番号<br>三　［略］ |
| 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 |
| 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［略］<br>二　免許証等番号<br>三　［略］ |
| 第三十一条に規定する場合 | 一　［略］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証等番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号<br>［四～六　略］ |

| | |
|---|---|
| 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>三　法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号<br>四　［同上］ |
| 法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証番号<br>三　［同上］ |
| 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 |
| 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。 | 一　［同上］<br>二　免許証番号<br>三　［同上］ |
| 第三十一条に規定する場合 | 一　［同上］<br>二　免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証番号<br>三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号<br>［四～六　同上］ |

| | |
|---|---|
| 第三十一条の二に規定する行為をしたとき。 | 一　［略］ |
| | 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 |
| | 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 |
| | ［四・五　略］ |
| 前条に規定する事由が生じたとき。 | 一　［略］ |
| | 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 |
| | 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事故を起こした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 |
| | ［四・五　略］ |

（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）

**第三十一条の四の二**　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許（同条第三項の規定により与えられる免許を含む。第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）に係る免許証の交付を除く。）を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請については、第二十一条の二第三項の規定は適用しない。

2　前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第二十一条の二第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

3　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許証の交付に限る。）を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

4　前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、前項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

5　第三項の申請に併せて法第百六条の三第三項において準用する法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、第三項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

| | |
|---|---|
| 第三十一条の二に規定する行為をしたとき。 | 一　［同上］ |
| | 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 |
| | 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 |
| | ［四・五　同上］ |
| 前条に規定する事由が生じたとき。 | 一　［同上］ |
| | 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 |
| | 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事故を起こした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 |
| | ［四・五　同上］ |

［条を加える。］

（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）

**第三十一条の四の三**　免許（仮免許を除く。第三項において同じ。）を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えを除く。）を受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請については、第二十一条の九第三項の規定は適用しない。

2　前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第二十一条の九第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

3　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに限る。）を受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4　前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

**第三十一条の四の四**　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者のうち、なお他の種類の免許（同条第三項の規定により与えられる免許を含む。）を受けているものに限る。次項において同じ。）が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に免許証及び免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

2　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百六条の四第二項の規定により免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

（免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え）

**第三十一条の四の五**　法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者であつてなお他の種類の免許（同条第三項の規定により与えられる免許を含む。）を受けているものから法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けるために免許情報記録個人番号カードの提示を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号のいずれかの事情がある場合を除き、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

**第三十一条の四の六**　法第百七条に規定する者が、法第九十五条の二第十一項の規定により免許証の交付を申請しようとするときは、第二十一条の九第二項の規定にかかわらず、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

2　法第百七条に規定する者であつて、住所又は氏名を変更したものが、法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとするときは、第二十一条の十二第一号の規定にかかわらず、第二十条第二項に定めるところにより、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は添付しなければならない。

3　法第百七条に規定する者が、法第百一条第一項又は第百一条の二の二第一項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

4　法第百七条に規定する者が、法第百一条の二第一項の規定により特例更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

5　法第百七条の規定により読み替えて適用する法第百一条の四の二第三項の免許情報記録の更新をした旨を証する書面の様式は、別記様式第十九の四の二のとおりとする。

（免許関係事務の委託）

**第三十一条の四の七**　［略］

（委託契約書の記載事項）

**第三十一条の四の八**　［略］

（公示の方法）

**第三十一条の四の九**　［略］

（自動車教習所の届出）

**第三十一条の五**　法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の三の届出書を提出して行うものとする。

［２・３　略］

（報告徴収の方法）

**第三十七条の二**　法第百七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

［条を加える。］

（免許関係事務の委託）

**第三十一条の四の二**　［同上］

（委託契約書の記載事項）

**第三十一条の四の三**　［同上］

（公示の方法）

**第三十一条の四の四**　［同上］

（自動車教習所の届出）

**第三十一条の五**　法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の二の届出書を提出して行うものとする。

［２・３　同上］

（報告徴収の方法）

**第三十七条の二**　法第百七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

（自動車等の運転の仮禁止の通知等）

**第三十七条の五**　［略］

2　法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第五項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

（自動車等の運転の禁止等）

**第三十七条の五の二**　［１・２　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

3　法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第三項の規定による通知は、別記様式第二十二の六の三の通知書を送付して行うものとする。

（国外運転免許証交付申請書）

**第三十七条の九**　［略］

2　前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一　国外運転免許証の交付を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード

二　［略］

（講習）

**第三十八条**　［１～10　略］

11　法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等（以下この号において「違反運転者等」という。）のうち同項の表の備考一のニに規定する当

（自動車等の運転の仮禁止の通知等）

**第三十七条の五**　［同上］

2　法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第四項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

（自動車等の運転の禁止等）

**第三十七条の五の二**　［１・２　同上］

3　第三十条の六の規定は、法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第三項の規定による国際運転免許証等の提出及び保管について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

4　法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第三項の保管証（以下この条において「保管証」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　保管証の有効期限

二　国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関

三　国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類

四　国際運転免許証等を所持する者の本邦における住所、氏名及び生年月日

五　保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

5　保管証の様式は、国際運転免許証の保管に係るものについては別記様式第二十二の六の三とし、外国運転免許証の保管に係るものについては別記様式第二十二の六の四のとおりとする。

6　法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第四項の規定による通知は、別記様式第二十二の六の五の通知書を送付して行うものとする。

（国外運転免許証交付申請書）

**第三十七条の九**　［同上］

2　前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

一　国外運転免許証の交付を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証

二　［同上］

（講習）

**第三十八条**　［１～10　同上］

11　［同上］

一　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十二条の二第一項に規定する違反運転者等（以下この号において「違反運転者等」という。）のうち同項の表の備考一の４に規定する当該期間が五年未満で

該期間が五年未満である者に該当するもの（国家公安委員会規則で定める者に限る。）であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

| 第一欄（区分） | 第二欄（講習事項） | 第三欄（講習方法） | 第四欄（時間） |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | | |
| 二　一般運転者に対する講習 | 一　道路交通の現状及び交通事故の実態<br>二　運転者としての資質の向上に関すること。<br>三　自動車等の安全な運転に必要な知識<br>四　自動車等の運転について必要な適性 | 一　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。<br>二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査又は電子計算機その他の機器を使用して行う検査によるものに基づく指導を含むものであること。 | 一時間 |
| ［略］ | | | |

二　［略］

三　オンライン講習（令第四十三条第一項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習をいう。）を行う場合には、受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従つて行うこと。

［12～18　略］

（出頭命令書の交付）

**第三十八条の六**　法第百九条の規定による命令は、別記様式第二十三の出頭命令書を交付して行うものとする。

（特定交通情報提供事業の届出）

**第三十八条の八**　法第百九条の三第一項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の十日前までに、別記様式第二十四の届出書を提出して行うものとする。

［2・3　略］

---

ある者に該当するもの（国家公安委員会規則で定める者に限る。）であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

| 第一欄（区分） | 第二欄（講習事項） | 第三欄（講習方法） | 第四欄（時間） |
|---|---|---|---|
| ［同上］ | | | |
| 二　一般運転者に対する講習 | 一　道路交通の現状及び交通事故の実態<br>二　運転者としての資質の向上に関すること。<br>三　自動車等の安全な運転に必要な知識<br>四　自動車等の運転について必要な適性 | 一　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。<br>二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。 | 一時間 |
| ［同上］ | | | |

二　［同上］

［号を加える。］

［12～18　同上］

（保管証の様式）

**第三十八条の六**　法第百九条第一項の保管証の様式は、免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十三とし、国際運転免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十四とし、外国運転免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十四の二のとおりとする。

（特定交通情報提供事業の届出）

**第三十八条の八**　法第百九条の三第一項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の十日前までに、別記様式第二十四の三の届出書を提出して行うものとする。

［2・3　同上］

**別記様式第一の三の五**（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 電話番号その他の連絡先 | |
| 申請事由 | □　70歳以上である。<br>（法第45条の２第１項第１号に該当）<br>□　聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。<br>（法第45条の２第１項第２号に該当）<br>□　妊娠中又は出産後８週間以内である。<br>（法第45条の２第１項第３号に該当） |
| 免許証の番号又は免許情報記録の番号 | 第　号 |
| 免許の種類 | 大型　中型　準中型　普通　大二　中二　普二 |
| 使用する普通自動車の番号標に表示されている番号 | |
| 摘要 | |

備考１　申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。

２　免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第一の三の五**（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 電話番号その他の連絡先 | |
| 申請事由 | □　70歳以上である。<br>（法第45条の２第１項第１号に該当）<br>□　聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。<br>（法第45条の２第１項第２号に該当）<br>□　妊娠中又は出産後８週間以内である。<br>（法第45条の２第１項第３号に該当） |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 免許の種類 | 大型　中型　準中型　普通　大二　中二　普二 |
| 使用する普通自動車の番号標に表示されている番号 | |
| 摘要 | |

備考１　申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。

２　免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第一の三の六（第六条の三の四関係）

（表）

第　　号
年　月　日

# 専用場所駐車標章

| 登録（車両）番号 | |
|---|---|

**第１号**
**道路交通法第45条の２第１項　第２号　に該当**
**第３号**




公安委員会　　印

**標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。**

（裏）

（注意事項）
1　この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
2　この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
3　次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
(1)　普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
(2)　再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
(3)　妊娠中又は出産後８週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
4　この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所

氏名　　電話番号その他の連絡先

免許証の番号又は免許情報記録の番号　第　　号

備考　1　記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別記様式第一の三の六（第六条の三の四関係）

（表）

第　　号
年　月　日

専用場所駐車標章

| 登録（車両）番号 | |
|---|---|

第１号
道路交通法第45条の２第１項　第２号　に該当
第３号

2
2

公安委員会　　印

標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

（裏）

（注意事項）
1　この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
2　この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
3　次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
(1)　普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
(2)　再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
(3)　妊娠中又は出産後８週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
4　この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所

氏名　　電話番号その他の連絡先

免許証の番号　第　　号

備考　1　記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載
設備外積載　許可申請書
荷台乗車

年　月　日

警察署長殿

申請者　住所
氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請者の免許の種類 | | 免許証番号又は免許情報記録の番号 | | |
| 車両の種類 | | 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の諸元 | 長さ | 幅 | 高さ | 最大積載重量 |
| | m | m | m | kg |
| 運搬品名 | | | | |
| 制限を超える大きさ又は重量 | 長さ | 幅 | 高さ | 重量 |
| | m | m | m | kg |
| 制限を超える積載の方法 | 前 | 後 | 左 | 右 |
| | m | m | m | m |
| 設備外積載の場所 | | 荷台に乗せる人員 | | |
| | | | | |
| 運転の期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | |
| 運転経路 | 出発地 | 経由地 | 目的地 | |
| | | | | |
| | 通行する道路 | | | |

第　号

制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

| | |
|---|---|
| 条件 | |

年　月　日

警察署長　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載
設備外積載　許可申請書
荷台乗車

年　月　日

警察署長殿

申請者　住所
氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請者の免許の種類 | | 免許証番号 | | |
| 車両の種類 | | 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の諸元 | 長さ | 幅 | 高さ | 最大積載重量 |
| | m | m | m | kg |
| 運搬品名 | | | | |
| 制限を超える大きさ又は重量 | 長さ | 幅 | 高さ | 重量 |
| | m | m | m | kg |
| 制限を超える積載の方法 | 前 | 後 | 左 | 右 |
| | m | m | m | m |
| 設備外積載の場所 | | 荷台に乗せる人員 | | |
| | | | | |
| 運転の期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | |
| 運転経路 | 出発地 | 経由地 | 目的地 | |
| | | | | |
| | 通行する道路 | | | |

第　号

制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

| | |
|---|---|
| 条件 | |

年　月　日

警察署長　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第五**（第八条の五関係）

制限外牽引の許可申請書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

住所
申請者
氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請者の免許の種類 | | | 免許証番号又は免許情報記録の番号 | |
| 牽引する自動車 | 種類 | | 番号標に表示されている番号 | |
| 牽引される車両 | 種類 | | 台数 | 台 |
| 牽引の全長 | m | | 運搬品名 | |
| 牽引の方法 | | | | |
| 牽引の年月日時 | 年　月　日　時から　　年　月　日　時まで | | | |
| 牽引の経路 | 出発地 | 経由地 | 目的地 | |
| | 通行する道路 | | | |

第　　号

制限外牽引許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

| | |
|---|---|
| 条件 | |

年　　月　　日

公安委員会　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第五**（第八条の五関係）

制限外牽引の許可申請書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

住所
申請者
氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請者の免許の種類 | | | 免許証番号 | |
| 牽引する自動車 | 種類 | | 番号標に表示されている番号 | |
| 牽引される車両 | 種類 | | 台数 | 台 |
| 牽引の全長 | m | | 運搬品名 | |
| 牽引の方法 | | | | |
| 牽引の年月日時 | 年　月　日　時から　　年　月　日　時まで | | | |
| 牽引の経路 | 出発地 | 経由地 | 目的地 | |
| | 通行する道路 | | | |

第　　号

制限外牽引許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

| | |
|---|---|
| 条件 | |

年　　月　　日

公安委員会　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　試験免除の該当事由欄には、法第97条の２第１項若しくは第３項又は令第34条の５に規定する免除事由を記載すること。
３　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない場合には「なし」を、それ以外の場合には免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
４　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
５　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
６　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
７　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
８　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 受けようとする免許の種類 | |
| 試験免除の該当事由 | |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの | なし　・　免許証　・　免許情報記録個人番号カード |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの | 免許証　・　免許情報記録個人番号カード |
| 個人番号カードの効力 | 有効　・　失効 |
| 免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 | 有　・　無 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

現に受けている免許

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記録等公安委員会 | | | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定免許情報の記録等年月日 | | | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | | | | | | | |
| 免許情報記録の番号 | | | 第　号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許年月日・種類 | 免許 | 第一種免許 | 二小原 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 | | | | |
| | 免許の種類 | | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 | | | | | | | |
| | | 第一種免許 | その他 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 | | | | |
| | | 第二種免許 | | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 | | | | |
| 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書

年　月　日

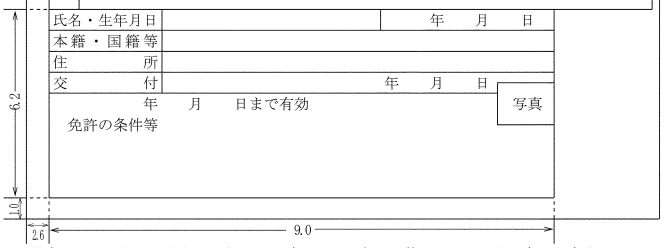
公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 受けようとする免許の種類 | |
| 試験免除の該当事由 | |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

免許証の写し

| | | |
|---|---|---|
| 氏名・生年月日 | | 年　月　日 |
| 本籍・国籍等 | | |
| 住所 | | |
| 交付 | 年　月　日 | 写真 |
| 年　月　日まで有効 | | |
| 免許の条件等 | | |




備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　試験免除の該当事由欄には、法第97条の２第１項若しくは第３項又は令第34条の５に規定する免除事由を記載すること。
３　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
４　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
６　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

**別記様式第十三**（第十八条の二の三関係）

技能検査申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 検査を受けようとする自動車の種類 | |

（この線から下には記載しないこと。）

免許証の写し

備考　１　免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とする。

**別記様式第十三**（第十八条の二の三関係）

技能検査申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 検査を受けようとする自動車の種類 | |

（この線から下には記載しないこと。）

仮免許証の写し

備考　１　免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とする。

**別記様式第十三の四**（第十八条の三関係）

運転免許取消／停止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、の効力を　年　月　日から　年間を免許を受けることができない期間として指定した／日間停止した　ので通知します。したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間　日間を通算して　年　月　日となります。

年　月　日
公安委員会　印

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日 公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日 公安委員会記録等 |
| 免許の種類 | |
| 理由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十三の四**（第十八条の三関係）

運転免許取消／停止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、の効力を　年　月　日から　年間を免許を受けることができない期間として指定した／日間停止した　ので通知します。したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間　日間を通算して　年　月　日となります。

年　月　日
公安委員会　印

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日 公安委員会交付 |
| 免許の種類 | |
| 理由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十三の五（第十八条の五関係）

<table>
<tr><td colspan="12">限定解除審査申請書<br>年　月　日<br>公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td colspan="3">ふりがな<br>氏名</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="3">生年月日</td><td colspan="9">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="3">免許証の記載事項の変更の有無</td><td colspan="9">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="12">（この線から下には記載しないこと。）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">現に受けている免許</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="3">記録等公安委員会</td><td colspan="8">公安委員会</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定免許情報の記録等年月日</td><td colspan="4">令和　年　月　日</td><td colspan="4">免許情報記録の有効期間の末日</td></tr>
<tr><td colspan="3">免許情報記録の番号</td><td colspan="8">第　号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">免許年月日・種類</td><td>第一種免許</td><td>二小原</td><td colspan="6">年　月　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>け引</td><td>大二</td><td>中二</td><td>普二</td><td>大特二</td><td>け引二</td></tr>
<tr><td>第一種免許</td><td>その他</td><td colspan="6">年　月　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種免許</td><td colspan="6">年　月　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="3">免許の条件</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

備考　１　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

２　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十三の五（第十八条の五関係）

<table>
<tr><td colspan="4">限定解除審査申請書<br>年　月　日<br>公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>ふりがな<br>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>免許証の記載事項の変更の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">（この線から下には記載しないこと。）</td></tr>
<tr><td>免許証の写し</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　１　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

２　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十三の六（第十八条の六関係）

運転免許条件申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | | |

**別記様式第十六**（第二十条関係）

運転免許証記載事項変更届

年　月　日

公安委員会　殿

届出者氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 変更した事項 | 新 | 本籍・国籍等 | | 氏名 | |
| | | 住所 | | | |
| | 旧 | 本籍・国籍等 | | 氏名 | |
| | | 住所 | | | |

（この線から下には記載しないこと。）

| | | | | |

備考　１　氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
３　再交付を申請する理由欄には、免許証若しくは免許情報記録個人番号カード又はその双方のうち紛失等した場合には、紛失等したものを記載すること。
４　免許情報記録個人番号カードの保有の有無欄は、免許情報記録個人番号カードを有する場合には「有」を、免許情報記録個人番号カードを有さない場合には「無」をそれぞれ〇で囲むこと。ただし、仮免許に係る免許証の再交付を申請する場合には、当該欄に記載しないものとする。
５　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証の再交付を申請する者は免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを〇で囲み、仮免許に係る免許証の再交付を申請する者は免許証を〇で囲むこと。
６　特定免許情報の記録の申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ〇で囲むこと。
７　特定免許情報の記録の申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。
８　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。
９　免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を〇で囲むこと。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十七（第二十一条関係）

運転免許証再交付申請書

年　月　日

公安委員会殿

| | | |

別記様式第十七の二（第二十一条の二関係）

特定免許情報記録申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | | |
|---|---|---|
| 氏名・生年月日 | | 年　月　日 |
| 本籍・国籍等 | | |
| 住所 | | |
| 免許証の保有の有無 | 有　・　無 | |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの | 免許証　・　免許情報記録個人番号カード | |
| 個人番号カードの効力 | 有効　・　失効 | |
| 免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 | 有　・　無 | |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 | |

（この線から下には記載しないこと。）

| | |
|---|---|
| 現に受けている免許 | |

備考　１　氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
３　免許証の保有の有無欄は、免許証を有する場合には「有」を、免許証を有さない場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
４　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
５　個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
６　現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
７　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
８　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第十七の三（第二十一条の五関係）

運転免許証返納届

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

現に受けている免許

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記録等公安委員会 | | | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定免許情報の記録等年月日 | | | 令和　年　月　日 | | | | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | | | | | | |
| 免許情報記録の番号 | | | 第　号 | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許年月日・種類 | 第一種免許 | 二・小・原 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 免許の種類 | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 |
| | 第一種免許 | その他 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | 第二種免許 | | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。

２　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。

３　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第十七の四（第二十一条の八関係）

免許情報記録抹消届

年　月　日

公安委員会　殿

| | | |

別記様式第十七の五（第二十一条の九関係）

運転免許証交付申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | | |
|---|---|---|
| 氏名・生年月日 | | 年　月　日 |
| 本籍・国籍等 | | |
| 住所 | | |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの | 免許証　・　免許情報記録個人番号カード | |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 | |

（この線から下には記載しないこと。）

現に受けている免許

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記録等公安委員会 | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定免許情報の記録等年月日 | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | | | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | | | | | | | | |
| 免許情報記録の番号 | 第　号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許年月日・種類 | 第一種免許 | 二・小・原 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | 免許の種類 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 | | | | | | | |
| | 第一種免許 | その他 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | 第二種免許 | | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。

２　本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

３　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。

４　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

５　現に受けている免許欄には、免許情報記録の番号、免許年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第十七の六（第二十八条関係）

第　　号

運転免許試験成績証明書

写　真

押出しスタンプ

住　所

氏　名

年　月　日生

上記の者は、　　年　月　日　　公安委員会が行った

技　能　試　験
免許に係る運転免許試験のうち学　科　試　験において、道路交通
技能試験及び学科試験

法施行規則第27条に定める基準に達する成績を得た者であることを証明する。

年　月　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十七の二（第二十八条関係）

第　　号

運転免許試験成績証明書

写　真

押出しスタンプ

住　所

氏　名

年　月　日生

上記の者は、　　年　月　日　　公安委員会が行った

技　能　試　験
免許に係る運転免許試験のうち学　科　試　験において、道路交通
技能試験及び学科試験

法施行規則第27条に定める基準に達する成績を得た者であることを証明する。

年　月　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十七の六の二（第二十八条の三関係）

再　試　験　通　知　書

年　月　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第100条の２第１項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

| | |
|---|---|
| 再試験を行う理由 | |
| 再試験に係る免許の種類 | |
| 再試験の場所 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十七の二の二（第二十八条の三関係）

再　試　験　通　知　書

年　月　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第100条の２第１項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

| | |
|---|---|
| 再試験を行う理由 | |
| 再試験に係る免許の種類 | |
| 再試験の場所 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十七の七（第二十八条の四関係）

再試験受験申込書

年　月　日

公安委員会　殿

| | | |

別記様式第十七の八（第二十八条の五関係）

試験移送通知書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　印

道路交通法第100条の３第１項の規定により、下記の者について試験移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 初心運転者期間の経過時における住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会記録等 |
| 再試験に係る免許の種類 | |
| 再試験を行う理由 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第十七の四（第二十八条の五関係）

試験移送通知書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　印

道路交通法第100条の３第１項の規定により、下記の者について試験移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 初心運転者期間の経過時における住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 |
| 再試験に係る免許の種類 | |
| 再試験を行う理由 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
３　免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するもの欄は、免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するものを○で囲むこと。ただし、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄のうち免許情報記録個人番号カードを○で囲んだ場合において、手続終了後に更新された免許証のみを有することを希望する者は「免許証」を、手続終了後に更新された免許証及び更新された免許情報記録に係る免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者は、「免許証」及び「免許情報記録個人番号カード」を、それぞれ○で囲むこと。
４　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
５　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
６　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
７　法第101条の４の２第３項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けることを希望する場合には経由地公安委員会における免許情報記録書換えの希望有無欄の「有」を、当該希望を有しない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
８　法第101条の４の２第４項の規定により経由地公安委員会に免許証を返納することを希望する場合には経由地公安委員会への免許証の返納の有無欄の「有」を、希望しない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
９　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
10　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十八（第二十九条関係）

運転免許証等更新申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの | 免許証・免許情報記録個人番号カード |
| 免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するもの | 免許証・免許情報記録 |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの | 免許証・免許情報記録個人番号カード |
| 個人番号カードの効力 | 有効・失効 |
| 免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 | 有・無 |
| 経由地公安委員会における免許情報記録の書換えの有無 | 有・無 |
| 経由地公安委員会への免許証の返納の有無 | 有・無 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有・無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 適性検査の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現に受けている免許 | 記録等公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | 公安委員会 | | | | | |
| | 特定免許情報の記録等年月日 | | | | | | | | | | | | | 令和　年　月　日 | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | |
| | 免許情報記録の番号 | | | | | | | | | | | | | 第　号 | | | | | | |
| | 免許年月日・種類 | 第一種免許 | 二小原 | | | | | | | | | | | 年　月　日 | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 免許の種類 | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 | | | |
| | | 第一種免許 | その他 | | | | | | | | | | | 年　月　日 | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 第二種免許 | | | | | | | | | | | | 年　月　日 | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別記様式第十八（第二十九条関係）

運転免許証更新申請書

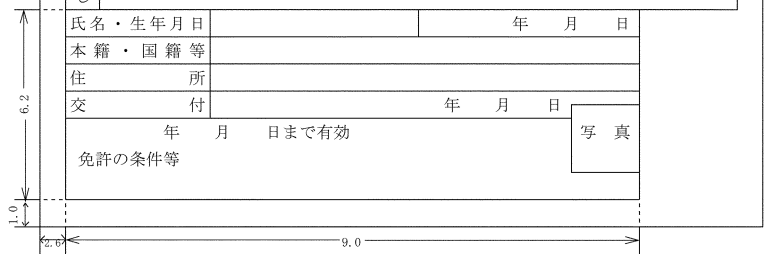
年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有・無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | |
|---|---|
| 適性検査の結果 | |
| 免許証の写し | |
| 氏名・生年月日 | 年　月　日 |
| 本籍・国籍等 | |
| 住所 | |
| 交付 | 年　月　日 |
| 年　月　日まで有効 | 写真 |
| 免許の条件等 | |




備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
３　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
５　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
３　免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するもの欄は、免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するものを○で囲むこと。ただし、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄のうち免許情報記録個人番号カードを○で囲んだ場合において、手続終了後に免許証のみを有することを希望する者は「免許証」を、手続終了後に免許証及び免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者は、「免許証」及び「免許情報記録個人番号カード」を、それぞれ○で囲むこと。
４　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
５　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
６　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
７　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
８　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

特例更新申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの | 免許証　・　免許情報記録個人番号カード |
| 免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するもの | 免許証　・　免許情報記録 |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの | 免許証　・　免許情報記録個人番号カード |
| 個人番号カードの効力 | 有効　・　失効 |
| 免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 | 有　・　無 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | | |

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　法第101条の４の２第４項の規定により経由地公安委員会に免許証を返納することを希望するときは経由地公安委員会への免許証の返納の有無欄の「有」を、希望しないときは「無」を、それぞれ〇で囲むこと。
３　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十八の三（第二十九条の二の二関係）

経　由　申　請　書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 経由地公安委員会への免許証の返納の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 適性検査の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現に受けている免許 | 記録等公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 公安委員会 | | | | |
| | 特定免許情報の記録等年月日 | | | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | | | | | | | | | |
| | 免許情報記録の番号 | | | 第　号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 免許年月日・種類 | 第一種免許 | 二小原 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 免許の種類 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 | | | | | | | | |
| | | 第一種免許 | その他 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 第二種免許 | | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別記様式第十八の三（第二十九条の二の二関係）

経　由　申　請　書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | |
|---|---|
| 適性検査の結果 | |
| 免許証の写し | |

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

［様式を削る。］

別記様式第十八の四（第二十九条の二の二関係）

適性検査結果通知書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　印

下記の者について、道路交通法第101条の２の２第２項の規定により適性検査を実施したので、その結果を通知する。

| | |
|---|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 適性検査の結果 | 視力 | 左眼 | | 矯正 | 有・無 |
| | | 右眼 | | 矯正 | 有・無 |
| | | 両眼 | | 矯正 | 有・無 |
| | その他の科目・特記事項 | | | | |
| 免許証の写し | | | | | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十八の四（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

| 報　告　書 | |
|---|---|
| 1　過去５年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | □はい　□いいえ |
| 2　過去５年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | □はい　□いいえ |
| 3　過去５年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週３回以上となったことがある。 | □はい　□いいえ |
| 4　過去１年以内において、次のいずれかに該当したことがある。<br>・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を３日以上続けたことが３回以上ある。<br>・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが３回以上ある。 | □はい　□いいえ |
| 5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | □はい　□いいえ |
| 公安委員会　殿　　年　月　日<br>上記のとおり報告します。　　氏名 | |
| （注意事項）<br>1　各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。<br>2　各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。<br>（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）<br>3　虚偽の報告をした方は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

| 報　告　書 | |
|---|---|
| 1　過去５年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | □はい　□いいえ |
| 2　過去５年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | □はい　□いいえ |
| 3　過去５年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週３回以上となったことがある。 | □はい　□いいえ |
| 4　過去１年以内において、次のいずれかに該当したことがある。<br>・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を３日以上続けたことが３回以上ある。<br>・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが３回以上ある。 | □はい　□いいえ |
| 5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | □はい　□いいえ |
| 公安委員会　殿　　年　月　日<br>上記のとおり報告します。　　氏名 | |
| （注意事項）<br>1　各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。<br>2　各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。<br>（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）<br>3　虚偽の報告をした方は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の五関係）

臨時認知機能検査通知書

年　月　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第101条の７第１項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 が取り消される / の効力が停止される こととなります。

| | |
|---|---|
| 臨時認知機能検査を行う理由 | |
| 臨時認知機能検査の場所 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十八の六（第二十九条の二の五関係）

臨時認知機能検査通知書

年　月　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第101条の７第１項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 が取り消される / の効力が停止される こととなります。

| | |
|---|---|
| 臨時認知機能検査を行う理由 | |
| 臨時認知機能検査の場所 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

**別記様式第十八の六**（第二十九条の二の六関係）

臨時高齢者講習通知書

年　　月　　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第101条の７第４項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許　が取り消される／の効力が停止される　こととなります。

| | |
|---|---|
| 臨時高齢者講習を行う理由 | |
| 臨時高齢者講習の場所 | |
| 備　　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

**別記様式第十八の七**（第二十九条の二の六関係）

臨時高齢者講習通知書

年　　月　　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第101条の７第４項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許　が取り消される／の効力が停止される　こととなります。

| | |
|---|---|
| 臨時高齢者講習を行う理由 | |
| 臨時高齢者講習の場所 | |
| 備　　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

**別記様式第十九**（第二十九条の四関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

公　安　委　員　会　印

道路交通法第103条第３項
道路交通法第104条の２の３第５項において準用する第103条第３項の規
道路交通法第104条の２の３第８項において準用する第103条第３項

定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会記録等 |
| 免許の種類 | |
| 理　由 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九**（第二十九条の四関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

公　安　委　員　会　印

道路交通法第103条第３項
道路交通法第104条の２の３第５項において準用する第103条第３項の規
道路交通法第104条の２の３第８項において準用する第103条第３項

定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 |
| 免許の種類 | |
| 理　由 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九の二**（第三十条、第三十七条の五関係）

仮停止／禁止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許の効力／自動車等の運転を　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで仮停止／禁止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して５日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年　　月　　日

警察署長　印

| | |
|---|---|
| 住所／本邦における住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証／国際運転免許証等の番号 | 第　　号　　年　　月　　日 公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　　号　　年　　月　　日 公安委員会記録等 |
| 免許／運転することができる自動車等の種類 | |
| 理由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九の二**（第三十条、第三十七条の五関係）

仮停止／禁止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許の効力／自動車等の運転を　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで仮停止／禁止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して５日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年　　月　　日

警察署長　印

| | |
|---|---|
| 住所／本邦における住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証／国際運転免許証等の番号 | 第　　号　　年　　月　　日 公安委員会交付 |
| 免許／運転することができる自動車等の種類 | |
| 理由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九の三**（第三十条の二、第三十七条の五関係）

仮停止禁止通知書

年　月　日

公安委員会殿

警察署長　印

道路交通法第103条の２第５項／第107条の５第10項において準用する第103条の２第５項の規定により、下記の者について仮停止禁止通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住所／本邦における住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証／国際運転免許証等の番号 | 第　号　年　月　日 公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日 公安委員会記録等 |
| 免許／運転することができる自動車等の種類 | |
| 仮停止禁止の理由 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九の三**（第三十条の二、第三十七条の五関係）

仮停止禁止通知書

年　月　日

公安委員会殿

警察署長　印

道路交通法第103条の２第４項／第107条の５第10項において準用する第103条の２第４項の規定により、下記の者について仮停止禁止通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住所／本邦における住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証／国際運転免許証等の番号 | 第　号　年　月　日 公安委員会交付 |
| 免許／運転することができる自動車等の種類 | |
| 仮停止禁止の理由 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の二（第三十条の三関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　　月　　日

公　安　委　員　会　殿

公　安　委　員　会　印

道路交通法第104条の２の２第３項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |
| 氏　　名 | |
| 免許証の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会記録等 |
| 処分に係る免許の種類 | |
| 理　　由 | |
| 備　　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第十九の三の二（第三十条の三関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　　月　　日

公　安　委　員　会　殿

公　安　委　員　会　印

道路交通法第104条の２の２第３項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |
| 氏　　名 | |
| 免許証の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会交付 |
| 処分に係る免許の種類 | |
| 理　　由 | |
| 備　　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

**別記様式第十九の三のニのニ**（第三十条の三の二関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会 印

道路交通法第104条の２の４第３項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会記録等 |
| 処分に係る免許の種類 | |
| 理由 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第十九の三のニのニ**（第三十条の三の二関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会 印

道路交通法第104条の２の４第３項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 |
| 処分に係る免許の種類 | |
| 理由 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第十九の三の三**（第三十条の四関係）

取　消
運転免許　　処分書
停　止

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、の効力を　　年　　月　　日から

年間を免許を受けることができない期間として指定し
日間停止し　　ます。

したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間
日間を通算して　　年　　月　　日となります。

年　　月　　日
公　安　委　員　会　印

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |
| 氏　　名 | |
| 免許証の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番　　号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会記録等 |
| 免許の種類 | |
| 理　　由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九の三の三**（第三十条の四関係）

取　消
運転免許　　処分書
停　止

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、の効力を　　年　　月　　日から

年間を免許を受けることができない期間として指定し
日間停止し　　ます。

したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間
日間を通算して　　年　　月　　日となります。

年　　月　　日
公　安　委　員　会　印

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |
| 氏　　名 | |
| 免許証の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会交付 |
| 免許の種類 | |
| 理　　由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

**別記様式第十九の三の四**（第三十条の四関係）

運転免許取消処分書

道路交通法 第104条の２の２第１項 / 第104条の２の２第２項（第４項） の規定により、下記のとおりあなたの免許を取り消します。

年　月　日
公安委員会 印

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会記録等 |
| 再試験に係る免許の種類 | |
| 理由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第十九の三の四**（第三十条の四関係）

運転免許取消処分書

道路交通法 第104条の２の２第１項 / 第104条の２の２第２項（第４項） の規定により、下記のとおりあなたの免許を取り消します。

年　月　日
公安委員会 印

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 再試験に係る免許の種類 | |
| 理由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十九の三の四の二（第三十条の四関係）

運　転　免　許　取　消　処　分　書

道路交通法　第104条の２の４第１項(第４項)<br>第104条の２の４第２項(第４項)　の規定により、下記のとおりあなたの免許を取り消します。

年　　月　　日
公安委員会　印

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |
| 氏　　名 | |
| 免許証の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番　　号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会記録等 |
| 取消しに係る免許の種類 | |
| 理　　由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十九の三の四の二（第三十条の四関係）

運　転　免　許　取　消　処　分　書

道路交通法　第104条の２の４第１項(第４項)<br>第104条の２の４第２項(第４項)　の規定により、下記のとおりあなたの免許を取り消します。

年　　月　　日
公安委員会　印

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |
| 氏　　名 | |
| 免許証の番号 | 第　　号　　年　　月　　日<br>公安委員会交付 |
| 取消しに係る免許の種類 | |
| 理　　由 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第十九の三の五**（第三十条の五関係）

| 出　頭　命　令　書 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 道路交通法第104条の３第２項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。 | | | | | |
| 命令日時 | 年　月　日　午前後　時　分 | | | | |
| 出頭日時 | 年　月　日　午前後　時　分 | | | | |
| 出頭場所 | | | | | |
| 命令者の所属、階級及び氏名 | ㊞ | | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） | 職業 | | |
| | 本籍 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 免許証 | 第　号 | | | |
| | | 令和　年　月　日　公安委員会交付 | | | |
| | 免許情報記録 | 第　号 | | | |
| | | 令和　年　月　日　公安委員会記録等 | | | |

備考　本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

**別記様式第十九の三の五**（第三十条の五関係）

| 出　頭　命　令　書 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 道路交通法第104条の３第２項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。 | | | | | |
| 命令日時 | 年　月　日　午前後　時　分 | | | | |
| 出頭日時 | 年　月　日　午前後　時　分 | | | | |
| 出頭場所 | | | | | |
| 命令者の所属、階級及び氏名 | ㊞ | | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） | 職業 | | |
| | 本籍 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 免許証 | 第　号 | | | |
| | | 平・令　年　月　日　公安委員会交付 | | | |

備考　本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

［様式を削る。］

備考　１　本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
２　免許の種類欄の略語の意味は、別表第２に定めるとおりとする。
３　免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「１」を、その他の略語の上部に「０」をそれぞれ記載すること。
４　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の六（第三十条の七関係）

免許証保管証（番号）

| | | |

別記様式第十九の三の六（第三十条の六関係）

出　頭　命　令　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

所　属

階　級　氏名　㊞

道路交通法第104条の３第３項の規定により、下記のとおり通知します。

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会記録等 |
| 出頭日時 | 年　月　日　午前後　時　分 |
| 出頭場所 | |

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の七（第三十条の八関係）

出　頭　命　令　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

所　属

階　級　氏名　㊞

道路交通法第104条の３第４項の規定により、下記のとおり通知します。

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 出頭日時 | 年　月　日　午前後　時　分 |
| 出頭場所 | |
| 免許証保管の有無 | 有　無 |

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　受けたい他の免許の種類欄は、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を記載すること。
３　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
４　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有することを希望しない場合は「なし」を、それ以外の場合には免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
５　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
６　特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
７　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
８　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十九の三の七（第三十条の七関係）

運転免許取消申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 取消しを申請する免許の種類 | |
| 受けたい他の免許の種類 | |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの | 免許証　・　免許情報記録個人番号カード |
| 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの | なし　・　免許証　・　免許情報記録個人番号カード |
| 個人番号カードの効力 | 有効　・　失効 |
| 免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 | 有　・　無 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

現に受けている免許

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記録等公安委員会 | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定免許情報の記録等年月日 | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | | | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | | | | |
| 免許情報記録の番号 | 第　号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許年月日・種類 | 第一種免許 | 二・小・原 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 | |
| | 免許の種類 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 | | | |
| | 第一種免許 | その他 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 | |
| | 第二種免許 | | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 | |
| 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別記様式第十九の三の八（第三十条の九関係）

運転免許取消申請書

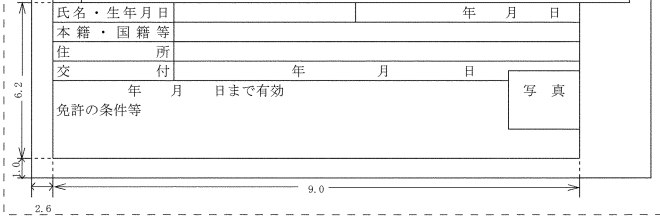
年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 取消しを申請する免許の種類 | |
| ※受けたい他の免許の種類 | |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | |
|---|---|
| 免許証の写し | |
| 氏名・生年月日 | 年　月　日 |
| 本籍・国籍等 | |
| 住所 | |
| 交付 | 年　月　日 |
| 年　月　日まで有効 | 写真 |
| 免許の条件等 | |




備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
２　※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を記載すること。
３　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
４　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
６　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十九の三の八（第三十条の七関係）

申請による運転免許の取消通知書

あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の４第２項の規定により、　　年　　月　　日付けであなたの免許を取り消したので通知します。

年　月　日

公安委員会　印

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 免許情報記録の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会記録等 |
| 免許の種類 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十九の三の九（第三十条の九関係）

申請による運転免許の取消通知書

あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の４第２項の規定により、　　年　　月　　日付けであなたの免許を取り消したので通知します。

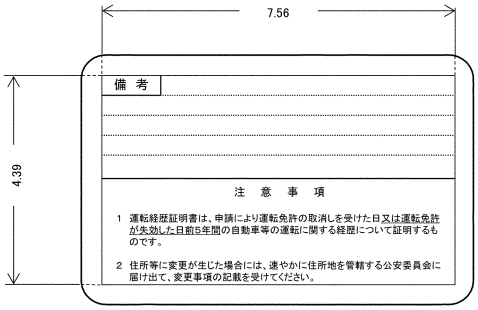
年　月　日

公安委員会　印

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 免許証の番号 | 第　号　年　月　日<br>公安委員会交付 |
| 免許の種類 | |
| 備　考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）




備考　１　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

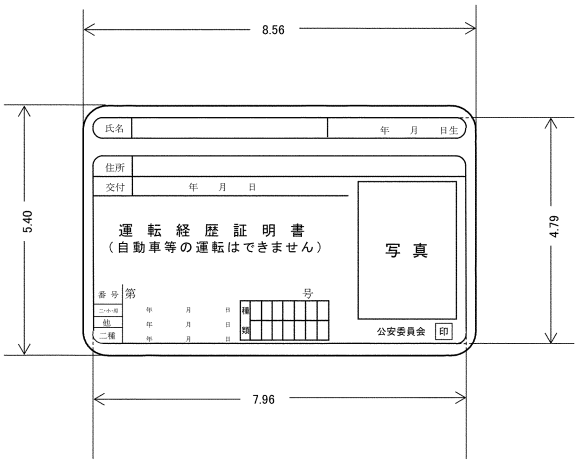
２　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

３　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

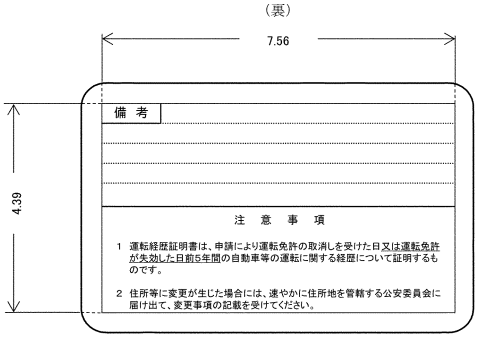
４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

**別記様式第十九の三の九**（第三十条の九関係）

（表）




（裏）




備考　１　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

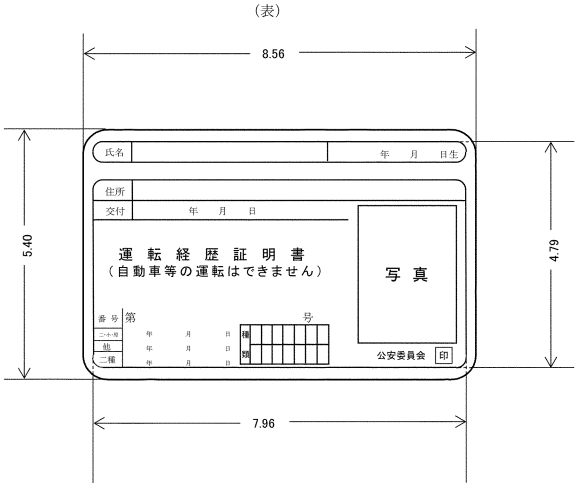
２　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

３　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

**別記様式第十九の三の十**（第三十条の十一関係）

（表）



別記様式第十九の四の二（第三十一条の四の六関係）

更新証明書

あなたの申請に基づき、道路交通法第107条の規定により読み替えて適用する同法第101条の４の２第３項の規定により、　　年　　月　　日付けであなたの免許情報記録の有効期間を更新したことを証明します。

年　　月　　日

公安委員会　　印

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 免許情報記録の番号 | 第　　号 |
| 免許情報記録の有効期間の末日 | |
| 免許の種類 | |
| 備考 | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

（裏）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 設置者 | 法人にあつては、その役員 | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| | | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| | | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| 管理者 | | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | 〒（　） （　）局　番 |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |

備考　１　本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
２　設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
３　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十九の四の三（第三十一条の五関係）

（表）

自動車教習所の届出書

年　月　日

公安委員会　殿

道路交通法第98条第２項の規定により届出をします。

届出者の氏名又は名称及び住所

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （ふりがな） | | | | |
| 自動車教習所の名称 | | | | |
| 自動車教習所の所在地 | | | | 〒（　） （　）局　番 |
| 設置者 | （ふりがな） | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| | 住所 | | | 〒（　） （　）局　番 |
| | 個人 | 本籍・国籍等 | | |
| | | 生年月日 | | 年　月　日生 |
| | 法人にあつては、その役員 | 代表者 | （ふりがな） | |
| | | | 氏名 | |
| | | | 住所 | |
| | | | 本籍・国籍等 | |
| | | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| | | （ふりがな） | | |
| | | 氏名 | | |
| | | 住所 | | |
| | | 本籍・国籍等 | | |
| | | 生年月日 | | 年　月　日生 |

（裏）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 設置者 | 法人にあつては、その役員 | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| | | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| | | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| 管理者 | | （ふりがな） | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所 | 〒（　） （　）局　番 |
| | | 本籍・国籍等 | |
| | | 生年月日 | 年　月　日生 |

備考　１　本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
２　設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
３　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第十九の四の二（第三十一条の五関係）

（表）

自動車教習所の届出書

年　月　日

公安委員会　殿

道路交通法第98条第２項の規定により届出をします。

届出者の氏名又は名称及び住所

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （ふりがな） | | | | |
| 自動車教習所の名称 | | | | |
| 自動車教習所の所在地 | | | | 〒（　） （　）局　番 |
| 設置者 | （ふりがな） | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| | 住所 | | | 〒（　） （　）局　番 |
| | 個人 | 本籍・国籍等 | | |
| | | 生年月日 | | 年　月　日生 |
| | 法人にあつては、その役員 | 代表者 | （ふりがな） | |
| | | | 氏名 | |
| | | | 住所 | |
| | | | 本籍・国籍等 | |
| | | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| | | （ふりがな） | | |
| | | 氏名 | | |
| | | 住所 | | |
| | | 本籍・国籍等 | | |
| | | 生年月日 | | 年　月　日生 |

［様式を削る。］

（裏）

| | |
|---|---|
| 国際運転免許証の番号<br>International Driving Permit Number | 第　　号 |
| 発給機関<br>Issued by | |
| 発給地<br>Issued at | |
| 発給年月日<br>Issued on | 年　月　日<br>year　month　day |
| 本邦における住所<br>Address in Japan | |
| 氏名<br><br>生年月日<br>Date of Birth | <br>(Surname) (First name) (Middle name)<br>年　月　日<br>year　month　day |

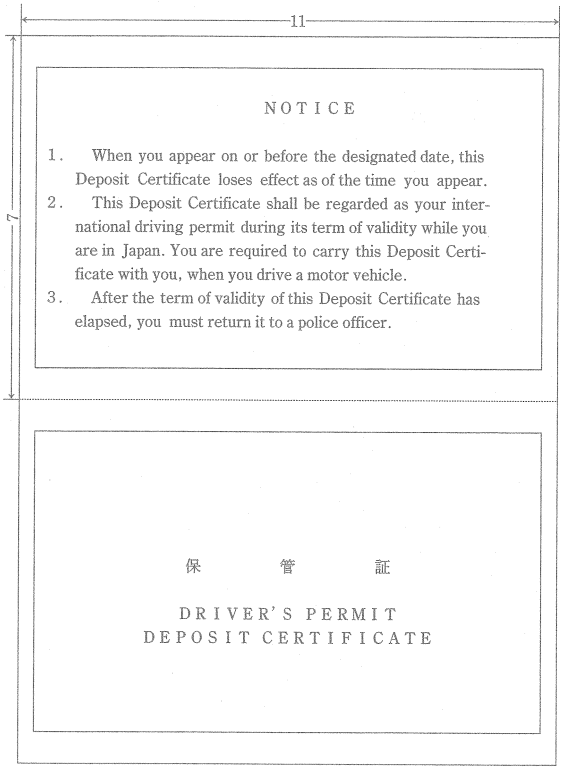
| 運転することができる自動車等の種類<br>Type of Vehicles for which the Permit is valid | | | | |
|---|---|---|---|---|
| A | B | C | D | E |
| 交付者の所属・階級及び氏名<br>This Deposit Certificate is Issued by | | | | |
| 交付日時<br>Issued on | | 年　月　日　時　分<br>year　month　day　hours | | |
| 出頭場所<br>You shall appear at | | | | |
| 有効期限（出頭日時）<br>This Deposit Certificate is valid through | | 年　月　日　時<br>year　month　day　hours. | | |

備考　１　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

２　運転することができる自動車等の種類欄には、運転することができない自動車等の種類に×印を記載すること。

別記様式第二十二の六の三（第三十七条の五の二関係）

（表）



［様式を削る。］

（裏）

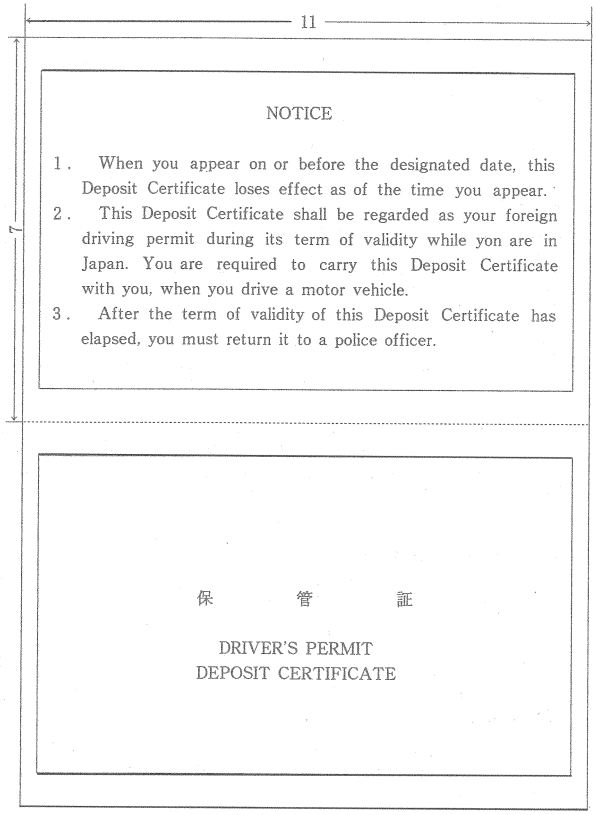
| | |
|---|---|
| 外国運転免許証の番号<br>Foreign Driving Permit Number | 第　　号 |
| 発給機関<br>Issued dy | |
| 発給地<br>Issued at | |
| 発給年月日<br>Issued on | 年　月　日<br>year　month　day |
| 本邦における住所<br>Address in Japan | |
| 氏名<br><br>生年月日<br>Date of Birth | <br>(Surname) (First name)(Middle name)<br>年　月　日<br>year　month　day |

| | |
|---|---|
| 運転することができる自動車等の種類<br>Type of Vehicles for which the Permit is valid | |
| | |
| 交付者の所属・階級及び氏名<br>This Deposit Certificate is Issued by | ㊞ |
| 交付日時<br>Issued on | 年　月　日　時　分<br>year　month　day　hours |
| 出頭場所<br>You shall appear at | |
| 有効期限（出頭日時）<br>This Deposit Certificate is valid through | 年　月　日　時<br>year　month　day　hours. |

備考　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の四（第三十七条の五の二関係）

（表）



別記様式第二十二の六の三（第三十七条の五の二関係）

出頭命令通知書

年　月　日

公安委員会　殿

所属

階級　氏名　㊞

道路交通法第107条の５第11項において準用する同法第104条の３第３項の規定により、下記のとおり通知します。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 国際運転免許証等の番号 | 第　号　年　月　日 |
| 出頭日時 | 年　月　日　午前後　時　分 |
| 出頭場所 | |

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の五（第三十七条の五の二関係）

出頭命令通知書

年　月　日

公安委員会　殿

所属

階級　氏名　㊞

道路交通法第107条の５第11項において準用する同法第104条の３第４項の規定により、下記のとおり通知します。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 国際運転免許証等の番号 | 第　号　年　月　日 |
| 出頭日時 | 年　月　日　午前後　時　分 |
| 出頭場所 | |
| 免許証保管の有無 | 有　無 |

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

備考　１　国外運転免許証の申請区分欄には、別記様式第二十二の七の表紙２ページの裏の表の区分に従い、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥを記載する。
２　現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
３　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第二十二の八（第三十七条の九関係）

国外運転免許証交付申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| 国外運転免許証の申請区分 | |
| 出生地 | |
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現に受けている免許 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 記録等公安委員会 | | | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特定免許情報の記録等年月日 | | | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | 免許情報記録の有効期間の末日 | | | | | | | |
| | 免許情報記録の番号 | | | 第　号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 免許年月日・種類 | 第一種免許 | 二小原 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | | 免許の種類 | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特二 | け引二 | | |
| | | 第一種免許 | その他 | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 第二種免許 | | 年　月　日 | | | | | | | | | | | | | | 昭和 | 平成 | 令和 |
| | | 免許の条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別記様式第二十二の八（第三十七条の九関係）

国外運転免許証交付申請書

年　月　日

公安委員会　殿

| | |
|---|---|
| 国外運転免許証の申請区分 | |
| 出生地 | |
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有　・　無 |

（この線から下には記載しないこと。）

| | |
|---|---|
| 免許証の写し | |

備考　１　国外運転免許証の申請区分欄には、別記様式第二十二の七の表紙２ページの裏の表の区分に従い、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥを記載する。
２　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
３　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別記様式第二十三**（第三十八条の六関係）

| 出頭命令書 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 命令日時 | 年　月　日　午前後　時　分 | | | | | |
| 命令者の所属、階級及び氏名 | 印 | | | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） | 職業 | | 出頭 | |
| | 本籍 | | | | 日時 | 場所 |
| | 住所 | | | | | |
| | 免許証・免許情報記録 | 第　号 | | | | |
| | | 令和　年　月　日　公安委員会交付等 | | | | |

道路交通法第109条の規定により上記のとおり出頭を命じます。

備考　本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

**別記様式第二十三**（第三十八条の六関係）

| 免許証保管証（番号） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付日時 | 令和　年　月　日　午前後　時　分 | | | | | |
| 交付者の所属、階級及び氏名 | 印 | | | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） | 職業 | | 出頭 | |
| | 本籍 | | | | 日時 | 場所 |
| | 住所 | | | | | |
| | 免許証 | 第　号 | | | | |
| | | 平・令　年　月　日　公安委員会交付 | | | | |

| 有効期限 | 令和　年　月　日 |
|---|---|
| 免許年月日 | 第一種免許　二・小・原 |
| | 昭・平・令　年　月　日 |
| | その他 |
| | 昭・平・令　年　月　日 |
| | 第二種免許 |
| | 昭・平・令　年　月　日 |
| 免許の種類 | 有無 |
| | 種類 |
| | 大型 |
| | 中型 |
| | 準中型 |
| | 普通 |
| | 大特 |
| | 大自二 |
| | 普自二 |
| | 小特 |
| | 原付 |
| | け引 |
| | 大二 |
| | 中二 |
| | 普二 |
| | 大特二 |
| | け引二 |
| 免許の条件 | |

備考
1　この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。
2　運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。

備考　1　本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
2　免許の種類欄の略語の意味は、別表第２に定めるとおりとする。
3　免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

［様式を削る。］

（裏）

| | |
|---|---|
| 有効期間<br>This Deposit Certificate is valid through | 年　月　日<br>year　month　day |
| 国際運転免許証の番号<br>International Driving Permit Number<br>発給機関<br>Issued by<br>発給地<br>Issued at<br>発給年月日<br>Issued on | 第　号<br><br><br><br>年　月　日<br>year　month　day |
| 本邦における住所<br>Address in Japan | |
| 氏名<br><br>生年月日<br>Date of Birth | （Surname）（First name）（Middle name）<br><br>年　月　日<br>year　month　day |

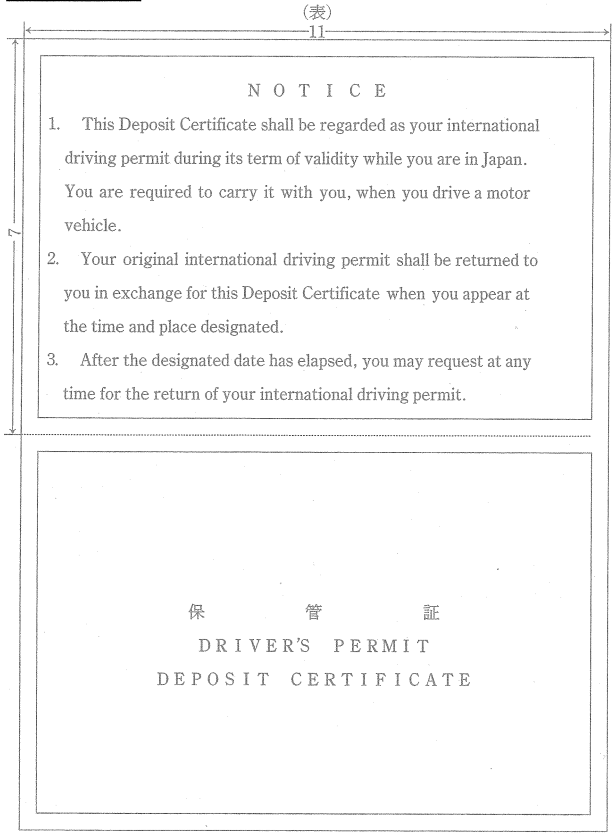
| 運転することができる自動車等の種類<br>Type of Vehicles for which the Permit is valid | | | | |
|---|---|---|---|---|
| A | B | C | D | E |
| 交付者の所属・階級及び氏名<br>This Deposit Certificate is Issued by | | | | ㊞ |
| 交付日時<br>Issued on | | | 年　月　日　時　分<br>year　month　day　hours | |
| 出頭場所<br>You shall appear at<br>日時<br>on | | | 年　月　日　時<br>year　month　day　hours. | |

備考　１　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

２　運転することができる自動車等の種類欄には、運転することができない自動車等の種類に×印を記載すること。

別記様式第二十四（第三十八条の六関係）

（表）



［様式を削る。］

（裏）

| | |
|---|---|
| 有効期間<br>This Deposit Certificate is valid through | 年　月　日<br>year　month　day |
| 外国運転免許証の番号<br>Foreign Driving Permit Number<br>発給機関<br>Issued by<br>発給地<br>Issued at<br>発給年月日<br>Issued on | 第　号<br><br><br><br>年　月　日<br>year　month　day |
| 本邦における住所<br>Address in Japan | |
| 氏名<br>生年月日<br>Date of Birth | （Surname）（First name）（Middle name）<br>年　月　日<br>year　month　day |

| | |
|---|---|
| 運転することができる自動車等の種類<br>Type of Vehicles for which the Permit is valid | |
| | |
| 交付者の所属・階級及び氏名<br>This Deposit Certificate is Issued by<br>交付日時<br>Issued on | ㊞<br>年　月　日　時　分<br>year　month　day　hours |
| 出頭場所<br>You shall appear at<br>日時<br>on | 年　月　日　時<br>year　month　day　hours. |

別記様式第二十四の二（第三十八条の六関係）

（表）

11

7

N O T I C E

1. This Deposit Certificate shall be regarded as your foreign driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry it with you, when you drive a motor vehicle.
2. Your original foreign driving permit shall be returned to you in exchange for this Deposit Certificate when you appear at the time and place designated.
3. After the designated date has elapsed, you may request at any time for the return of your foreign driving permit.

保　管　証

DRIVER'S PERMIT

DEPOSIT CERTIFICATE

備考　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十四（第三十八条の八関係）

特定交通情報提供事業届出書（新規・変更）

年　月　日

国家公安委員会　殿

届出者

道路交通法第109条の３第１項の規定により次のとおり届出をします。

| | |
|---|---|
| 届出者 | 〒　－<br>（　）　局　番 |
| 事業の開始年月日 | 年　月　日 |
| 交通情報を提供する道路 | |
| 交通情報の収集の方法 | |
| 予測の方法 | |
| 交通情報の提供の方法 | |
| 提供する交通情報の種類及び内容 | 道路における交通の混雑の状態<br>目的地に到達するまでに要する時間を予測するもの |
| | |
| 第三者提供の概要 | |

備考　１　届出者の欄には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
２　第三者提供の概要の欄には、提供先が届出者により提供された交通情報を用いて交通情報を提供する事業を行う場合に、当該提供先の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報を提供する道路、交通情報の提供の方法並びに提供する交通情報の種類及び内容を記載すること。
３　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　届出をした事項を変更するときは、変更があつた事項に関してのみ記載すること。
５　不要の文字は、横線で消すこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第二十四の三（第三十八条の八関係）

特定交通情報提供事業届出書（新規・変更）

年　月　日

国家公安委員会　殿

届出者

道路交通法第109条の３第１項の規定により次のとおり届出をします。

| | |
|---|---|
| 届出者 | 〒　－<br>（　）　局　番 |
| 事業の開始年月日 | 年　月　日 |
| 交通情報を提供する道路 | |
| 交通情報の収集の方法 | |
| 予測の方法 | |
| 交通情報の提供の方法 | |
| 提供する交通情報の種類及び内容 | 道路における交通の混雑の状態<br>目的地に到達するまでに要する時間を予測するもの |
| | |
| 第三者提供の概要 | |

備考　１　届出者の欄には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
２　第三者提供の概要の欄には、提供先が届出者により提供された交通情報を用いて交通情報を提供する事業を行う場合に、当該提供先の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報を提供する道路、交通情報の提供の方法並びに提供する交通情報の種類及び内容を記載すること。
３　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　届出をした事項を変更するときは、変更があつた事項に関してのみ記載すること。
５　不要の文字は、横線で消すこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

交通反則通告制度に関する説明

仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

出頭場所

別記様式第二十五（第四十条関係）

交通反則告知書　（番号）

| | | |
|---|---|---|
| 告知日時 | 令和　年　月　日午前後　時　分 | |
| 告知者の所属、階級等及び氏名 | 印 | |
| (1) 反則者氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） 職業 |
| | 本籍 | |
| | 住所 | |
| | 免許証・免許情報記録 | 第　号<br>令和　年　月　日　公安委員会交付等 |
| | 保護者又は勤務先 | 住所　電<br>氏名　（　歳） 職業　続柄 |
| (2) 反則車両 | | 登録(車両)番号　号 |
| (3) 反則日時 | 令和　年　月　日午前後　時　分頃 | |
| (4) 反則場所 | | |
| (5) 反則事項・罰条 | | |
| (6) 反則行為の種別 | 車両等の種類（○印のもの）：大型車　普通車　二輪車　原付車　重被牽引車 | 反則行為の種類 |
| | | (7) 反則金相当額：円 |

(8) 出頭：日時　場所

裏面記載のとおり。

月　日午前後　時

少　男・女

道路交通法第130条の規定により上記のとおり告知します。

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

（裏）

交通反則通告制度に関する説明

仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

出頭場所

別記様式第二十五（第四十条関係）

交通反則告知書　（番号）

| | | |
|---|---|---|
| 告知日時 | 令和　年　月　日午前後　時　分 | |
| 告知者の所属、階級等及び氏名 | 印 | |
| (1) 反則者氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） 職業 |
| | 本籍 | |
| | 住所 | |
| | 免許証 | 第　号<br>平・令　年　月　日　公安委員会交付 |
| | 保護者又は勤務先 | 住所　電<br>氏名　（　歳） 職業　続柄 |
| (2) 反則車両 | | 登録(車両)番号　号 |
| (3) 反則日時 | 令和　年　月　日午前後　時　分ごろ | |
| (4) 反則場所 | | |
| (5) 反則事項・罰条 | | |
| (6) 反則行為の種別 | 車両等の種類（○印のもの）：大型車　普通車　二輪車　原付車　重被牽引車 | 反則行為の種類 |
| | | (7) 反則金相当額：円 |

(8) 出頭：日時　場所

裏面記載のとおり。

月　日午前後　時

免許証保管：有・無

少　男・女

道路交通法第130条の規定により上記のとおり告知します。

備考　1　二下部の空白の部分には、別記様式第23の下部を記載する。

2　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（道路交通法施行規則の一部改正）

**第三条**　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第二条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第三条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第四条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書（告知書番号）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 告知年月日 | 令和　年　月　日 | | |
| 告知者の所属、階級等及び氏名 | | | |
| (1) 反則者 氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） | 職業 |
| | 本籍 | | |
| | 住所 | | |
| | 免許証・免許情報記録 | 第　号 令和　年　月　日　公安委員会交付等 | |
| | 保護者又は勤務先 | 住所　電 氏名　（　歳）　職業　続柄 | |
| (2) 反則車両 | | 登録(車両)番号　号 | |
| (3) 反則日時 | | 令和　年　月　日午前後　時　分頃 | |
| (4) 反則場所 | 少 男・女 | | |
| (5) 反則事項・罰条 | | | |
| (6) 反則行為の種別 | 車両等の種類（○印のもの）：大型車　普通車　二輪車　原付車　けん引重被牽引車 | 反則行為の種類 | (7) 反則金額：円 |
| (8) 納付 | 方法 | 場所 | 別添納付書によること。 |
| (9) 納付すべき金額 | 円 | | |
| (10) 納付期限 | 令和　年　月　日 | | |
| (11) 通告年月日 | 令和　年　月　日 | | |

上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第１項（第２項後段）の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。

警察本部長
（警視総監）　印
（方面本部長）

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書（告知書番号）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 告知年月日 | 令和　年　月　日 | | |
| 告知者の所属、階級等及び氏名 | | | |
| (1) 反則者 氏名 | 生年月日 | 年　月　日生（　歳） | 職業 |
| | 本籍 | | |
| | 住所 | | |
| | 免許証 | 第　号 平・令　年　月　日　公安委員会交付 | |
| | 保護者又は勤務先 | 住所　電 氏名　（　歳）　職業　続柄 | |
| (2) 反則車両 | | 登録(車両)番号　号 | |
| (3) 反則日時 | | 令和　年　月　日午前後　時　分ごろ | |
| (4) 反則場所 | 少 男・女 | | |
| (5) 反則事項・罰条 | | | |
| (6) 反則行為の種別 | 車両等の種類（○印のもの）：大型車　普通車　二輪車　原付車　けん引重被牽引車 | 反則行為の種類 | (7) 反則金額：円 |
| (8) 納付 | 方法 | 場所 | 別添納付書によること。 |
| (9) 納付すべき金額 | 円 | | |
| (10) 納付期限 | 令和　年　月　日 | | |
| (11) 通告年月日 | 令和　年　月　日 | | |

上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第１項（第２項後段）の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。

警察本部長
（警視総監）　印
（方面本部長）

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

# 府令・省令

**○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、令第五号**

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正）

**第一条**　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （本人確認書類）<br>**第七条**　前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。<br>一　自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか<br>イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）<br>［ロ～ホ　略］<br>［二～四　略］ | （本人確認書類）<br>**第七条**　［同上］<br>一　［同上］<br>イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）<br>［ロ～ホ　同上］<br>［二～四　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部改正）

**第二条**　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則** | **附　則** |
| **第五条**　削除 | （運転経歴証明書に関する経過措置）<br>**第五条**　平成二十四年四月一日前に交付された道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書に対する規則第七条の規定の適用については、なお従前の例による。 |
| 備考　表中のその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

**○内閣府・国土交通省令第八号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）及び不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （情報通信の技術を利用する方法）<br>**第六条**　法第五条第一項第十一号の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>（許可申請書の記載事項）<br>**第七条**　法第五条第一項第十三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　電子取引業務を行おうとする場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項<br>2　（略） | （情報通信の技術を利用する方法）<br>**第六条**　法第五条第一項第十号の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>（許可申請書の記載事項）<br>**第七条**　法第五条第一項第十二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　電子取引業務を行う場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項<br>2　（略） |

（不動産特定共同事業契約約款の内容の基準）

**第十一条**　令第六条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　不動産特定共同事業契約（対象不動産を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加すること（以下「対象不動産の追加取得」という。）により対象不動産の変更を行うこと（以下「対象不動産の変更」という。）を予定するものに限る。以下「対象不動産変更型契約」という。）に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の変更に係る手続に関する事項

八　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、当該対象不動産変更型契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭（以下「業務外金銭」という。）の運用に関する事項

九・十　（略）

十一　不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの（以下「特定電子権利」という。）に限る。以下「特定電子権利型契約」という。）に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、特定電子権利に関する事項

2　令第六条第二項の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十一　（略）

十二　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるもの（対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、ハを除く。）であること。

イ～ハ　（略）

十三～十八　（略）

十九　前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　不動産特定共同事業契約に基づく権利が特定電子権利である旨を明示しているもの

ロ　特定電子権利に係る保有及び移転の仕組みに関する定めがあるもの

（許可申請書の記載事項の変更の届出）

**第十六条**　（略）

2　法第十条の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第五条第一項第十二号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

3　（略）

（不動産特定共同事業契約約款の内容の基準）

**第十一条**　令第六条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（対象不動産を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加すること（以下「対象不動産の追加取得」という。）により対象不動産の変更を行うこと（以下「対象不動産の変更」という。）を予定する不動産特定共同事業契約（以下「対象不動産変更型契約」という。）以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）とする。

一～六　（略）

七　対象不動産の変更に係る手続に関する事項

八　不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭（以下「業務外金銭」という。）の運用に関する事項

九・十　（略）

（新設）

2　令第六条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号（対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては第十二号ハを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては第十五号及び第十六号を除く。）に掲げるとおりとする。

一～十一　（略）

十二　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ～ハ　（略）

十三～十八　（略）

（新設）

（許可申請書の記載事項の変更の届出）

**第十六条**　（略）

2　法第十条の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第五条第一項第十一号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

3　（略）

（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

**第十八条**　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　法第三条第一項の許可又は法第九条第一項の認可に係る特定電子権利型契約に係る不動産特定共同事業契約約款の有無

五　（略）

２・３　（略）

（広告の規制）

**第三十七条**　法第十八条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

九　特定電子権利の性質に関する事項

十　特定電子権利に係る保有又は移転の仕組みに関する事項

（金銭に類するもの）

**第四十一条**　法第二十一条の二の金銭に類するものとして主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）、為替手形、約束手形及び暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。）とする。

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

**第四十三条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一～七　（略）

八　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

九　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

十　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の資本金又は出資の額

十一～十六　（略）

十七　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産に関する次の事項

イ～ヌ　（略）

（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

**第十八条**　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

２・３　（略）

（広告の規制）

**第三十七条**　法第十八条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

（新設）

（新設）

（金銭に類するもの）

**第四十一条**　法第二十一条の二の金銭に類するものとして主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）、為替手形及び約束手形とする。

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

**第四十三条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては第三十七号から第四十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあっては第四十三号に掲げるものをそれぞれ除く。）とする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一～七　（略）

八　委託特例事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

九　委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

十　委託特例事業者の資本金又は出資の額

十一～十六　（略）

十七　対象不動産に関する次の事項

イ～ヌ　（略）

十八　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の価格及び当該価格の算定方法（当該算定について算式がある場合においては当該算式を含む。）

十九　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合であって、対象不動産に関して不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者又は委託特例事業者及びこれらの者と対象不動産について売買契約を締結した相手方がある場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下この号において同じ。）が賃貸借契約（賃借人が当該不動産特定共同事業者等であるものを除く。以下この号において同じ。）を締結した相手方（以下この号において「テナント」という。）があるときは、次の事項（やむを得ない事情により開示できない場合にあってはその旨）

イ～ホ　（略）

二十～二十八　（略）

二十九　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の報酬に関する次の事項

イ～ニ　（略）

三十～三十六　（略）

三十七　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の変更に係る手続に関する事項

三十八　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、業務外金銭の運用に関する事項

三十九　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、追加募集に係る不動産特定共同事業契約の締結をしようとする場合における、勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前五年の各報告対象期間の満了の日における財産の総額及び収益又は利益の分配の推移

四十　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、前号の場合における、直前五年間の各報告対象期間ごとの不動産特定共同事業契約の締結及び解除の実績並びに出資を伴う契約にあっては出資の返還の額

四十一　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第三十九号の場合における、当該勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前の報告対象期間に係る不動産特定共同事業の不動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び損失の状況並びに当該不動産特定共同事業に係る財産の状況

四十二　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、前号に掲げる事項（不動産取引の内容を除く。）その他の財務計算に関する事項に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無及び監査を受けた場合にはその範囲（法第二十四条第一項に規定する書面に公認会計士又は監査法人の監査証明に係る書類が添付されており、かつ、当該書類に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。）

四十三　電子取引業務を行う者にあっては、第五十四条第二号に規定する措置の概要及び当該不動産特定共同事業契約に関する当該措置の実施結果の概要

四十四　（略）

四十五　特定電子権利型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、その旨、当該特定電子権利型契約に基づく特定電子権利の概要その他当該特定電子権利の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

2　（略）

十八　対象不動産の価格及び当該価格の算定方法（当該算定について算式がある場合においては当該算式を含む。）

十九　対象不動産に関して不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者又は委託特例事業者及びこれらの者と対象不動産について売買契約を締結した相手方がある場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下この号において同じ。）が賃貸借契約（賃借人が当該不動産特定共同事業者等であるものを除く。以下この号において同じ。）を締結した相手方（以下この号において「テナント」という。）がある場合にあっては次の事項（やむを得ない事情により開示できない場合にあってはその旨）

イ～ホ　（略）

二十～二十八　（略）

二十九　委託特例事業者の報酬に関する次の事項

イ～ニ　（略）

三十～三十六　（略）

三十七　対象不動産の変更に係る手続に関する事項

三十八　業務外金銭の運用に関する事項

三十九　追加募集に係る不動産特定共同事業契約の締結をしようとする場合における、勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前五年の各報告対象期間の満了の日における財産の総額及び収益又は利益の分配の推移

四十　前号の場合における、直前五年間の各報告対象期間ごとの不動産特定共同事業契約の締結及び解除の実績並びに出資を伴う契約にあっては出資の返還の額

四十一　第三十九号の場合における、当該勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前の報告対象期間に係る不動産特定共同事業の不動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び損失の状況並びに当該不動産特定共同事業に係る財産の状況

四十二　前号に掲げる事項（不動産取引の内容を除く。）その他の財務計算に関する事項に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無及び監査を受けた場合にはその範囲（法第二十四条第一項に規定する書面に公認会計士又は監査法人の監査証明に係る書類が添付されており、かつ、当該書類に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。）

四十三　第五十四条第二号に規定する措置の概要及び当該不動産特定共同事業契約に関する当該措置の実施結果の概要

四十四　（略）

（新設）

2　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

**第四十七条**　（略）

２　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の委託を受けた不動産特定共同事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三　（略）

四　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

五～七　（略）

八　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の報酬に関する事項

九～十四　（略）

十五　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の変更に係る手続に関する事項

十六　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、業務外金銭の運用に関する事項

３　（略）

（電子取引業務に係る重要事項の閲覧）

**第五十五条**　法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第一号、第二号、第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十七号（対象不動産の追加取得の方針に係る部分に限る。）、第四十三号及び第四十五号に掲げる事項とする。

２～４　（略）

（登録申請書の記載事項）

**第六十条**　法第四十二条第一項第十号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　電子取引業務を行おうとする場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項

２　（略）

（登録申請書の記載事項の変更の届出）

**第六十七条**　（略）

２　法第四十七条第一項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第四十二条第一項第九号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

３　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

**第四十七条**　（略）

２　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

一　（略）

二　委託特例事業者の委託を受けた不動産特定共同事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三　（略）

四　委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

五～七　（略）

八　委託特例事業者の報酬に関する事項

九～十四　（略）

十五　対象不動産の変更に係る手続に関する事項

十六　業務外金銭の運用に関する事項

３　（略）

（電子取引業務に係る重要事項の閲覧）

**第五十五条**　法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第一号、第二号、第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十七号（対象不動産の追加取得の方針に係る部分に限る。）及び第四十三号に掲げる事項とする。

２～４　（略）

（登録申請書の記載事項）

**第六十条**　法第四十二条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　電子取引業務を行う場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項

２　（略）

（登録申請書の記載事項の変更の届出）

**第六十七条**　（略）

２　法第四十七条第一項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第四十二条第一項第八号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

３　（略）

（業務に関する規定の準用等）

**第七十一条**　第二十条から第四十条まで、第四十二条第一項、第四十三条（同条第一項第四号を除く。）、第四十四条から第四十九条第一項まで及び第五十条から第五十五条までの規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十六条第一項」と、「別記様式第八号」とあるのは「別記様式第十八号」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十七条第一項」と、第二十一条第二項及び第三項中「第十七条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十七条第二項」と、第三十七条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十八条第三項」と、第三十八条中「第二十一条第四項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十一条第四項」と、第三十九条中「第二十一条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第三十九条第三項」と、第四十条中「第二十一条の二において準用する金融商品取引法第四十条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第四十条第二号」と、第四十二条第一項中「第二十二条の二第一項及び第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十二条の二第一項」と、第四十三条中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第一項」と、同条第一項第二号及び第四十七条第二項第三号中「許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）」とあるのは「登録番号」と、第四十三条第一項第六号中「第一号事業」とあるのは「法第二条第六項第一号に掲げる行為に係る事業」と、「三年」とあるのは「二年」と、同項第十一号中「第二条第三項第一号又は第二号」と、同項第二十六号ヘ、第四十七条第三項及び第五十四条第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項」と、第四十三条第一項第二十六号ト中「第二十六条第二項及び第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第二項及び第三項」と、同条第二項第三号イ中「第二十七条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十七条」と、第四十四条第一項及び第四十六条第一項中「第二十四条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第三項」と、第四十四条第一項中「第二十五条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第三項」と、第四十五条及び第四十六条第一項中「第八条第一項」とあるのは「第十二条において準用する令第八条第一項」と、第四十七条第一項中「第二十五条第一項第七号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第七号」と、同項第六号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同条第二項中「第二十五条第一項第八号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第八号」と、第四十八条中「第二十六条の二ただし書」とあるのは「第五十条第

（業務に関する規定の準用等）

**第七十一条**　第二十条から第四十条まで、第四十二条第一項、第四十三条（同条第一項第四号を除く。）、第四十四条から第四十九条第一項まで及び第五十条から第五十五条までの規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十六条第一項」と、「別記様式第八号」とあるのは「別記様式第十八号」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十七条第一項」と、第二十一条第二項及び第三項中「第十七条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十七条第二項」と、第三十七条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十八条第三項」と、第三十八条中「第二十一条第四項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十一条第四項」と、第三十九条中「第二十一条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第三十九条第三項」と、第四十条中「第二十一条の二において準用する金融商品取引法第四十条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第四十条第二号」と、第四十二条第一項中「第二十二条の二第一項及び第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十二条の二第一項」と、第四十三条中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第一項」と、同条第一項第二号及び第四十七条第二項第三号中「許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）」とあるのは「登録番号」と、第四十三条第一項第六号中「第一号事業」とあるのは「法第二条第六項第一号に掲げる行為に係る事業」と、「三年」とあるのは「二年」と、同項第十一号中「第二条第三項第一号又は第二号」と、同項第二十六号ヘ、第四十七条第三項及び第五十四条第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項」と、第四十三条第一項第二十六号ト中「第二十六条第二項及び第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第二項及び第三項」と、同条第二項第三号イ中号中「第二十七条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十七条」と、第四十四条第一項及び第四十六条第一項中「第二十四条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第三項」と、「第二十五条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第三項」と、第四十五条及び第四十六条第一項中「第八条第一項」とあるのは「第十二条において準用する令第八条第一項」と、第四十七条第一項中「第二十五条第一項第七号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第七号」と、同項第六号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同条第二項中「第二十五条第一項第八号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第八号」と、第四十八条中「第二十六条の二ただし書」とあるのは「第五十条第二項において準

二項において準用する法第二十六条の二ただし書」と、第五十条中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項」と、第五十一条第一項及び第二項中「第二十九条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十九条」と、同条第一項中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第五十二条第二項中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十条第二項」と、第五十三条中「第三十一条の二第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第一項」と、同条第一項第二号中「許可番号」とあるのは「登録番号」と、第五十四条中「第三十一条の二第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第二項」と、第五十五条第一項及び第四項中「第三十一条の二第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第三項」と読み替えるものとする。

（適格特例投資家限定事業の開始に係る届出）

**第七十八条**　法第五十九条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

2・3　（略）

（適格特例投資家限定事業開始届出書の記載事項の変更の届出）

**第八十条**　（略）

2　法第五十九条第五項の規定により届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～三　（略）

四　法第五十九条第二項第七号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

3　（略）

（特定信託会社等の変更の届出）

**第八十六条**　（略）

2　（略）

3　法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第五条第一項第十二号に掲げる事項についての変更（定款の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款

六　（略）

4　（略）

二項において準用する法第二十六条の二ただし書」と、第五十条中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項」と、第五十一条第一項及び第二項中「第二十九条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十九条」と、同条第一項中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第五十二条第二項中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十条第二項」と、第五十三条中「第三十一条の二第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第一項」と、同条第一項第二号中「許可番号」とあるのは「登録番号」と、第五十四条中「第三十一条の二第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第二項」と、第五十五条第一項及び第四項中「第三十一条の二第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第三項」と読み替えるものとする。

（適格特例投資家限定事業の開始に係る届出）

**第七十八条**　法第五十九条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

2・3　（略）

（適格特例投資家限定事業開始届出書の記載事項の変更の届出）

**第八十条**　（略）

2　法第五十九条第五項の規定により届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～三　（略）

四　法第五十九条第二項第六号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

3　（略）

（特定信託会社等の変更の届出）

**第八十六条**　（略）

2　（略）

3　法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第五条第一項第十一号に掲げる事項についての変更（定款の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款

六　（略）

4　（略）

（法別表第二号の上欄の主務省令で定める不動産特定共同事業）

**第八十八条**　法別表第二号の上欄の主務省令で定める不動産特定共同事業は、不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第九条の二第一項第一号イ及びロに掲げる要件に該当するものに限る。）に係るもの以外のものとする。

**第八十九条・第九十条**　（略）

別記　（Ａ４）

様式第二号（第七条関係）

許可申請書

（第一面）

（略）

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

| 円 |
|---|

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

| | |
|---|---|
| 免許番号 | 第　号 |
| 免許年月日 | 年　月　日 |
| 有効期間 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 |

◎ 法第２条第４項各号の種別

□ １．第１号
□ ２．第２号
□ ３．第３号
□ ４．第４号

◎ 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、その行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じ、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

⑴ 行おうとする不動産特定共同事業の区分

□ １．第一号事業
□ ２．第二号事業又は第四号事業（不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して第88条で定めるもの）
□ ３．第二号事業又は第四号事業（不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して第88条で定めるもの以外のもの）

⑵ ①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項　②適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

| 登録番号 | 財務（支）局長（金商）<br>第　号 |
|---|---|

| 管轄財務局等 | |
|---|---|

◎ 第四号事業（特定勧誘業務のみを行うものを除く。）を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法第29条の登録に関する事項

| 登録番号 | 財務（支）局長（金商）<br>第　号 |
|---|---|

◎ 法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□ １．第１号に規定する事業
□ ２．第２号に規定する事業

◎ 第一号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするか否かの別

□ １．特例投資家のみを相手方又は事業参加者とする。　□ ２．特例投資家のみを相手方又は事業参加者としない。

◎ 第三号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

□ １．特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行う。
□ ２．特例投資家以外も事業参加者とする特例事業者からの委託を受けて行う。

◎ 電子取引業務を行おうとする場合にあっては、その旨

（略）

（第二面）～（第七面）　（略）

（新設）

**第八十八条・第八十九条**　（略）

別記　（Ａ４）

様式第二号（第七条関係）

許可申請書

（第一面）

（略）

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

| 円 |
|---|

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

| | |
|---|---|
| 免許番号 | 第　号 |
| 免許年月日 | 年　月　日 |
| 有効期間 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 |

◎ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項

| 登録番号 | 財務（支）局長（金商）<br>第　号 |
|---|---|

◎ 法第２条第４項各号の種別

□ １．第１号
□ ２．第２号
□ ３．第３号
□ ４．第４号

◎ 法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□ １．第１号に規定する事業　□ ２．第２号に規定する事業

◎ 第一号事業を行う場合に、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするか否かの別

□ １．特例投資家のみを相手方又は事業参加者とする。　□ ２．特例投資家のみを相手方又は事業参加者としない。

◎ 第三号事業を行う場合に、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

□ １．特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行う。
□ ２．特例投資家以外も事業参加者とする特例事業者からの委託を受けて行う。

◎ 電子取引業務を行う場合にあっては、その旨

（略）

（第二面）～（第七面）　（略）

記載要領　（略）

別記　（Ａ４）

様式第十号（第五十一条関係）

# 業務状況調書

（第一面）

（略）

Ⅰ．不動産特定共同事業契約の締結業務の状況

（略）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 対象不動産変更型契約 | |
| 特定電子権利型契約 | |
| 電子取引業務 | |
| （略） | （略） |

（Ａ４）

（第二面）

（略）

Ⅱ．不動産特定共同事業の実施の状況

（略）

| | |
|---|---|
| 対象不動産の概要 | |
| 契約の種別 | |
| 対象不動産変更型契約 | |
| 特定電子権利型契約 | |
| 電子取引業務 | |
| （略） | （略） |
| 事業期間 | 年　か月 |
| （略） | （略） |

（略）

（Ａ４）

記載要領　（略）

別記　（Ａ４）

様式第十号（第五十一条関係）

業務状況調書

（第一面）

（略）

Ⅰ．不動産特定共同事業契約の締結業務の状況

（略）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 対象不動産変更型契約 | |
| （略） | （略） |

（Ａ４）

（第二面）

（略）

Ⅱ．不動産特定共同事業の実施の状況

（略）

| | |
|---|---|
| 対象不動産の概要 | |
| （略） | （略） |
| 事業期間 | 年　か月 |
| 電子取引業務 | |
| （略） | （略） |

（略）

（Ａ４）

（第三面）

（略）

Ⅲ．不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介業務の状況

（略）

| （略） | （略） |
|---|---|
| 対象不動産変更型契約 | |
| 特定電子権利型契約 | |
| 電　子　取　引　業　務 | |
| （略） | （略） |

（第四面）　（略）

記載要領

１　第一面、第二面及び第三面共通事項

①・②　（略）

③「契約の種別」の欄には、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第２条第３項各号に掲げる契約の種別を記載すること。

④「対象不動産変更型契約」の欄には、当該不動産特定共同事業契約が対象不動産変更型契約に該当するか否かを記載すること。

⑤「特定電子権利型契約」の欄には、当該不動産特定共同事業契約が特定電子権利型契約に該当するか否かを記載すること。

⑥「電子取引業務」の欄には、当該業務が電子取引業務に該当するか否かを記載すること。

２　第一面関係

当該事業年度における契約の締結の実績を全て記載すること。

３　第二面関係

①　（略）

ア　（略）

（削除）

イ・ウ　（略）

②　（略）

ア・イ　（略）

（第三面）

（略）

Ⅲ．不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介業務の状況

（略）

| （略） | （略） |
|---|---|
| 電　子　取　引　業　務 | |
| 対象不動産変更型契約 | |
| （略） | （略） |

（第四面）　（略）

記載要領

１　第一面、第二面及び第三面共通事項

①・②　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

２　第一面関係

①当該事業年度における契約の締結の実績を全て記載すること。

②「契約の種別」の欄には、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下「法」という。）第２条第３項各号に掲げる契約の種別を記載すること。

③「対象不動産変更型契約」の欄には、当該商品が対象不動産変更契約に該当するか否かを記載すること。

３　第二面関係

①　（略）

ア　（略）

イ「電子取引業務」の欄には、当該業務が電子取引業務に該当するか否かを記載すること。

ウ・エ　（略）

②　（略）

ア・イ　（略）

４　第三面関係

①　（略）

（削除）

（削除）

（削除）

②・③　（略）

５　（略）

別記　（Ａ４）

様式第十三号（第六十条関係）

登録申請書

（第一面）

（略）

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

円

◎ 法第２条第６項各号の種別

□ １．第１号　□ ２．第２号

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

| | |
|---|---|
| 免許番号 | 第　号 |
| 免許年月日 | 年　月　日 |
| 有効期間 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 |

◎ 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項

| | |
|---|---|
| 登録番号 | 財務（支）局長（金商）<br>第　号 |

②適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

| | |
|---|---|
| 管轄財務局等 | |

◎ 電子取引業務を行おうとする場合にあっては、その旨

◎ 法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□ １．第１号に規定する事業　□ ２．第２号に規定する事業

（略）

（第二面）～（第七面）　（略）

記載要領　（略）

４　第三面関係

①　（略）

②「契約の種別」の欄には、法第２条第３項各号に掲げる契約の種別を記載すること。

③「電子取引業務」の欄には、当該業務が電子取引業務に該当するか否かを記載すること。

④「対象不動産変更型契約」の欄には、当該商品が対象不動産変更型契約に該当するか否かを記載すること。

⑤・⑥　（略）

５　（略）

別記　（Ａ４）

様式第十三号（第六十条関係）

登録申請書

（第一面）

（略）

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

円

◎ 法第２条第６項各号の種別

□ １．第１号　□ ２．第２号

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

| | |
|---|---|
| 免許番号 | 第　号 |
| 免許年月日 | 年　月　日 |
| 有効期間 | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 |

◎ 法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□ １．第１号に規定する事業　□ ２．第２号に規定する事業

◎ 電子取引業務を行う場合にあっては、その旨

（略）

（第二面）～（第七面）　（略）

記載要領　（略）

別記
様式第二十四号（第七十八条関係）　（Ａ４）

適格特例投資家限定事業開始届出書

（第一面）

（略）

◎資本金又は出資の額（単位：円）

円

◎特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項

登録番号　財務（支）局長（金商）第　号

②適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

管轄財務局等

（略）

（第二面）～（第四面）　（略）

記載要領　（略）

附　則

（施行期日）

**第一条**　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記
様式第二十四号（第七十八条関係）　（Ａ４）

適格特例投資家限定事業開始届出書

（第一面）

（略）

◎資本金又は出資の額（単位：円）

円

（第二面）～（第四面）　（略）

記載要領　（略）

# 省　令

## ○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の三第四項の規定に基づき、電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

総務大臣　村上誠一郎

電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令

電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （施工中となる準備の完了）<br>**第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。 | （施工中となる準備の完了）<br>**第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。 |
| 一　建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認（同法第十八条第三項又は第四項の規定による確認済証の交付を含む。）<br>［二・三　略］ | 一　建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認（同法第十八条第三項の規定による適合の通知を含む。）<br>［二・三　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

## ○財務省令第六十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十九条の規定を実施するため、国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

財務大臣　加藤　勝信

国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

**第一条**　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （入札発行）<br>**第五条**　［略］<br>２　［略］ | （入札発行）<br>**第五条**　［同上］<br>２　［同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 3　入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならない。<br>一　第八項第一号から第三号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者<br>二　［略］<br>［4～11　略］ | 3　［同上］<br>一　第八項第一号から第三号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者<br>二　［同上］<br>［4～11　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

**第二条**　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （入札発行）<br>**第五条**　［略］<br>2　［略］<br>3　入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、政府短期証券の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならない。<br>一　第八項第一号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者<br>二　［略］<br>［4～11　略］ | （入札発行）<br>**第五条**　［同上］<br>2　［同上］<br>3　［同上］<br>一　第八項第一号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者<br>二　［同上］<br>［4～11　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（国債の金利スワップ取引に関する省令の一部改正）

**第三条**　国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （基本的な契約の締結）<br>**第三条**　［略］<br>2　国債の金利スワップ取引の相手方となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、当該取引の相手方となることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）のうち、当該取引に係る債務を履行する能 | （基本的な契約の締結）<br>**第三条**　［同上］<br>2　［同上］ |

力について、一定水準以上の信用力を有すると財務大臣が認める者でなければならない。

一　［略］

二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）若しくは銀行業を営む者のうち、国債の金利スワップ取引に類似する取引についての実績を相当程度有していると認められる者（前号に掲げる者を除く。）

［３・４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第百五十号**

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、並びに墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第一条**　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 | **第一条**　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 |
| 一　死亡者の本籍、住所及び氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） | 一　死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） |
| 二　（略） | 二　（略） |
| 三　死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠週数） | 三　死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数） |
| 四　死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）（死産の場合を除く。） | 四　死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別） |
| 五　死亡年月日時（死産の場合は、分べん年月日時） | 五　死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） |
| 六　死亡の場所（死産の場合は、分べんの場所） | 六　死亡場所（死産の場合は、分べん場所） |
| 七　埋葬又は火葬の場所 | 七　埋葬又は火葬場所 |
| 八　申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄（死産の場合は、申請者の住所及び氏名） | 八　申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 |
| **第二条**　法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 | **第二条**　法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 |
| 一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名並びに死児の性別） | 一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） |
| 二～六　（略） | 二～六　（略） |
| 七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係（死産の場合は、申請者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係） | 七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係 |
| 2　（略） | 2　（略） |

**第三条**　死亡者の縁故者（死産の場合は、死児の縁故者。以下同じ。）がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　死亡者の本籍及び氏名（死産の場合は、父母の本籍及び氏名）並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三　前号の官報を出力した書面又は官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第十条の規定により交付された当該官報に係る電磁的官報記録（同法第五条第二項に規定する電磁的官報記録をいう。）を記載した書面の写し（同号の公告を同法第十一条第一項に規定する書面官報への掲載により行つたときは、同条第五項の規定により頒布された当該書面官報の写し）及び立札の写真

四　（略）

**第七条**　墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二　（略）

三　改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係（死産の場合は、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係）並びに改葬の場所及び年月日

２・３　（略）

**第三条**　死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三　前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四　（略）

**第七条**　墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二　（略）

三　改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

２・３　（略）

別記様式第１号から第七号までを次のように改める。

別記様式第一号

死体埋葬許可証

第　　号

| | |
|---|---|
| 死亡者の本籍 | |
| 死亡者の住所 | |
| 死亡者の氏名 | |
| 死亡者の性別 | |
| 死亡者の出生年月日 | |
| 死　　因 | 「一類感染症等」「その他」 |
| 死亡年月日時 | |
| 死亡の場所 | |
| 埋葬の場所 | |
| 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 | 住　　所 |
| | 氏　　名 |
| | 死亡者との続柄 |

交付日：令和　　年　　月　　日

市町村長　　印

（注）死因欄中第１条第４号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。そうでないときは「その他」に○印を付すること。

別記様式第二号

死胎埋葬許可証

第　　号

| | | |
|---|---|---|
| 父母の本籍 | | |
| 父母の住所 | | |
| 父母の氏名 | | |
| 死児の性別 | | |
| 妊娠週数 | | |
| 分べん年月日時 | | |
| 分べんの場所 | | |
| 埋葬の場所 | | |
| 申請者の住所及び氏名 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 交付日：令和　　年　　月　　日<br>市町村長　　印 | | |

別記様式第三号

改葬許可証

第　　号

| | | |
|---|---|---|
| 死亡者の本籍（死産の場合は、父母の本籍） | | |
| 死亡者の住所（死産の場合は、父母の住所） | | |
| 死亡者の氏名（死産の場合は、父母の氏名） | | |
| 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別） | | |
| 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） | | |
| 埋葬又は火葬の場所 | | |
| 埋葬又は火葬の年月日 | | |
| 改葬の理由 | | |
| 改葬の場所 | | |
| 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係（死産の場合は、申請者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係） | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 死亡者との続柄（死産の場合は、空欄） | |
| | 墓地使用者等との関係 | |
| 交付日：令和　　年　　月　　日<br>市町村長　　印 | | |

別記様式第四号

死体火葬許可証

第　　号

| | | |
|---|---|---|
| 死亡者の本籍 | | |
| 死亡者の住所 | | |
| 死亡者の氏名 | | |
| 死亡者の性別 | | |
| 死亡者の出生年月日 | | |
| 死因 | 「一類感染症等」「その他」 | |
| 死亡年月日時 | | |
| 死亡の場所 | | |
| 火葬の場所 | | |
| 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 死亡者との続柄 | |

交付日：令和　　年　　月　　日

市町村長　　印

（注）死因欄中第１条第４号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。
そうでないときは「その他」に○印を付すること。

別記様式第五号

死胎火葬許可証

第　　号

| | | |
|---|---|---|
| 父母の本籍 | | |
| 父母の住所 | | |
| 父母の氏名 | | |
| 死児の性別 | | |
| 妊娠週数 | | |
| 分べん年月日時 | | |
| 分べんの場所 | | |
| 火葬の場所 | | |
| 申請者の住所及び氏名 | 住所 | |
| | 氏名 | |

交付日：令和　　年　　月　　日

市町村長　　印

別記様式第六号

埋葬状況報告（　　月分）

令和　　年　　月　　日

市町村長殿

何々墓地
所在地
管理者　氏　　名

1　死体

| 氏　　名 | 性別 | 本　　籍 | 死亡の場所 | 出生年月日 | 死因 | 埋葬の年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2　死胎

| 父母の氏名 | 死児の性別 | 父　母　の　本　籍 | 分べんの場所 | 分べん年月日 | 埋葬の年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）死体埋葬報告と死胎埋葬報告とは別紙にすること。

別記様式第七号

火葬状況報告（　　月分）

令和　　年　　月　　日

市町村長殿

何々火葬場
所在地
管理者　氏　　名

1　死体

| 氏　　名 | 性別 | 本　　籍 | 死亡の場所 | 出生年月日 | 死因 | 火葬の年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2　死胎

| 父母の氏名 | 死児の性別 | 父　母　の　本　籍 | 分べんの場所 | 分べん年月日 | 火葬の年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）死体火葬報告と死胎火葬報告とは別紙にすること。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条第三号の改正規定及び附則第三条の規定は、官報の発行に関する法律の施行の日（令和七年四月一日。同条において「官報発行法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に行われている埋葬、火葬又は改葬の許可の申請については、なお従前の例による。この場合において、当該申請に係る埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証については、この省令による改正後の別記様式第一号から第五号までによるものを使用することができる。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**第三条**　官報発行法施行日前に墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条第二号に規定する旨を官報に掲載した場合における改葬の許可の申請については、この省令による改正後の同条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○農林水産省令第五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

農林水産大臣　小里　泰弘

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表第１（第１条関係） | 別表第１（第１条関係） |
| １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 | １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 |
| ⑴　飼料一般の成分規格 | ⑴　飼料一般の成分規格 |
| ア～ト　（略） | ア～ト　（略） |
| ナ　３―ニトロオキシプロパノールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、３―ニトロオキシプロパノールとして0.015％以下でなければならない。 | （新設） |
| ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 | ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 |
| ア～ネ　（略） | ア～ネ　（略） |
| ノ　３―ニトロオキシプロパノールは、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 | （新設） |
| ⑶・⑷　（略） | ⑶・⑷　（略） |
| ⑸　飼料一般の表示の基準 | ⑸　飼料一般の表示の基準 |
| ア　（略） | ア　（略） |
| イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 | イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 |
| ㈠～㈤　（略） | ㈠～㈤　（略） |
| ㈥　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㈠、ケの㈠及びコの㈠、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからノまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 | ㈥　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㈠、ケの㈠及びコの㈠、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからネまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 |
| ㈦～㈨　（略） | ㈦～㈨　（略） |
| ㈠注　（略） | ㈠注　（略） |
| ウ　（略） | ウ　（略） |
| ２～６　（略） | ２～６　（略） |
| 別表第２（第２条関係） | 別表第２（第２条関係） |
| １～５　（略） | １～５　（略） |
| ６　飼料添加物一般の試験法 | ６　飼料添加物一般の試験法 |
| 一般試験法は、共通の試験法及びこれに関連する事項をまとめたものである。別に規定する場合を除き、液体クロマトグラフ法、塩化物試験法、炎色反応試験法、ガスクロマトグラフ法、乾燥減量試験法、吸光度測定法、凝固点測定法、強熱減量試験法、強熱残分試験法、 | 一般試験法は、共通の試験法及びこれに関連する事項をまとめたものである。別に規定する場合を除き、液体クロマトグラフ法、塩化物試験法、炎色反応試験法、ガスクロマトグラフ法、乾燥減量試験法、吸光度測定法、凝固点測定法、強熱減量試験法、強熱残分試験法、 |

屈折率測定法、原子吸光光度法、抗菌活性試験法、抗生物質の力価試験法、酵素力試験法、１，４－ジオキサン試験法、重金属試験法、水分定量法、生菌剤試験法、生菌剤定量法、赤外吸収スペクトル測定法、旋光度測定法、粗脂肪定量法、粗繊維定量法、窒素定量法、定性反応、鉛試験法、バイオオートグラフ法、薄層クロマトグラフ法、pH測定法、比重測定法、ヒ素試験法、ビタミンＡ定量法、ビタミンＤ定量法、沸点測定法及び蒸留試験法、融点測定法、誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法、硫酸塩試験法、硫酸呈色物試験法並びにろ紙クロマトグラフ法は、それぞれ規定するところにより行う。

⑴～㉟　（略）

㊱　誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法

誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ発光分光分析法」という。）及び誘導結合プラズマ質量分析法（以下「ＩＣＰ質量分析法」という。）は、誘導結合プラズマ（Inductively Coupled Plasma）（以下「ＩＣＰ」という。）を励起源又はイオン源として利用する元素分析法である。ＩＣＰ発光分光分析法は、ＩＣＰにより励起された原子の原子発光スペクトル線の波長及び強度を測定する。ＩＣＰ質量分析法は、検出器として質量分析計を用い、ＩＣＰによりイオン化された元素を$m/z$値ごとに分離してイオンのピーク強度を測定する。

装置

①　ＩＣＰ発光分光分析計の装置構成

ＩＣＰ発光分光分析計は、励起源部、試料導入部、発光部、分光部、測光部及びデータ処理部で構成される。

励起源部は、発光部に電気エネルギーを供給・制御するための高周波電源、制御回路及びガス供給部からなる。

試料導入部は、試料溶液を発光部に導入する部分で、試料溶液を霧化するネブライザー及び噴霧室（スプレーチャンバー）等から構成される。

発光部は、試料溶液中の元素を原子化・励起・発光させるための部分で、トーチ及び高周波誘導コイル等からなる。トーチは、三重管構造をしており、中心の管から試料溶液が導入される。プラズマの生成及び試料溶液を搬送するためのガスとしてアルゴンガスを用いる。発光部から放射される光の観測方式には、プラズマの側面の光を観測する横方向観測方式及びプラズマの中心の光を観測する軸方向観測方式がある。

分光部は、発光部から放射された光をスペクトル線に分離するための部分で、集光系及び回折格子等の光学素子からなる。分光器には、波長走査形分光器（モノクロメーター）と波長固定型の同時測定形分光器（ポリクロメーター）がある。なお、190nm以下の真空紫外領域のスペクトル線を測定する場合、分光器内は、真空排気を行うか、アルゴンガス又は窒素ガスにより、空気を置換する必要がある。

測光部は、入射した光をその強度に応じた電気信号に変換する部分で、検出器及び信号処理系からなる。検出器としては、光電子増倍管又は半導体検出器が用いられる。

データ処理部は、データ処理を行い、検量線及び測定結果等を表示する。

屈折率測定法、原子吸光光度法、抗菌活性試験法、抗生物質の力価試験法、酵素力試験法、１，４－ジオキサン試験法、重金属試験法、水分定量法、生菌剤試験法、生菌剤定量法、赤外吸収スペクトル測定法、旋光度測定法、粗脂肪定量法、粗繊維定量法、窒素定量法、定性反応、鉛試験法、バイオオートグラフ法、薄層クロマトグラフ法、pH測定法、比重測定法、ヒ素試験法、ビタミンＡ定量法、ビタミンＤ定量法、沸点測定法及び蒸留試験法、融点測定法、硫酸塩試験法、硫酸呈色物試験法並びにろ紙クロマトグラフ法は、それぞれ規定するところにより行う。

⑴～㉟　（略）

（新設）

② ＩＣＰ質量分析計の装置構成

ＩＣＰ質量分析計は、励起源部、試料導入部、イオン化部、インターフェース部、イオンレンズ部、質量分離部、イオン検出部及びデータ処理部で構成される。

励起源部、試料導入部及びイオン化部は、それぞれＩＣＰ発光分光分析計における励起源部、試料導入部及び発光部と同一の構造である。

インターフェース部は、大気圧下でプラズマにより生成されたイオンを高真空の質量分離部に導入するための境界部分でサンプリングコーン及びスキマーコーンより構成される。

イオンレンズ部は、インターフェース部を介して導入されたイオンを収束させ、効率良く質量分離部に導くための部分である。

質量分離部は、多くの装置で四重極型の質量分析計が採用されている。なお、コリジョン・リアクションセルと呼ばれる室（セル）を真空内の質量分離部の前に配置し、水素、ヘリウム、アンモニア又はメタン等のガスを導入することにより、後述の多原子イオン類による干渉を抑制できる。

イオン検出部は，検出器内に到達したイオンを、増倍管により増幅した後、電気信号に変換し、データ処理部で、得られた電気信号をデータとして処理し、検量線及び測定結果等を表示する。

操作法

アルゴン又は窒素を所定の流量に設定し、高周波電源を入れ、プラズマを生成する。装置に指示された方法を用いて機器の校正を行う。別に規定する方法で調製した試料溶液、標準液又は比較液を導入し、ＩＣＰ発光分光分析計の場合は適当な発光スペクトル線の発光強度を、ＩＣＰ質量分析計の場合は定められた$m/z$値における信号強度を測定する。なお、定量に際しては、次の干渉及びバックグラウンドを考慮する必要がある。

① 操作条件の最適化

純度試験又は定量法を行うときは、あらかじめ次に規定する感度、バックグラウンド並びに酸化物イオン及び二価イオンの生成比の最適化を行い、装置の稼働性能が適切であることを確認しておく。操作条件の最適化の実施に際しては、通常、適切な濃度に調整した、$^{7}$Li、$^{9}$Be、$^{59}$Co、$^{89}$Y、$^{115}$In、$^{140}$Ce、$^{205}$Tl、$^{209}$Bi等の環境中から汚染し難い、低質量数、中質量数及び高質量数を代表する元素の標準液を用いる。感度は、積分時間１秒当たりのイオンカウント数（以下「cps」という。）で判定する。純度試験又は定量法を行うときは、低質量数、中質量数及び高質量数において、各元素濃度１μg／Ｌ（ppb）当たり数万cps程度あることが望ましい。

バックグラウンドは、天然には存在しない元素の$m/z$値、例えば$m/z$が４、８又は220等で測定した場合、10cps以下であることが望ましい。酸化物イオン及び二価イオンの生成比は、$^{140}$Ce等の溶液を用い、それぞれの酸化物イオン（$^{140}$Ceの場合$^{140}Ce^{16}O^{+}$、$m/z$　156）、二価イオン（$^{140}Ce^{2+}$、$m/z$　70）及び一価イオン（$^{140}Ce^{+}$、$m/z$　140）のカウント数を測定し、酸化物イオン及び二価イオンのカウント数を一価イオンのカウント数で除して求める。酸化イオン生成比、すなわち$^{140}Ce^{160+}$／$^{140}Ce^{+}$が0.03以下及び二価イオン生成比、すなわち$^{140}Ce^{2+}$／$^{140}Ce^{+}$が0.05以下となることが望ましい。

② 干渉とその抑制又は補正

スペクトル干渉には、同重体干渉並びに多原子イオン及び二価イオンのマススペクトルの重なりによる干渉がある。同重体干渉とは、測定対象元素と原子量が近接している同重体イオンによる干渉をいう。例として、$^{40}$Caに対する$^{40}$Ar、$^{204}$Pbに対する$^{204}$Hgの重なりがある。多原子イオンは、イオン化源としてアルゴンガスを使用しているため、例えば、Arに起因する$^{40}Ar^{16}O$、$^{40}Ar^{16}O^{1}H$、$^{40}Ar_{2}$等の多原子イオンが形成され、それぞれ$^{56}$Fe、$^{57}$Fe、$^{80}$Seの測定に干渉を生じる。コリジョン・リアクションセルが付属している装置では、セル内でこれらの多原子イオンを減少させることができる。二価イオンとは、その一価イオンの１／２の$m/z$値にピークを持つイオンのことで、検液中に測定対象元素の２倍の質量数の同位体を持つ元素が共存する場合に干渉を生じる。非スペクトル干渉には、物理干渉及びイオン化干渉のほか、ＩＣＰ質量分析法特有のものとしてマトリックス干渉がある。マトリックス干渉は多量の共存元素が存在すると測定対象元素のイオンカウント数が一般的に減少する現象である。この傾向は、共存元素の質量数が大きく、その濃度が高いほど、また、測定元素の質量数が小さいほど顕著に表れる。非スペクトル干渉は、未知試料に対して既知量の測定対象元素を添加することで、その回収率から干渉の程度を確認できる。回収率が低く、分析の信頼性が確保されないと判断される場合には、内標準法又は標準添加法によって補正を行う。

③ システムの再現性

各装置により最適化された試験条件の下、最低濃度の検量線用標準液を用いて、試験を６回繰り返すとき、別に規定するもののほか、分析対象元素のスペクトル強度の相対標準偏差は一定値以下（10％以下）であることを確認する。

定量は、通例、次のいずれかの方法による。

① 検量線法

３種以上の濃度の異なる標準液を調製し、それぞれの標準液につき、その強度を測定し、得られた値から検量線を作成する。次に測定可能な濃度範囲に調製した試料溶液の強度を測定した後、検量線から被検元素量（濃度）を求める。

② 標準添加法

同量の検液３個以上を量り、それぞれに被検元素が段階的に含まれるように標準液を添加し、更に溶媒を加えて一定容量とする。それぞれの溶液につき、強度を測定し、横軸に添加した標準被検元素量（濃度）、縦軸に強度をとり、グラフにそれぞれの値をプロットする。プロットから得られた回帰線を延長し、横軸との交点と原点との距離から被検元素量（濃度）を求める。ただし、この方法は、①による検量線が原点を通る直線の場合のみに適用できる。

③　内標準法

内標準元素の一定量に対して標準被検元素を段階的に加えた標準液を数種類調製する。それぞれの液につき、各元素の分析線波長で標準被検元素による強度及び内標準元素による強度を同一条件で測定し、標準被検元素による強度と内標準元素による強度の比を求める。横軸に標準被検元素量（濃度）、縦軸に強度の比をとり、検量線を作成する。次に、標準液の場合と同量の内標準元素を加えた検液を調製し、検量線を作成したときと同一条件で得た被検元素による強度と内標準元素による強度の比を求め、検量線から被検元素量（濃度）を求める。なお、本法の適用に当たっては、添加する内標準元素が検液中に含まれないこと、又は含まれていたとしても添加濃度に対して無視できる程度であることを確認しておく必要がある。また、内標準元素としては、測定対象元素と、スペクトル干渉を起こさず、同程度のイオン化効率及び質量数を有する元素が望ましい。

注意

①　アルゴンガスは、液化アルゴン又は圧縮アルゴンのいずれを用いても良いが、純度99.99vol%以上のものを用いる。

②　標準液の液性は検液と合わせることが望ましい。

③　複数元素を含む標準液を調製する場合は、沈殿及び互いに干渉を生じないような試液並びに元素の組合せを選択する。

⑶7～⑶9　（略）

7　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～エタノール　（略）

エタノール（99.5）　エタノール、無水の項に定める。

エタノール、希～0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液　（略）

塩酸、誘導結合プラズマ分析用　HCl〔微量金属分析用、35.0～37.0%〕

塩酸リジン～硝酸　（略）

硝酸・塩酸試液、誘導結合プラズマ分析用　誘導結合プラズマ分析用硝酸18mL及び誘導結合プラズマ分析用塩酸２mLを量り、500mLの全量フラスコに入れ、誘導結合プラズマ分析用水を標線まで加え、蓋をし、よく振り混ぜる。

硝酸、希～硝酸マグネシウム試液　（略）

硝酸、誘導結合プラズマ分析用　$HNO_3$〔微量金属測定用、69～70%〕

食塩～p―ニトロアニリン　（略）

３―ニトロオキシプロパノール

含量　98.0%以上

⑶6～⑶8　（略）

7　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～エタノール　（略）

（新設）

エタノール、希～0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液　（略）

（新設）

塩酸リジン～硝酸　（略）

（新設）

硝酸、希～硝酸マグネシウム試液　（略）

（新設）

食塩～p―ニトロアニリン　（略）

（新設）

定量法　本品約100mgを有効数字３桁まで量り、10mLの褐色全量フラスコに入れ、内標準溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、加え、よく振り混ぜ、バイアルに移し、試料溶液とする。この溶液につき、３―ニトロオキシプロパノール製造用原体の定量法に定める測定条件でガスクロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液注入後、測定時間に現れる、エタノール由来のピーク及びノナン酸メチルのピークを除いた、全ての成分のピーク面積の総和を100とし、それに対する３―ニトロオキシプロパノールのピーク面積百分率を求める。

５―ニトロソ―８―オキシキノリン～濃ヨウ化カリウム試液　（略）

ノナン酸メチル　$CH_3(CH_2)_7COOCH_3$　99.8%以上

Ｌ―ノルロイシン～プロピオン酸ナトリウム、定量用　（略）

プロピレングリコール　$CH_3CH(OH)CH_2OH$〔特級〕

ブロムクレゾールグリーン～マレイン酸　（略）

水、誘導結合プラズマ分析用　$H_2O$〔日局〕

無アルデヒドエタノール～レゾルシン　（略）

⑶　（略）

⑷　標準液

（略）

亜鉛標準液～水・メタノール標準液　（略）

誘導結合プラズマ質量分析用ゲルマニウム標準液　計量法で規定される標準液。この液１mLはゲルマニウム（Ge）１mgを含む。

誘導結合プラズマ質量分析用鉛標準液　計量法で規定される標準液。この液１mLは鉛（Pb）１mgを含む。

誘導結合プラズマ質量分析用ビスマス標準液　計量法で規定される標準液。この液１mLはビスマス（Bi）１mgを含む。

誘導結合プラズマ質量分析用ヒ素標準液　計量法で規定される標準液。この液１mLはヒ素（$As_2O_3$）1.3mgを含む。

リン酸塩pH標準液～リン標準液　（略）

⑸～⑼　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑹⑻　（略）

⑹⑼　３―ニトロオキシプロパノール

ア　製造用原体

⑺　成分規格

含量　本品は、定量するとき、３―ニトロオキシプロパノール（$C_3H_7NO_4$）98.0%以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、無色～淡黄色の透明な液体である。

②　本品は、エタノール又はアセトニトリルに溶けやすく、水にやや溶けにくい。

５―ニトロソ―８―オキシキノリン～濃ヨウ化カリウム試液　（略）

（新設）

Ｌ―ノルロイシン～プロピオン酸ナトリウム、定量用　（略）

（新設）

ブロムクレゾールグリーン～マレイン酸　（略）

（新設）

無アルデヒドエタノール～レゾルシン　（略）

⑶　（略）

⑷　標準液

（略）

亜鉛標準液～水・メタノール標準液　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

リン酸塩pH標準液～リン標準液　（略）

⑸～⑼　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑹⑻　（略）

（新設）

確認試験

① 本品及び３―ニトロオキシプロパノール標準品につき、それぞれ同一の条件で赤外吸収スペクトル測定法のＡＴＲ法により測定し、スペクトルを比較するとき、両者の吸収は、同一波数のところに認められ、これらの吸収の相対強度は等しい。

② 本品のエタノール溶液（１→50,000）につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長200～205nmに吸収の極大を示す。

純度試験

① 鉛　本品25mg（24.5～25.4mg）を量り、高温高圧下での分解に適した石英又はテフロンのバイアルに入れ、誘導結合プラズマ分析用硝酸３mL及び誘導結合プラズマ分析用塩酸２mLを静かに加える。バイアルに蓋をして、60℃の水浴中で30分間超音波処理する。その後、マイクロ波を照射して試料を分解する装置を用い、70℃で10分間保持し、さらに180℃で15分間、250℃で８分間、最後に260℃で30分間保持する。反応中の圧力は13,000kPa未満にする。放冷後、分解された溶液を25mLの全量フラスコに入れ、バイアルを誘導結合プラズマ分析用水で洗い、洗液を先の溶液と合わせ、誘導結合プラズマ分析用水を標線まで加え、試料原液とする。

別に誘導結合プラズマ分析用鉛標準液適量を正確に量り、誘導結合プラズマ分析用硝酸・塩酸試液を加えて、１mL中に鉛を２ng含む濃度の液を調製し、標準原液とする。

各原液それぞれ１mL当たり、内標準溶液を20μLの割合で正確に加え、試料溶液及び標準溶液とする。

ビスマスを内標準とした誘導結合プラズマ質量分析法の内標準法により試験を行うとき、試料溶液におけるビスマスの強度に対する鉛の強度の比は標準溶液における強度の比以下でなければならない。（２μg／g以下）。

操作条件

装置：コリジョン・リアクションセルが配置されたものを用いる。

設定質量数：$m/z$　208（内標準：$m/z$　209）

内標準溶液の調製　誘導結合プラズマ分析用ビスマス標準液に誘導結合プラズマ分析用硝酸・塩酸試液を加えて１mL中にビスマスが400ngになるよう調製する。

② ヒ素　３―ニトロオキシプロパノール製造用原体の純度試験①を準用する。この場合において、「鉛」とあるのは「ヒ素」と、「ビスマス」とあるのは「ゲルマニウム」と、「１mL中に鉛を２ng含む」とあるのは「１mL中にヒ素（$As_2O_3$として）を2.6ng含む」と、「設定質量数：$m/z$　208（内標準：$m/z$　209）」とあるのは「設定質量数：$m/z$　75（内標準：$m/z$　72）」と読み替えるものとする（2.6μg／g以下）。

③　類縁物質　定量法で得たクロマトグラムより、保持時間2.5～25分の間に確認された３―ニトロオキシプロパノール及び内部標準物質ノナン酸メチルを除く全てのピークの合計面積の割合は、総ピーク面積の2.0％以下でなければならない。

水分　1.5％以下（直接滴定）

定量法　本品約100mgを有効数字３桁まで量り、10mLの褐色全量フラスコに入れ、内標準溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、加え、よく振り混ぜ、バイアルに移し、試料溶液とする。別に３―ニトロオキシプロパノール標準品約100mgを有効数字３桁まで量り、試料溶液の調製と同様に操作し標準液とする。試料溶液及び標準液につき、次の条件でガスクロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから３―ニトロオキシプロパノールのピーク面積を測定し、次式により含量を算出する。

操作条件

検出器：水素炎イオン化検出器

カラム：内径0.32mm、長さ30mのフューズドシリカ管の内面に、非極性固定相を5.0μmの厚さで被覆したもの。

カラム温度：80℃で２分間保持した後、毎分５℃で120℃まで昇温し、10分間保持する。さらに毎分10℃で180℃まで昇温し、６分間保持し、最後に毎分30℃で250℃まで昇温し、２分間保持する。

注入口温度：200℃

検出器温度：265℃

キャリヤーガス：ヘリウム

流量：毎分3.5mL

注入方式：スプリット

スプリット比：１：50

注入量：1.0μL

面積測定範囲：３―ニトロオキシプロパノールの保持時間の2.5倍

内標準液の調製：正確に4570μLのノナン酸メチルを量り、200mLの褐色全量フラスコに入れ、140mLのエタノール（99.5）と混合し、さらにエタノール（99.5）を正確に標線まで加え、内標準液とする。

３―ニトロオキシプロパノール

$$=\frac{P\times A_{NOPSp}\times A_{NMSd}\times W_{NOPSd}}{A_{NMSp}\times A_{NOPSd}\times W_{Sp}}$$

P：３―ニトロオキシプロパノール標準品の純度（％）

$A_{NOPSp}$：試料溶液中の３―ニトロオキシプロパノール面積

$A_{NMSd}$：標準液中のノナン酸メチル面積

$W_{NOPSd}$：３―ニトロオキシプロパノール標準品の採取量（mg）

$A_{NMSp}$：試料溶液中のノナン酸メチル面積
$A_{NOPSd}$：標準液中の３―ニトロオキシプロパノール面積
$W_{Sp}$：試料採取量（mg）

(イ)　保存の方法の基準
密閉し、火気を避けて冷所に保存する。

イ　製剤（その１）

(ア)　成分規格
本品は、３―ニトロオキシプロパノール製造用原体をプロピレングリコールに混合し、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当する３―ニトロオキシプロパノールを含む。

確認試験　定量法により調整した試料溶液及び標準液１μLにつき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得た３―ニトロオキシプロパノールのピークに係る保持時間は一致する。

定量法　本品約200mgを２mLのプラスチック製遠沈管に入れ、1.0mLの内標準液を加え、蓋をし、よく振る。その後室温の水浴中で５分間超音波処理を行う。次に遠沈管を振り混ぜた後、2,000×ｇで２分間遠心分離し、上澄み液を試料溶液とする。別に約350mgのプロピレングリコールと約105mgの３―ニトロオキシプロパノール標準品を量り、10mLの褐色全量フラスコに入れ、内標準液５mLを全量ピペットを用いて量り、加え、よく振り混ぜ、バイアルに移し、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、製造用原体の定量法の操作条件でガスクロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから３―ニトロオキシプロパノールのピーク面積を測定し、次式により含量を算出する。

$$\text{３―ニトロオキシプロパノール} = \frac{P \times A_{NOPSp} \times W_{NOPSd} \times A_{NMSd}}{5 \times W_{Sp} \times A_{NMSp} \times A_{NMSd}}$$

P：３―ニトロオキシプロパノール標準品の純度（％）
$A_{NOPSp}$：試料溶液中の３―ニトロオキシプロパノール面積
$W_{NOPSd}$：３―ニトロオキシプロパノール標準品の採取量（mg）
$A_{NMSd}$：標準液中のノナン酸メチル面積
$W_{Sp}$：試料採取量（mg）
$A_{NMSp}$：試料溶液中のノナン酸メチル面積
$A_{NMSd}$：標準液中の３―ニトロオキシプロパノール面積
５：内標準液と標準液中のノナン酸メチルの希釈倍率

(イ)　保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。

(70)～(164)　（略）

(69)～(163)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

**○国土交通省令第九十七号**

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）を実施するため、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

**第一条**　都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （機能維持増進事業）<br>**第一条**　都市緑地法（以下「法」という。）第四条第二項第六号ロの国土交通省令で定める事業は、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置とする。 | （新設） |
| （機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する協議）<br>**第一条の二**　法第四条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、法第十九条の三第一項に規定する事項を定めようとする場合においては、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事に提出してするものとする。ただし、同項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。<br>一　基本計画に定めようとする法第十九条の三第一項に規定する事項及び第五条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類<br>二　都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類<br>三　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類 | （新設） |
| **第一条の三**　（略） | **第一条**　（略） |
| （緑地保全地域における行為の届出等の手続）<br>**第二条**　法第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。 | （緑地保全地域における行為の届出等の手続）<br>**第二条**　都市緑地法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。 |
| （特定緑地保全業務の実施の要請）<br>**第五条の二**　法第十七条の二第一項の規定により要請をしようとする都道府県等は、次に掲げる事項を記載した要請書を都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）に提出しなければならない。<br>一　対象土地の区域及び面積 | （新設） |

二　対象土地の状況
三　当該要請に係る特定緑地保全業務の具体的内容
四　特定緑地保全業務の実施の要請をする理由
（業務実施協定の記載事項）
**第五条の三**　法第十七条の二第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　支援機構が法第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの方法
二　法第十七条の二第四項の規定による買入れに要した費用の額を超えない範囲内において定める同条第五項の規定により都道府県等が負担する費用の額の算定方法
三　法第十七条の二第七項の規定により都道府県等が負担する費用の額の算定方法及び算定根拠の明示の方法
四　その他特定緑地保全業務の実施に関し必要な事項
（機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する事項）
**第五条の四**　市町村は、法第十九条の三第一項に規定する事項を定めるときは、当該事項に、同項に規定する事業に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　事業地の所在
二　事業の概要
三　事業施行期間
2　法第十九条の三第二項の規定による協議は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（市にあつては、当該各号に定める者及び都道府県知事）に提出してするものとする。ただし、同条第一項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。
一　基本計画に定めようとする法第十九条の三第一項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項を記載した書類
二　都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類
三　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類
（公共の用に供する施設）
**第十一条**　令第十三条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。
（支援機構の指定の基準）
**第二十九条**　法第六十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　都市における緑地の保全及び緑化の推進について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。
二　支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な体制を確保していること。

（新設）

（新設）

（公共の用に供する施設）
**第十一条**　令第十四条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。

（新設）

（業務規程の認可の申請）

**第三十条**　支援機構は、法第七十一条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　支援機構は、法第七十一条第三項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該認可に係る業務規程を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

**第三十一条**　法第七十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定緑地保全業務を行う事務所に関する事項

二　区分経理の方法その他の経理に関する事項

三　法第七十五条の帳簿その他の特定緑地保全業務に関する書類の管理に関する事項

四　特定緑地保全業務に関する秘密の保持に関する事項

五　その他特定緑地保全業務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

**第三十二条**　支援機構は、法第七十二条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　支援機構は、法第七十二条第二項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業報告書等の提出）

**第三十三条**　支援機構は、法第七十二条第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、貸借対照表を添付しなければならない。

（区分経理の方法）

**第三十四条**　支援機構は、法第七十四条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（帳簿の記載等）

**第三十五条**　法第七十五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十七条の二第一項の規定による要請を受けた年月日及び当該要請に係る第五条の二各号に掲げる事項

二　法第十七条の二第二項の規定による通知をした年月日

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三　法第十七条の二第七項の規定に基づき都道府県等が負担した費用の額
四　法第七十条第一号の規定による買入れをした年月日及びその区域並びに当該買入れに要した費用の額
五　法第七十条第二号の機能維持増進事業を行つた年月日及びその内容並びに当該事業に要した費用の額
六　法第七十条第三号の管理を行つた期間及びその内容並びに当該管理に要した費用の額
七　法第七十条第四号の譲渡を行つた年月日及び当該譲渡に要した費用の額
八　法第七十条第五号の貸付けを行つた年月日及びその内容（貸付金の額を含む。）並びに当該貸付けを受けた認定事業者の氏名又は名称及び住所
九　その他支援業務に関し必要な事項

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録され、必要に応じ支援機構において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十五条の帳簿への記載に代えることができる。

3　支援機構は、法第七十五条の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、最終の記載又は記録の日から起算して十年間保存しなければならない。

（優良緑地確保計画の認定の申請）

**第三十六条**　法第八十八条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書に、緑地確保事業を実施する区域の土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものであることを明らかにすることができる書類及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| --- | --- |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑地等（緑地及び緑化施設、園路、広場その他の緑地の利用者の利便のため必要な施設並びに緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。）の位置並びに整備する緑地等の配置 |

（新設）

２　前項の場合において、同項の申請書に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一　首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法第七条第一項の規定による届出をしなければならないもの　首都圏近郊緑地保全法施行規則第二条の書面

二　近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則第三条の書面

三　緑地保全地域内において行う行為であつて、法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　第二条の書面

四　特別緑地保全地区内において行う行為であつて、法第十四条第一項の許可を受けなければならないもの　第四条において準用する第二条の書面

（優良緑地確保計画の記載事項）

**第三十七条**　法第八十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号の区域内の緑地等の位置及び緑地の面積とする。　（新設）

（調査の方法）

**第三十八条**　法第八十八条第五項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が行う技術的な調査は、職員二人以上によつて行うものとする。　（新設）

（優良緑地確保計画の軽微な変更）

**第三十九条**　法第八十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　前号に掲げるもののほか、変更後の優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものであることが明らかであり、緑地確保事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

（優良緑地確保計画の変更の認定の申請）

**第四十条**　法第八十九条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第六による申請書に、第三十六条に規定する書面、書類又は図書のうち変更に係るものを添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

（定期の報告）

**第四十一条**　法第九十二条の規定による報告は、認定優良緑地確保計画の計画期間の各事業年度における緑地確保事業の実施状況について、当該事業年度の終了後三月以内に、当該状況を記載した報告書を提出して行うものとする。　（新設）

**第四十二条**　（略）

**第二十九条**　（略）

**別記様式第一**（第一条の三関係）

別記様式第一（第一条の三関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所

氏名

相　手　方　住所

氏名

都市緑地法第　　条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1　損失の事実

2　損失の補償の見積り及びその内訳

3　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所

氏名

殿

備　考

1　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のあつた日をあわせて記載すること。

2　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

3　「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

4　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

**別記様式第一**（第一条関係）

別記様式第一（第一条関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所

氏名

相　手　方　住所

氏名

都市緑地法第　　条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1　損失の事実

2　損失の補償の見積り及びその内訳

3　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所

氏名

殿

備　考

1　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のあつた日をあわせて記載すること。

2　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

3　「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

4　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

**別記様式第五**（第三十六条関係）

別記様式第五（第三十六条関係）

優良緑地確保計画認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

都市緑地法第88条第１項の規定に基づき、優良緑地確保計画について認定を申請します。
この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実に相違ありません。
注　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

優良緑地確保計画

１　緑地確保事業を実施する区域の位置及び面積

| |
|---|
| ［緑地確保事業の名称］ |
| ［区域の地名地番］ |
| ［区域の位置］　　付近見取図のとおり |
| ［区域の面積］ |

２　緑地確保事業の内容

| |
|---|
| ［概要］ |

（注）［概要］の欄には、事業の目的や具体的な内容について記載すること。

３　区域内の緑地等の位置及び緑地の面積

| |
|---|
| ［位置］　　配置図のとおり |
| ［面積］ |

４　計画期間

| |
|---|
| ［計画期間］　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日 |

５　緑地確保事業の実施体制

| |
|---|
| ［実施体制図］ |

６　資金計画

| 区　分 | 内　　訳 | 金　　額　　（百万円） |
|---|---|---|
| 支　出 | 整　備　費 | |

（新設）

| | | |
|---|---|---|
| | 管　理　費<br>事　務　費<br>借入金利息<br>○　○　○ | |
| | 計 | |
| 収　入 | 自己資金<br>借　入　金<br>（借入先　　）<br>○　○　○ | |
| | 計 | |

**別記様式第六**（第四十条関係）

別記様式第六（第四十条関係）

優良緑地確保計画の変更の認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

　年　月　日付けで認定を受けた優良緑地確保計画について、下記のとおり変更したいので、都市緑地法第89条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更の内容

注１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
　２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

（新設）

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正）

**第二条**　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （機能維持増進事業）<br>**第一条**　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「法」という。）第五条第二項第四号イの国土交通省令で定める事業は、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置とする。<br>**第二条・第三条**　（略）<br>**第四条**　令第五条第九号ヘ⑷の国土交通省令で定める工作物は、ビニルハウスその他これに類するものとする。<br>**第五条・第六条**　（略）<br>**第七条**　（略）<br>**第八条・第九条**　（略）<br>**第十条**　（略）<br>**第十一条・第十二条**　（略）<br>（特定土地保全業務の実施の要請）<br>**第十三条**　法第十三条第一項の規定により要請をしようとする府県は、次に掲げる事項を記載した要請書を都市緑化支援機構に提出しなければならない。<br>一　対象土地の区域及び面積<br>二　対象土地の状況<br>三　当該要請に係る特定土地保全業務の具体的内容<br>四　特定土地保全業務の実施の要請をする理由<br>（土地保全業務実施協定の記載事項）<br>**第十四条**　法第十三条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一　都市緑化支援機構が法第十四条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの方法<br>二　法第十三条第四項の規定による買入れに要した費用の額を超えない範囲内で定める同条第五項の規定により府県が負担する費用の額の算定方法<br>三　法第十三条第七項の規定により府県が負担する費用の額の算定方法及び算定根拠の明示の方法<br>四　その他特定土地保全業務の実施に関し必要な事項 | （新設）<br><br>**第一条・第二条**　（略）<br>**第二条の二**　令第五条第九号ホ⑷の国土交通省令で定める工作物は、ビニルハウスその他これに類するものとする。<br>**第三条・第四条**　（略）<br>**第四条の二**　（略）<br>**第五条・第六条**　（略）<br>**第六条の二**　（略）<br>**第七条・第八条**　（略）<br><br>（新設） |

（都市緑化支援機構の業務の特例に係る都市緑地法施行規則の規定の適用）

**第十五条**　法第十四条第一項の規定により都市緑化支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十一条第一号 | 特定緑地保全業務 | 特定緑地保全業務及び特定土地保全業務（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「古都保存法」という。）第十三条第一項に規定する特定土地保全業務をいう。以下同じ。）（以下「特定緑地保全業務等」という。） |
| 第三十一条第三号から第五号まで | 特定緑地保全業務 | 特定緑地保全業務等 |
| 第三十四条 | 業務 | 業務及び特定土地保全業務 |
| 第三十五条第一項第一号 | 法第十七条の二第一項 | 法第十七条の二第一項又は古都保存法第十三条第一項 |
| | 第五条の二各号 | 第五条の二各号又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）第十三条各号 |
| 第三十五条第一項第二号 | 法第十七条の二第二項 | 法第十七条の二第二項又は古都保存法第十三条第二項 |
| 第三十五条第一項第三号 | 法第十七条の二第七項 | 法第十七条の二第七項又は古都保存法第十三条第七項 |
| 第三十五条第一項第四号 | 法第七十条第一号 | 法第七十条第一号又は古都保存法第十四条第一項第一号 |
| 第三十五条第一項第五号 | 法第七十条第二号 | 法第七十条第二号又は古都保存法第十四条第一項第二号 |
| 第三十五条第一項第六号 | 法第七十条第三号 | 法第七十条第三号又は古都保存法第十四条第一項第三号 |
| 第三十五条第一項第七号 | 法第七十条第四号 | 法第七十条第四号又は古都保存法第十四条第一項第四号 |
| 第三十五条第一項第九号 | 支援業務 | 支援業務又は特定土地保全業務 |

（新設）

**別記様式**

別記様式

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所
　　氏名
相　手　方　住所
　　氏名

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第10条第２項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1　損失の事実
2　損失の補償の見積り及びその内訳
3　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所
　　氏名

殿

備考

1　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のあつた日をあわせて記載すること。
2　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
3　「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
4　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

**別記様式**

別記様式

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所
　　氏名
相　手　方　住所
　　氏名

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第９条第２項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1　損失の事実
2　損失の補償の見積り及びその内訳
3　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所
　　氏名

殿

備考

1　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のあつた日をあわせて記載すること。
2　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
3　「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
4　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（都市計画法施行規則の一部改正）

**第三条**　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （都市計画の決定等の提案）<br>**第十三条の四**　法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。<br>一　（略）<br>二　法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類<br>三　（略）<br>２・３　（略）<br>（都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案）<br>**第五十七条の七**　法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。<br>一　（略）<br>二　法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類<br>２　（略） | （都市計画の決定等の提案）<br>**第十三条の四**　法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。<br>一　（略）<br>二　法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類<br>三　（略）<br>２・３　（略）<br>（都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案）<br>**第五十七条の七**　法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。<br>一　（略）<br>二　法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類<br>２　（略） |

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

**第四条**　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （民間都市再生整備事業計画の認定等の申請）<br>**第二十二条**　法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。<br>一～十一　（略）<br>十二　令第二十七条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書 | （民間都市再生整備事業計画の認定等の申請）<br>**第二十二条**　法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。<br>一～十一　（略）<br>十二　令第二十三条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書 |

十三　脱炭素都市再生整備事業にあっては、次に掲げる図書

イ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行前及び施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を明らかにすることができる書類

ロ　再生可能エネルギー発電設備等の性能及び整備の状況を明らかにすることができる書類

ハ　再生可能エネルギー発電設備等が整備事業区域外において整備される場合にあっては、当該整備の実施前及び実施後における当該整備に係る区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を明らかにすることができる書類

ニ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行により整備される建築物に対して供給されるエネルギーであって、再生可能エネルギー発電設備等によって供給されるエネルギーの供給の状況その他の化石燃料以外のエネルギーの利用の状況を明らかにすることができる書類

ホ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行により整備される建築物のエネルギーの利用の効率性その他の性能に関する評価又はその見込みを記載した書類

ヘ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する建設資材の利用、工法その他の措置を記載した書類

十四　（略）

２　（略）

（脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画に記載する再生可能エネルギー発電設備等）

**第二十三条の二**　法第六十三条第三項第三号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　再生可能エネルギー発電設備その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が認める設備（整備事業区域外において整備されるものであって、当該脱炭素都市再生整備事業の用に供するものを含む。）

二　エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が認める設備

三　発電及び廃熱の回収利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が認める設備

（脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画の認定基準）

**第二十三条の三**　法第六十四条第一項第五号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　当該脱炭素都市再生整備事業の施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計の整備事業区域の面積に対する割合が十分の一以上であること。

二　当該脱炭素都市再生整備事業の施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計が、同事業の施行前における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を下回らないこと。

（新設）

十三　（略）

２　（略）

（新設）

三　緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備の状況及び管理の方法が適切であること。

四　再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要が、当該事業によるエネルギーの効率的利用その他の都市の脱炭素化に資する措置の内容を勘案して国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

五　再生可能エネルギー発電設備等が整備事業区域外において整備される場合にあっては、当該整備により既存の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積を減ずることとならないものであること。

六　再生可能エネルギー発電設備等が主として当該脱炭素都市再生整備事業の用に供するものであって、当該再生可能エネルギー発電設備等のエネルギーの供給の状況が国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

七　当該脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために必要なものとして国土交通大臣が認める措置が講じられているものであること。

（民間都市再生整備事業計画の公表）

**第二十四条**　法第六十五条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　当該認定整備事業計画が脱炭素都市再生整備事業に係るものである場合は、その旨並びに当該脱炭素都市再生整備事業に係る緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要

（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）

**第二十五条の二**　令第二十九条第三号の国土交通省令で定める設備は、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるものを除く。）その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が定める設備とする。

２　令第二十九条第四号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備

二　発電及び廃熱の回収利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が定める設備

**様式第八**（第二十二条関係）

（略）

１～１０　（略）

（民間都市再生整備事業計画の公表）

**第二十四条**　法第六十五条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

**様式第八**（第二十二条関係）

（略）

１～１０　（略）

11　法第六十三条第三項の事項を記載する場合

(1)　緑地及び緑化施設の整備に関する事業の概要及び管理に関する事項

| |
|---|
| ［緑地及び緑化施設の番号］ |
| ［緑地及び緑化施設の種類］ |
| ［緑地及び緑化施設の面積］ |
| ［緑地及び緑化施設の管理者又は管理者となるべき者］ |
| ［緑地及び緑化施設の管理の方法］ |

注１　［緑地及び緑化施設の番号］の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において緑地及び緑化施設ごとに付した番号を記入してください。

２　すべての整備する緑地及び緑化施設について緑地及び緑化施設ごとに作成してください。

| |
|---|
| ［緑地及び緑化施設の面積（本事業の施行前）の合計］ |
| ［緑地及び緑化施設の面積（本事業の施行後）の合計］ |
| ［緑地及び緑化施設の面積（本事業の施行後）の合計の整備事業区域の面積に対する割合］ |
| ［都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十条に規定する認定優良緑地確保計画に基づく事業であるか否かの別］ |

(2)　緑地等管理効率化設備の整備に関する事業の概要及び管理に関する事項

| |
|---|
| ［緑地等管理効率化設備の番号］ |
| ［緑地等管理効率化設備の種類］ |
| ［緑地等管理効率化設備の管理者又は管理者となるべき者］ |
| ［緑地等管理効率化設備の管理の方法］ |

注１　［緑地等管理効率化設備の番号］の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において緑地等管理効率化設備ごとに付した番号を記入してください。

２　すべての整備する緑地等管理効率化設備について緑地等管理効率化設備ごとに作成してください。

(3)　再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要及び管理に関する事項

| |
|---|
| ［再生可能エネルギー発電設備等の番号］ |
| ［再生可能エネルギー発電設備等の種類］ |
| ［整備事業区域内において整備される設備であるか否かの別］ |
| ［整備事業区域外において整備される場合の当該整備に係る区域における緑地及び緑化施設の面積（当該整備の実施前）の合計］ |

（新設）

| |
|---|
| ［整備事業区域外において整備される場合の当該整備に係る区域における緑地及び緑化施設の面積（当該整備の実施後）の合計］ |
| ［再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるか否かの別］ |
| ［再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者］ |

注１　［再生可能エネルギー発電設備等の番号］の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において再生可能エネルギー発電設備等ごとに付した番号を記入してください。

２　すべての整備する再生可能エネルギー発電設備等について再生可能エネルギー発電設備等ごとに作成してください。

３　［再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるか否かの別］の欄には、認定発電設備となる予定の設備についても記入してください。

| |
|---|
| ［建築物番号］ |
| ［基準一次エネルギー消費量］(GJ/年) |
| ［設計一次エネルギー消費量］(GJ/年) |
| ［太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］(GJ/年) |
| ［うち整備事業区域内において整備される太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］(GJ/年) |
| ［太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計］(GJ/年) |
| ［非化石電源に係る電気に相当するものの量］(GJ/年) |

注１　［建築物番号］の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

２　すべての建築物について建築物ごとに作成してください。

３　［太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］及び［太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計］の欄には、当該建築物にエネルギーを供給するすべての当該設備によるエネルギー創出量の合計を記入してください。

４　［太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］から［太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計］までの欄には、設計値を記入すること。

(4)　脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための措置に関する事項

（国土交通省組織規則の一部改正）

**第五条**　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官） | （緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官） |
| **第五十二条**　（略） | **第五十二条**　（略） |
| 2　緑地環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 2　緑地環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（国土交通省組織令第八十三条第三号に掲げるもの並びに参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。 | 二　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。 |
| 三・四　（略） | 三・四　（略） |
| 3～5　（略） | 3～5　（略） |

**附　則**

この省令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月八日）から施行する。

**○環境省令第二十八号**

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （沖合海底特別地区内の特定行為の許可申請書） | （沖合海底特別地区内の特定行為の許可申請書） |
| **第三十一条の四**　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 | **第三十一条の四**　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 |
| 一～八　（略） | 一～八　（略） |
| 九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。） | 九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採を行う場合に限る。） |
| 2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。 | 2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。） | 二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の採掘を行う場合に限る。） |
| 三・四　（略） | 三・四　（略） |
| （沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準） | （沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準） |
| **第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 | **第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |

| | |
|---|---|
| 四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。<br>当該特定行為が、次のいずれにも該当すること。<br>イ　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。<br>ロ　当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。<br>ハ　当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。<br>五　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの<br>当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。<br>（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）<br>**第三十一条の七**　（略）<br>２　（略）<br>３　法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）とする。 | （新設）<br>四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの<br>当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。<br>（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）<br>**第三十一条の七**　（略）<br>２　（略）<br>３　法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採を行う場合に限る。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の採掘を行う場合に限る。）とする。 |

**附　則**

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百四十二号）の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

## 規　則

**○国家公安委員会規則第十六号**

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第三百三十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年十一月一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

**第一条**　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （帳簿）<br>**第十二条**　指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一　［略］ | （帳簿）<br>**第十二条**　指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一　［同上］ |

二　初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあっては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号

四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号

［三～五　略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（技能検定員審査等に関する規則の一部改正）

**第二条**　技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （技能検定員審査の申請）<br>**第三条**　技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。<br>一　第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード<br>二　技能検定員審査（大型二種）　大型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）<br>三　技能検定員審査（中型二種）　大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）<br>四　技能検定員審査（普通二種）　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）<br>２　［略］ | （技能検定員審査の申請）<br>**第三条**　技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。<br>一　第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）<br>二　技能検定員審査（大型二種）　大型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）<br>三　技能検定員審査（中型二種）　大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）<br>四　技能検定員審査（普通二種）　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）<br>２　［同上］ |
| （教習指導員審査の申請）<br>**第十一条**　教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。<br>一　前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード | （教習指導員審査の申請）<br>**第十一条**　教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。<br>一　前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証 |

二　教習指導員審査（大型二種）　大型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

三　教習指導員審査（中型二種）　大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）

四　教習指導員審査（普通二種）　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

2　［略］

**別記様式第１号**（第３条及び第11条関係）

| ※受理年月日 | 年　月　日 |
|---|---|
| ※受理番号 | |

技能検定員
教習指導員審査申請書　　年　月　日

公安委員会　殿

| | | | |
|---|---|---|---|
| 技能検定員<br>教習指導員審査の種類 | | 大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種 | |
| 申請者 | 本籍・国籍 | | 写真 |
| | 住所 | | |
| | ふりがな | | |
| | 氏名<br>生年月日 | 年　月　日生 | |
| 現に受けている免許 | 免許証 | 免許証番号 | 第　号 |
| | | 有効期間の末日 | 年　月　日 |
| | 免許情報記録 | 免許情報記録番号 | 第　号 |
| | | 有効期間の末日 | 年　月　日 |
| | 免許年月日・種類 | 大自二 | 普自二　年　月　日 |
| | | その他 | 年　月　日 |
| | | 免許の種類 | 大型／中型／準中型／普通／大特／大自二／普自二／け引／大二／中二／普二 |
| | 免許の条件 | | |

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
３　免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

二　教習指導員審査（大型二種）　大型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

三　教習指導員審査（中型二種）　大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）

四　教習指導員審査（普通二種）　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

2　［同上］

**別記様式第１号**（第３条及び第11条関係）

| ※受理年月日 | 年　月　日 |
|---|---|
| ※受理番号 | |

技能検定員
教習指導員審査申請書　　年　月　日

公安委員会　殿

| | | | |
|---|---|---|---|
| 技能検定員<br>教習指導員審査の種類 | | 大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種 | |
| 申請者 | 本籍・国籍 | | 写真 |
| | 住所 | | |
| | ふりがな | | |
| | 氏名<br>生年月日 | 年　月　日生 | |
| 現に受けている免許 | 交付公安委員会 | 公安委員会 | |
| | 交付年月日・番号 | 年　月　日 | 有効期間の末日　年　月　日 |
| | 免許証番号 | 第　号 | |
| | 免許年月日・種類 | 大自二 | 普自二　年　月　日 |
| | | その他 | 年　月　日 |
| | | 免許の種類 | 大型／中型／準／普通／大特／旧大／旧普／け引／大二／中二／普二 |
| | 免許の条件 | | |

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
３　免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正）

**第三条**　運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者等）<br>**第五条**　府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の免許が法第百五条の規定により失効した日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により免許証等（法第百一条第一項の規定による免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち当該免許に係る免許証等の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。<br>2　府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ⑷に規定する特別失効者を除く。）であって、当該免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。<br>3　府令第三十八条第十一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。<br>一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムの利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。<br>二　受講者の受講の状況を確認できるものであること。<br>三　受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。<br>（令第四十三条第一項の国家公安委員会規則で定める者等）<br>**第八条**　令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者は、府令第三十八条第十一項第一号ただし書に規定する申出をした者とする。<br>2　令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める装置は、府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターとする。 | （府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者）<br>**第五条**　府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の免許が法第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。<br>2　府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（法第九十二条の二第一項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）であって、当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。<br>［項を加える。］<br>（令第四十三条第一項の国家公安委員会規則で定める講習）<br>**第八条**　令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習は、府令第三十八条第十一項第一号ただし書の規定により行われる法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習とする。<br>2　令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める違反者講習は、府令第三十八条第十三項第二号の表第一号下欄に定める講習方法に係る違反者講習とする。 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正）

**第四条**　運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （認定の申請）<br>**第五条**　［略］<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>［一・二　略］<br>三　次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類<br>イ　第一条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあっては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）。以下この号において同じ。）、その他の運転免許取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ⑴に該当しない者であることを証する書面、同号ロ⑵及び⑶に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し<br>［⑴～⑶　略］<br>ロ　［略］<br>［四～七　略］<br>３　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （認定の申請）<br>**第五条**　［同上］<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>［一・二　同上］<br>三　［同上］<br>イ　第一条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ⑴に該当しない者であることを証する書面、同号ロ⑵及び⑶に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し<br>［⑴～⑶　同上］<br>ロ　［同上］<br>［四～七　同上］<br>３　［同上］ |

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （帳簿等の備付け）<br>**第十四条**　法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>一　次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者（以下「運転代行業務従事者」という。）の名簿<br>イ　［略］ | （帳簿等の備付け）<br>**第十四条**　法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>一　次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者（以下「運転代行業務従事者」という。）の名簿<br>イ　［同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ロ　当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並びに当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日又は免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期間の末日<br>［二・三　略］ | ロ　当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並びに当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日<br>［二・三　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

**第六条**　大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定の申請）<br>**第二条**　［略］<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一　［略］<br>二　指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第六条において同じ。）を有する者にあっては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））<br>［三～八　略］<br>（帳簿）<br>**第六条**　特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一　特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号又は免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録（法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号並びに当該特例教習課程の種別<br>［二～四　略］<br>２　［略］ | （指定の申請）<br>**第二条**　［同上］<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一　［同上］<br>二　指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証及び運転免許証の写し<br>［三～八　同上］<br>（帳簿）<br>**第六条**　特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一　特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号並びに当該特例教習課程の種別<br>［二～四　同上］<br>２　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（地方警務官の利害関係者に関する規則の一部改正）

**第七条**　地方警務官の利害関係者に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （利害関係者から除く者）<br>**第一条**　国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。<br>一　［略］ | （利害関係者から除く者）<br>**第一条**　国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。<br>一　［同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 二　道路交通法第百一条第一項に規定する免許証等の更新をする事務　免許証等の更新の申請をしている者及び免許証等の更新の申請をしようとしていることが明らかである者 | 二　道路交通法第百一条第一項に規定する免許証の更新をする事務　免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者 |
| 三　［略］ | 三　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

附　則

（施行期日）

**第一条**　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（技能検定員審査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第二条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○国家公安委員会規則第十七号**

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十五条及び第十六条の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等） | （保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等） |
| **第一条**　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）第二条第一項の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。 | **第一条**　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）第二条第一項の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。第四条第一項及び第八条第二項において同じ。）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。 |
| ２　［略］ | ２　［同上］ |
| ３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。 | ３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。 |
| 一　当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。 | 一　当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。 |
| 二　［略］ | 二　［同上］ |

［項を削る。］

４　［略］

（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）

**第二条**　［１・２　略］

３　前条第三項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

（届出の手続）

**第三条**　法第五条、第七条（法第十三条第四項及び附則第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は附則第六項の規定による届出は、別記様式第二号の届出書を提出して行うものとする。

２　第一条第二項及び第三項（ただし書を除く。）の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「ある」とあるのは「あり、又は保有者であった」と、「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と読み替えるものとする。

４　前項第一号の規定により第二項第二号に掲げる書面の添付を省略する場合には、当該申請に係る申請書に当該旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載しなければならない。

５　［同上］

（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）

**第二条**　［１・２　同上］

３　前条第三項及び第四項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第五条第二項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「に係る申請書に」とあるのは「を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載」とあるのは「入力」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

（届出の手続）

**第三条**　法第五条、第七条第一項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は附則第七項の規定による届出は、別記様式第二号の届出書を提出して行うものとする。

２　第一条第二項から第四項まで（第三項ただし書を除く。）の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「ある」とあるのは「あり、又は保有者であった」と、「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と、同条第四項中「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に表示されていた」と読み替えるものとする。

［見出しを削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（保管場所標章の交付の手続）

**第四条**　法第六条第一項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により保管場所標章を交付しようとする警察署長は、当該保管場所標章の交付を受けようとする者（法第四条第一項ただし書の申請を行う者を除く。）に対し、申請書二通の提出を求めなければならない。

２　前項の申請書の提出を受けた警察署長は、当該自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。

３　第一項の申請書及び前項の通知書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

**第五条**　法第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長は、当該申請を行う者に対し、当該申請に併せて法第六条第一項の保管場所標章の交付の申請を求めなければならない。

２　第二条第一項及び第二項並びに規則第四条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術活用法第六条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに同項第二号及び第三号に掲げる書面」とあるのは「第四条第一項の申請書」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項の申請を求めた警察署長が同条第二項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

３　第一項の申請を求めた警察署長は、法第四条第一項ただし書に規定する通知に係る自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。

４　前項の通知書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（保管場所標章の様式）

**第六条**　法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第五号のとおりとする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（運行供用制限命令に係る文書の記載事項）

**第四条**　［略］

（運行供用制限命令に係る標章の様式）

**第五条**　法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第三号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続）

**第六条**　法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第四号の申告書を提出して行うものとする。

（聴聞の手続）

**第七条**　［略］

（保管場所標章の表示の方法）

**第七条**　法第六条第二項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の表示は、当該保管場所標章を当該自動車の後面ガラスに、当該保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいようにはり付けることにより行わなければならない。ただし、当該自動車に後面ガラスがない場合、当該自動車の後面ガラスにはり付けた場合において保管場所標章に表示された事項を後方から見ることが困難であるときその他保管場所標章を当該自動車の後面ガラスにはり付けることが適当と認められない場合にあっては、当該自動車の車体の左側面に保管場所標章に表示された事項が見やすいようにはり付けることにより行わなければならない。

（保管場所標章の再交付）

**第八条**　法第六条第三項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面の部分が取り除かれた場合

二　保管場所標章のはり付けが不完全になった場合

三　前二号に掲げるもののほか、再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

2　法第六条第三項の規定による保管場所標章の再交付の申請は、申請書二通を提出して行うものとする。

3　第四条第二項の規定は、前項の規定により保管場所標章の再交付の申請を受けた警察署長について準用する。この場合において、第四条第二項中「当該自動車の」とあるのは「当該保管場所標章の再交付を受けることとなる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、当該自動車の」と読み替えるものとする。

4　第二項の申請書及び前項において準用する第四条第二項の通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る文書の記載事項）

**第九条**　［同上］

（運行供用制限命令に係る標章の様式）

**第十条**　法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第七号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続）

**第十一条**　法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第八号の申告書を提出して行うものとする。

（聴聞の手続）

**第十二条**　［同上］

別記様式第１号（第１条関係）

| 自動車保管場所証明申請書 | | | |
|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | | | |

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

年　月　日

警察署長　殿

〒（　　）

住所

申請者

氏名

電話

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　月　日

警察署長　　印

備考　１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１号（第１条関係）

| 自動車保管場所証明申請書 | | | |
|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | | | |
| ※　保管場所標章番号 | | | |

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

年　月　日

警察署長　殿

〒（　　）

住所

申請者

氏名

（　　）　局　番

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　月　日

警察署長　　印

備考　１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

２　１(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号（第３条関係）

| 自動車保管場所届出書（新規・変更） | | | 自動車の区分 | 登録・軽 |
|---|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ | |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル | |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | （変更前　） | | | |

上記の事項について届出をします。

年　月　日

警察署長　殿

〒（　）
住所
届出者
氏名
電話

備考　１　法第５条、第13条第３項及び附則第６項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条（第13条第４項及び附則第７項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
２　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
３　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
４　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号（第３条関係）

| 自動車保管場所届出書（新規・変更） | | | 自動車の区分 | 登録・軽 |
|---|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ | |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル | |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | （変更前　） | | | |
| ※保管場所標章番号 | | | | |

上記の事項について届出をします。

年　月　日

警察署長　殿

〒（　）
住所
届出者
氏名
（　）　局　番

備考　１　法第５条、第13条第３項及び附則第７項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条第１項（第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
２　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
３　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
４　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
５　４(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を削る。］

別記様式第３号（第４条関係）

| 保管場所標章交付申請書 | | | |
|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | | | |

私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

年　月　日

警察署長　殿

〒（　　）

住所

申請者　（　　）局　番

氏名

第　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

| 保管場所標章番号 | |
|---|---|

年　月　日

警察署長　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を削る。］

別記様式第４号（第５条関係）

| 保管場所標章番号通知書 | | | |
|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | | | |

〒（　　）
住所
申請者　（　　）局　番
氏名

第　　号

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

| 保管場所標章番号 | |
|---|---|

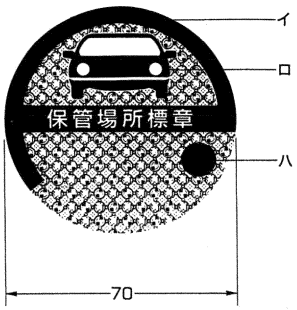
年　月　日

警察署長　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を削る。］

別記様式第５号（第６条関係）




備考　１　色彩は、イの部分を青色、ロの部分を黄茶色、地の模様を黄茶色及び紫色、「保管場所標章」の文字及び地を白色とする。
２　ハの部分には、ホログラムシールをはり付ける。
３　保管場所標章には、保管場所標章番号、保管場所の位置及び保管場所標章を交付する警察署長を印字する。
４　保管場所の位置については、都道府県及び市（特別区を含む。）町村名を表示する。
５　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
６　保管場所標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

［様式を削る。］

別記様式第６号（第８条関係）

| 保管場所標章再交付申請書 | | | |
|---|---|---|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| | | | 長さ　センチメートル<br>幅　センチメートル<br>高さ　センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | | | |
| 再交付申請の理由 | | | |

私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。

年　月　日

警察署長　殿

〒（　　）

住所

申請者　（　　）局　番

氏名

第　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

| 保管場所標章番号 | |
|---|---|

年　月　日

警察署長　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第４号（第６条関係）

自　動　車　保　管　場　所　確　保　申　告　書

下記の自動車の保管場所の位置欄記載の場所に下記の自動車の保管場所を確保した旨を申告します。

年　　月　　日

公安委員会　殿

〒（　　）
住所

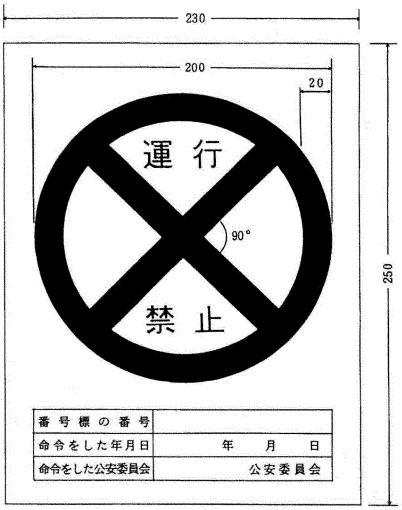
申告者　　電話

氏名

| | |
|---|---|
| 標章が付されている自動車の番号標の番号 | |
| 自動車の使用の本拠の位置 | |
| 自動車の保管場所の位置 | |

備考　１　申告者の氏名は、申告者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号（第５条関係）




備考　１　色彩は、記号を赤色、文字及び枠を黒色、地を白色とする。
２　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
３　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

別記様式第８号（第11条関係）

自　動　車　保　管　場　所　確　保　申　告　書

下記の自動車の保管場所の位置欄記載の場所に下記の自動車の保管場所を確保した旨を申告します。

年　　月　　日

公安委員会　殿

〒（　　）
住所

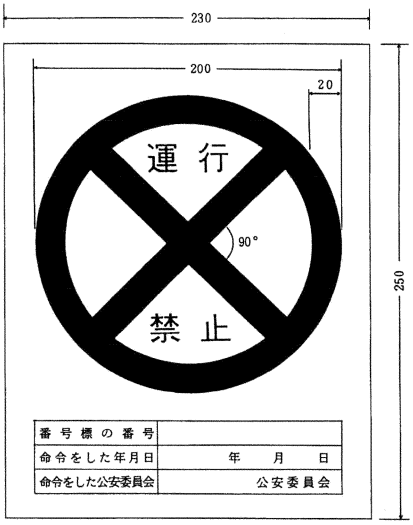
申告者　　（　　）局　　番

氏名

| | |
|---|---|
| 標章が付されている自動車の番号標の番号 | |
| 自動車の使用の本拠の位置 | |
| 自動車の保管場所の位置 | |

備考　１　申告者の氏名は、申告者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第７号（第10条関係）




備考　１　色彩は、記号を赤色、文字及び枠を黒色、地を白色とする。
２　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
３　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。